平成19年（第２回）山鹿市議会６月定例会

会　期　日　程　表

日次	月　日	曜　日	本　会　議	委員会
1	5月　25日	金	開会・提案理由説明	
2	5月　26日	(土)	休　会	
3	5月　27日	(日)		
4	5月　28日	月		
5	5月　29日	火		
6	5月　30日	水	発言通告締切（正午まで）	
7	5月　31日	木	休　会	
8	6月　1日	金	質疑・一般質問	
9	6月　2日	(土)	休　会	
１０	6月　3日	(日)		
１１	6月　4日	月	質疑・一般質問・委員会付託	
１２	6月　5日	火	休　会	
１３	6月　6日	水		
１４	6月　7日	木		
１５	6月　8日	金		
１６	6月　9日	(土)		
１７	6月　10日	(日)		
１８	6月　11日	月	本会議なし	文教厚生 経済観光
１９	6月　12日	火		建設環境 総務
２０	6月　13日	水		議会運営
２１	6月　14日	木	休　会	
２２	6月　15日	金	委員長報告・討論・採決・閉会	

平成19年（第２回）山鹿市議会６月定例会

目　次

第１号（５月25日）

１．議事日程 …… 3
２．本日の会議に付した事件 …… 4
３．出席議員 …… 4
４．欠席議員 …… 5
５．説明のため出席した者 …… 5
６．事務局職員出席者 …… 5
７．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 6
８．日程第２　会期の決定 …… 6
９．日程第３　議案第67号 …… 6
10．提案理由の説明 …… 6
（１）議案第67号（森市民福祉部長） …… 6
11．質　疑 …… 8
（１）立山秀木議員　第１回目質疑 …… 8
〇西田総務部長答弁 …… 8
12．討　論 …… 8
13．採　決 …… 9
14．日程第４　議案第68号～議案第73号 …… 9
報告第１号～報告第８号 …… 9
15．提案理由の説明 …… 10
（１）議案第68号（西田総務部長） …… 10
（２）議案第69号（西田総務部長） …… 11
（３）議案第70号（森市民福祉部長） …… 12
（４）議案第71号（森市民福祉部長） …… 12
（５）議案第72号（西田総務部長） …… 13
（６）議案第73号（西田総務部長） …… 13
（７）報告第１号（藏原農林部長） …… 14
（８）報告第２号（西田総務部長） …… 14
（９）報告第３号（西田総務部長） …… 14
(10) 報告第４号（森市民福祉部長） …… 15

(11) 報告第５号（森市民福祉部長） …… 15
(12) 報告第６号（有尾農林部次長） …… 15
(13) 報告第７号（西田総務部長） …… 16
(14) 報告第８号（西田総務部長） …… 16
16. 散　会 …… 17

第２号（６月１日）

１．議事日程 …… 21
２．本日の会議に付した事件 …… 22
３．出席議員 …… 22
４．説明のため出席した者 …… 23
５．事務局職員出席者 …… 23
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 24
（１）永田紘二議員第１回目一般質問 …… 24
〇八木田教育部長答弁 …… 25
（２）永田紘二議員第２回目一般質問 …… 27
〇八木田教育部長答弁 …… 27
（３）永田紘二議員第３回目一般質問 …… 29
〇八木田教育部長答弁 …… 30
（４）堀　茂幸議員関連質問 …… 31
〇八木田教育部長答弁 …… 31
（５）森川昭彦議員第１回目一般質問 …… 32
〇藏原農林部長答弁 …… 34
〇福田商工観光部長答弁 …… 36
〇杉燒副市長答弁 …… 38
（６）原　　徹議員第１回目一般質問 …… 39
〇有働監査委員事務局長答弁 …… 41
〇森市民福祉部長答弁 …… 41
〇西田総務部長答弁 …… 41
〇池田建設部長答弁 …… 42
〇三森総務部次長答弁 …… 43
（７）原　　徹議員第２回目一般質問 …… 44
〇森市民福祉部長答弁 …… 47
〇中嶋市長答弁 …… 47

○西田総務部長答弁 …… 47
○池田建設部長答弁 …… 48
○三森総務部次長答弁 …… 48
（８）原　　徹議員第３回目質疑・一般質問 …… 49
○西田総務部長答弁 …… 51
○中嶋市長答弁 …… 51
（９）森　久雄議員第１回目一般質問 …… 52
○福田商工観光部長答弁 …… 55
○杉燒副市長答弁 …… 56
(10) 森　久雄議員第２回目一般質問 …… 57
○杉燒副市長答弁 …… 60
○福田商工観光部長答弁 …… 61
(11) 森　久雄議員第３回目一般質問 …… 61
○杉燒副市長答弁 …… 63
(12) 平井邦廣議員第１回目一般質問 …… 64
○星子病院事務部長答弁 …… 65
(13) 平井邦廣議員第１回目一般質問 …… 65
○星子病院事務部長答弁 …… 66
(14) 平井邦廣議員第１回目一般質問 …… 67
○星子病院事務部長答弁 …… 68
７．散　会 …… 68

第３号（６月４日）

１．議事日程 …… 73
２．本日の会議に付した事件 …… 74
３．出席議員 …… 74
４．説明のため出席した者 …… 75
５．事務局職員出席者 …… 76
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 77
（１）北原昭三議員第１回目一般質問 …… 77
○八木田教育部長答弁 …… 80
○西田総務部長答弁 …… 81
○池田建設部長答弁 …… 81
○熊野環境部長答弁 …… 82

（２）北原昭三議員第２回目一般質問 …… 83
〇池田建設部長答弁 …… 84
〇熊野環境部長答弁 …… 84
（３）北原昭三議員第３回目一般質問 …… 85
〇池田建設部長答弁 …… 86
〇熊野環境部長答弁 …… 86
（４）島田節男議員第１回目一般質問 …… 86
〇有働選挙管理委員会事務局長答弁 …… 87
〇藏原農林部長答弁 …… 88
（５）島田節男議員第２回目一般質問 …… 90
〇有働選挙管理委員会事務局長答弁 …… 92
〇藏原農林部長答弁 …… 92
（６）島田節男議員第３回目一般質問 …… 94
〇藏原農林部長答弁 …… 95
（７）吉本政幸議員第１回目一般質問 …… 95
〇八木田教育部長答弁 …… 97
〇福田商工観光部長答弁 …… 98
（８）吉本政幸議員第２回目一般質問 …… 99
〇八木田教育部長答弁 …… 101
〇福田商工観光部長答弁 …… 101
（９）吉本政幸議員第３回目一般質問 …… 102
〇中嶋市長答弁 …… 102
(10) 川野　功第議員第１問目一般質問（１回目） …… 104
〇西田総務部長答弁 …… 105
(11) 川野　功議員第２問目一般質問（１回目） …… 105
〇田中教育長答弁 …… 106
(12) 川野　功議員第２問目一般質問（２回目） …… 108
〇田中教育長答弁 …… 110
(13) 川野　功議員第２問目一般質問（３回目） …… 111
〇田中教育長答弁 …… 112
(14) 川野　功議員第３問目一般質問（１回目） …… 113
〇福田商工観光部長答弁 …… 113
(15) 川野　功議員第３問目一般質問（２回目） …… 114
７．日程第２　委員会付託 …… 114

８．散　会 …… 115

第４号（６月15日）

１．議事日程 …… 119
２．本日の会議に付した事件 …… 119
３．出席議員 …… 120
４．説明のため出席した者 …… 121
５．事務局職員出席者 …… 121
６．日程第１　議案第68号～議案第73号…… 122
７．各常任委員長の報告 …… 122
（１）文教厚生常任委員長報告 …… 122
（２）経済観光常任委員長報告 …… 123
（３）建設環境常任委員長報告 …… 124
（４）総務常任委員長報告 …… 125
８．質　疑 …… 126
９．討　論 …… 126
10．採　決 …… 126
11．日程追加　日程第２　議案第74号 …… 127
12．提案理由の説明 …… 127
（１）議案第74号（西田総務部長） …… 127
13．質　疑 …… 127
14．討　論 …… 128
15．採　決 …… 128
16．閉　会 …… 128

５月２５日（金曜日）

平成19年（第２回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

平成19年５月25日（金曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　議案第67号　平成19年度山鹿市老人保健事業特別会計補正予算（第１号）

質　疑

討　論

採　決

第４　議案第68号　専決処分の承認を求めることについて

（山鹿市税条例の一部を改正する条例）

議案第69号　専決処分の承認を求めることについて

（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）

議案第70号　専決処分の承認を求めることについて

（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第71号　専決処分の承認を求めることについて

（山鹿市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例）

議案第72号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第73号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）

報告第１号　専決処分の報告について

報告第２号　専決処分の報告について

報告第３号　平成18年度山鹿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第４号　平成18年度山鹿市国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第５号　平成18年度山鹿市介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第６号　平成18年度稲田財産区特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第７号　山鹿市土地開発公社の経営状況の報告について

報告第８号　山鹿市国民保護計画の報告について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（29名）

１番	平井光臣君
２番	北原昭三君
３番	芹川正美君
４番	藤原　豊君
５番	立山秀木君
６番	立山　隆君
７番	原　徹君
８番	平井邦廣君
９番	吉本政幸君
10番	池田誠一君
11番	堀　茂幸君
12番	永田紘二君
13番	森川昭彦君
14番	川野　功君
15番	古荘克郎君
16番	島田節男君
17番	森　芳顕君
18番	家入憲隆君
19番	横手啓介君
20番	高野誠二君
21番	藤原　弘君
23番	西牟田　長君
24番	太田黒鐵郎君
25番	丸山寛治君
26番	寺崎勇児君
27番	高口功二郎君
28番	山口晋正君
29番	古田信助君
30番	丸山康昭君

○

欠席議員（１名）

22番　森　久雄君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	杉焼義文君
総務部長	西田秀行君
市民福祉部長	森　和芳君
農林部長	藏原榮一君
商工観光部長	福田憲之君
建設部長	池田永実君
環境部長	熊野次男君
病院事務部長	星子四郎君
教育部長	八木田達博君
総務部次長	三森兄臣君
市民福祉部次長	黒田賢二君
農林部次長	有尾隆俊君
商工観光部次長	北井孝範君
建設部次長	宮本榮次郎君
水道局長	池田幸一君
総務課長	幸村英星君
財政課長	米加田純正君
国保年金課長	栃原昭一君
農林振興課長	栃原栄一君
商工課長	永田義文君
建設課長	緒方淳一君
農業委員会事務局長	立山清敏君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
局長補佐兼議事係長	今坂英俊君
議会総務係長	堤　真澄君
書記	中村武志君

○

午前10時00分　開会

○

○議長（高野誠二君）

ただいまから、平成19年（第２回）山鹿市議会６月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（高野誠二君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において平井光臣議員、北原昭三議員を指名いたします。

○

日程第２　会期の決定

○議長（高野誠二君）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から６月15日までの22日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決定いたしました。

○

日程第３　議案第67号

○議長（高野誠二君）

日程第３、議案第67号を議題といたします。

○

議案第67号　平成18年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）

○

○議長（高野誠二君）

提案理由の説明を求めます。森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

議案第67号　平成19年度山鹿市老人保健事業特別会計補正予算（第１号）について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、平成18年度の老人保健事業特別会計の決算見込におきまし

て、歳入が歳出に対して7991万1000円不足する見込でありますので、地方自治法施行令第166条の２の規定に基づき、繰上充用を行うものです。また平成18年度の医療費給付金等の確定に伴う精算返納金でございます。

それでは、補正予算書の１ページをお開き願います。まず第１条　歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に8259万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を75億548万円とするものです。

続きまして、補正予算の内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出によりご説明申し上げます。７ページをお願いいたします。３歳出、（款）諸支出金、（目）償還金の補正額268万1000円は支払基金に対します審査支払手数料交付金に係る前年度精算返納金１万4000円、医療県負担金に対する前年度精算返納金266万7000円でございます。

次に（款）繰上充用金、（目）繰上充用金の補正額7991万1000円は、平成18年度の決算見込におきまして、歳入が歳出に対しまして7991万1000円不足する見込ですので、平成19年度の歳入を繰り上げて、これに充用し、今回の補正予算に同額の繰上充用金を編成するものです。財源は国庫支出金及び支払基金交付金でございます。今回の繰上充用の主な要因につきましては、国庫負担金及び支払基金交付金が通常の交付率を下回って交付されたためによるものでございます。なお、この不足金につきましては、平成19年度に交付されるものです。以上、概略ご説明申し上げましたが、総括といたしまして、歳入歳出補正予算事項別明細書総括表を５ページに掲載しておりますので、ご参照の上ご審議賜りますようお願い申し上げます。

なおこの議案につきましては、本日先議をいただき、ご議決を賜りますようよろしくお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

お諮りします。ただいま議題となっております案件について、先議いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第67号を先議することに決しました。

この際、議案審査のため暫時休憩いたします。

午前10時05分　休憩

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

午前10時20分　開議

○議長（高野誠二君

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております案件について質疑を行います。発言の通告があっておりますので発言を許します。立山秀木議員。

［５番　立山秀木君　登壇］

○５番（立山秀木君）

５番議員、立山でございます。本日の先議の必要性についての説明があっておりません。説明を求めたいと思います。

○議長（高野誠二君）

これより執行部の答弁を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

予算担当の方からご説明を申し上げます。18年度決算において収入が不足するということでございまして、５月31日に出納閉鎖がやってまいります。その時点で繰上充用をしておかないと決算ができないということでございますので、本日先議をいただき、議決をいただいておきたいということでございます。

○議長（高野誠二君）

立山議員、了解ですか。

○５番（立山秀木君）

はい。

○議長（高野誠二君）

ほかに質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第２項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

○議長（高野誠二君）

これより採決を行います。

議案第67号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――――

日程第４　議案第68号～議案第73号

報告第１号～報告第８号

○議長（高野誠二君）

日程第４、議案第68号から報告第８号までの全案件を一括議題といたします。

―――――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――――

議案第68号　専決処分の承認を求めることについて

（山鹿市税条例の一部を改正する条例）

議案第69号　専決処分の承認を求めることについて

（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）

議案第70号　専決処分の承認を求めることについて

（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第71号　専決処分の承認を求めることについて

（山鹿市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例）

議案第72号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第73号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）

報告第１号　専決処分の報告について

報告第２号　専決処分の報告について

報告第３号　平成18年度山鹿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第４号　平成18年度山鹿市国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第５号　平成18年度山鹿市介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第６号　平成18年度稲田財産区特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第７号　山鹿市土地開発公社の経営状況の報告について

報告第８号　山鹿市国民保護計画の報告について

―――――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

提案理由の説明を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

議案第68号　専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

１ページをお願いします。本案は２ページに掲げております専決第３号により、山鹿市税条例の一部を改正する条例について、平成19年３月30日に専決処分をいたしました。これを報告し、承認を求めるものであります。専決の理由は地方税法の一部を改正する法律が、平成19年３月30日に公布され、同年４月１日から施行されることとなりました。その措置に急施を要するため、地方自治法第179条第１項の規定に基づき専決処分をしたものです。

３ページをお願いいたします。山鹿市税条例の一部を改正する条例です。まず本案の説明の前に、平成19年度の税制改正の概要についてご説明いたします。現下の経済情勢、財政状況を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するため、法人所得課税における減価償却制度において残存価格、償却可能限度額の廃止、上場株式等の配当譲渡益に係る軽減税率の適用期限の１年間の延長、固定資産税におけるバリアフリー改修促進税制の創設をするほか、非課税等特別措置の整理合理化のため、所要の措置を講ずることとされました。なお、今回の改正は小ぶりでございまして、本年秋以降に税制の抜本的改革に取り組むということとなっております。条例の一部改正の内容についてご説明をいたします。

第23条は市民税の納税義務者等を定めたものでございます。新信託法の成立に伴い、法人住民税において法人課税信託の引き受けを行う個人について法人税割の納税義務者に新たに追加、また法人課税信託の引き受けを行う人格なき社団等について法人とみなすこととされるため改めるものです。

第31条は、均等割の税率を定めたものですが、条文の整備です。

第95条はたばこ税の税率を定めたものです。平成18年度改正において、定率減税が廃止することとされたことに伴いまして、地方たばこ税においても特例税率を廃止し、本則税率とされたため、旧３級品以外の税率3064円を3298円に改めるものです。したがいまして、本改正による実質的な増減収は生じません。

第131条第５項は、条文の整備です。附則第10条の２は、新築住宅等の軽減について定めたものです。第４項第２号及び第５号は条文の整備であり、第６項を新たに追加いたします。第６項につきましては、住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置を受けるための申告について定めたものです。平成19年４月１日から22年３月31日までの間に、一定のバリアフリー改修が行われた住宅について、翌

年度の税額を３分の１減額、100㎡までを限度でありますが、するというものでございます。

附則第11条の２に附則第11条の３として、鉄軌道用地、鉄道ですが、その価格の特例を定めるものでございますが、本市において課税はありません。

４ページをお願いいたします。上段から８行目ぐらいからでございますが、附則第16条の２はたばこ税の税率の特例を定めたものです。附則第17条の２第３項は条文の整備です。附則第19条の２の法律名称及び条項は証券取引法という名称であったものを、金融先物取引法などの投資商品に関する法律分を金融商品取引法としてまとめられたため、改めるものでございます。附則第19条の３は、上場株式等を譲渡した場合の市民税の課税の特例を定めたものですが、適用期限を平成20年度から１年延長し、平成21年度までとするものです。

附則第20条第７項は、いわゆるエンジェル税制でございますけれども、ベンチャー企業による個人投資家からの資金調達をサポートするために創設された税制優遇措置でございます。株式の譲渡益を２分の１に圧縮する優遇措置でその適用期間を２年延長し、平成21年３月31日までとするものです。

附則第20条の４第３項は、条約適用配当について定めたものです。上場株式等の配当等についての軽減税率が１年延長されたため、適用期限を平成20年３月31日を平成21年３月31日までと改めるものです。

附則第20条の４の次に第20条の５として１条加える規定は、日本国内居住者が条約相手国の社会保障制度に対して支払った保険料について地方税法の規定を適用し、社会保険料控除の対象とするというものであります。

以下、附則としまして第１条で、この条例は平成19年４月１日から施行するものであります。また、一部それぞれの改正規定についての施行日を定めております。第２条及び第３条は市民税、固定資産税における経過措置であります。

次に議案第69号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。本案は２ページに掲げております専決第４号により、山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例について、平成19年３月30日に専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。専決の理由は、議案第68号と同じであります。

３ページをお願いします。山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例であります。第１条は山鹿市都市計画税条例の一部を改正するものです。第２条第２項中項番号の改正は地方税法の改正に伴い項番号を繰り上げるものです。

附則第14項中項番号の改正も、地方税法附則の改正に伴い改めるものであります。

第２条も山鹿市都市計画税条例の一部を改正するものでありますが、第２条第２項及び附則第14項中の項番号の整理は郵政民営化法等の施行に伴う関係法令の整備に関する法律の制定に伴い改めるものであります。以下附則といたしまして、この条例中改正条例でありますが、第１条の規定は平成19年４月１日から、第２条の規定は平成19年10月１日から施行するものであります。以上、説明終わります。

○議長（高野誠二君）

森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

議案第70号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。本案は地方税法施行令の一部を改正する政令が平成19年３月30日に公布、同年４月１日に施行されたことに伴い、山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第１項の規定により、平成19年３月30日付をもって専決処分しましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。以下、条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

３ページをお開き願います。第２条第２項及び第14条第１項は保険税の医療給付費分の課税限度額を引き上げるもので、53万円から56万円に改めるものです。附則といたしまして、この条例は平成19年４月１日から施行いたします。適用区分といたしまして、この条例は平成19年度以後の保険税について適用し、平成18年度までの保険税については、なお従前の例によるものです。

次に、議案第71号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。本案は、熊本県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付要領の一部改正が平成19年３月23日に行われ、同年４月１日に施行されたことに伴いまして、山鹿市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する必要が生じたために、地方自治法第179条第１項の規定により、平成19年３月30日に専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

以下、条例の一部を改正する条例につきまして説明いたします。３ページをお開きください。第２条の表、受給資格者の項につきまして、障害者自立支援法第19条第３項並びに附則第４条及び附則第18条の規定による住所地特例等を準用し、受給資格者の項を改めるものでございます。

また第２条の表、一部負担金の項につきまして、療養介護医療に係る自己負担額に対する助成については、進行性筋萎縮症者に限定しないこととしたため、第２号中、「進行性筋萎縮症者に限る」を削るものでございます。附則として、この条例は平成19年４月１日から施行いたします。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

議案第72号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。本案は、市立病院の組織体制の充実を図るため、本年４月１日付で診療部に次長職を設けたことに伴いまして、医師の次長の研究手当の額を定めるため、改正するものです。

第７条は医師の研究手当の規定でありまして、次長の研究手当として月額16万5000円を支給するものです。なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成19年４月１日から適用するというものであります。

次に議案第73号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正でございます。第１条　歳入歳出予算の補正は、1551万8000円を追加するものです。

９ページをお願いいたします。３歳出、（款）農林水産業費、（目）農業振興費の補正額121万円は、農業担い手支援に係るものであります。農地集積促進対策事業83万円は中山間地域における品目横断的経営安定対策に係る営農組織設立及び経営安定に向けての支援を行うものです。促進対象地域は鹿北岳間地区であります。

次のＪＡ農業インターン事業３８万円は、ＪＡグループにおける担い手育成対策の一環として農家指定等に対する就農支援を行うものです。新規就農支援対象者は、２名です。

続きまして、（款）土木費、（目）住宅管理費の補正額650万円は、市営鬼丸団地の火災に伴う復旧費であります。

10ページをお願いします。（款）消防費、（目）非常備消防費の補正額530万8000円は、消防団退職報奨金に係る負担金の改正に伴い補正をするものです。

続きまして、（款）教育費、（目）保健体育総務費の補正額250万円ですが、生涯学習推進事業200万円はコミュニティー助成事業の内示に伴い、ミニサッカーゴールなどスポーツ用具を購入するものです。

次のスポーツ大会開催事業50万円は、本年７月開催予定のハンドボールのジャパンカップ2007熊本大会に係る大会運営費負担金です。以上、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

藏原農林部長。

［農林部長　藏原榮一君　登壇］

○農林部長（藏原榮一君）

報告第１号　専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、公用車での事故による損害賠償に係る額の決定及び和解について、専決処分をいたしましたのでご報告申し上げます。

２ページをお願いいたします。事故発生日時は、平成18年10月31日、午後４時10分頃でございます。相手方は、山鹿市鹿校通三丁目２番36号、杉村智美氏。事故の概要は、山鹿市鹿本町の市道庄・小島線下高橋交差点において、右側から一時停止を行わず進入してきた相手方車両が、直進する市車両に衝突し、相手方車両の前頭部を損傷したものでございます。これに対する損害賠償の額は20万円でございます。また、和解事項といたしまして、山鹿市は賠償金を支払い、今後いかなる事情が発生しても双方とも異議の申し立てをしないとするものでございます。以上、ご報告申し上げます。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

報告第２号　専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

報告第１号同様、公用車での事故による損害賠償に係る額の決定、和解について、専決処分しましたのでご報告申し上げます。

２ページをお願いします。事故発生日時、平成19年３月21日、午後１時頃。相手方、山鹿市菊鹿町矢谷1001番地、牛崎三明氏。事故の概要は、あんずの丘マラソン大会終了後の後片付け中、軽トラックに積載しておりましたテーブルが荷崩れを起こし、相手方の車両を損傷させたものです。損害賠償の額、７万1278円。和解事項としまして、山鹿市は賠償金を支払い、今後いかなる事情が発生しても双方とも異議の申し立てをしないとするものであります。

続きまして、報告第３号　平成18年度山鹿市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第２項の規定に基づき、ご報告いたします。これは、先の３月定例会におきまして議決をいただいております繰越明許費４件に係る報告です。

２ページの平成18年度山鹿市一般会計繰越明許費繰越計算書により、ご説明いたします。（款）民生費、（項）社会福祉費、国民健康保険事業特別会計繰出金ほか３事業に係る繰越明許費の金額に対しまして、記載のとおりそれぞれ平成18年度から19年度へ繰越を行ったものです。財源は未収入特定財源の国庫支出金、県支出

金、地方債及び一般財源です。

なお当該事業につきましては、林道新設改良事業が本年５月10日に完成いたしております。その他の事業につきましても11月末の完成予定です。以上、ご説明終わります。

○議長（高野誠二君）

森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

報告第４号　平成18年度山鹿市国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、及び報告第５号　平成18年度山鹿市介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第146条第２項の規定に基づき、ご報告いたします。このことにつきましては、先の３月定例会におきまして議決をいただいております繰越明許費に係る報告でございます。

まず、報告第４号について申し上げます。２ページの平成18年度山鹿市国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書により、ご説明いたします。（款）総務費、（項）総務管理費、後期高齢者医療制度創設準備事業に係る繰越明許費の金額1719万円に対しまして、記載のとおり平成18年度から平成19年度へ繰越を行ったものです。財源は未収入特定財源の国庫支出金と一般財源でございます。また当該事業につきましては、11月末には完了の予定でございます。

次に、報告第５号について申し上げます。２ページの平成18年度山鹿市介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書により、ご説明いたします。（款）総務費、（項）総務管理費、医療制度改革創設準備事業に係る繰越明許費の金額224万7000円に対しまして、記載のとおり平成18年度から平成19年度へ繰越を行ったものです。財源は未収入特定財源の国庫支出金と一般財源でございます。また、当該事業につきましても、11月末完了の予定でございます。以上、報告いたします。

○議長（高野誠二君）

有尾農林部次長。

［農林部次長　有尾隆俊君　登壇］

○農林部次長（有尾隆俊君）

報告第６号　平成18年度稲田財産区特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、地方自治法施行令第146条第２項の規定に基づき、報告いたします。これは先の３月定例会におきまして、議決をいただいております繰越明許費に係る報告であります。

２ページをお願いいたします。平成18年度稲田財産区特別会計繰越明許費繰越計

算書により、ご説明いたします。（款）総務費、（項）総務管理費、水源林整備事業の繰越明許費の金額につきましては、記載のとおり翌年度へ繰り越しております。財源は未収入特定財源のその他であります。なお、本事業は５月７日に完了いたしております。以上、ご報告いたします。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

報告第７号　山鹿市土地開発公社の経営状況の報告について、ご説明申し上げます。本公社は、地方自治法第221条第３項の法人に該当しますので、同法第243条の３第２項の規定に基づき、経営状況を報告するものであります。

２ページをお願いします。まず、平成18年度の事業報告でありますが、１概要については記載のとおりであります。２事業についてですが（１）事業概要は一般管理事務です。（２）収入に関する事項は、預金の受取利息が3723円であります。（３）支出に関する事項は、一般管理事務に要する経費４万2525円でございます。３その他は、平成19年度への現金預金の繰越金で1495万6013円であります。なお、３ページから６ページにかけまして決算報告書、損益計算書、貸借対照表、財産目録を掲載しております。ご参照いただきたいと思います。

次に、７ページをお願いします。平成19年度の事業計画であります。19年度におきましても、一般管理事務を行うこととしております。同ページの平成19年度の予算でありますが、第２条の収益的収入及び支出の予定額は収入が事業外収益の受取利息３万6000円、支出は一般管理費４万3000円であります。なお、８ページに平成19年度の予算実施計画と資金計画を掲載いたしております。ご参照いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第８号　山鹿市国民保護計画についてご説明いたします。国民保護計画につきましては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法でありますが、この第35条第１項で市長は県の国民保護計画に基づき計画を作成しなければならないとされております。また同条第６項で、市長は国民保護計画を作成したときは議会に報告しなければならないと規定されており、今回報告するものであります。

本市の国民保護計画につきましては、第１編　総論から第５編　緊急対処事態への対処からなる計画といたしております。各編ごとに青い紙で仕切りを入れておりますが、１ページから始まります第１編　総論につきましては、国民保護措置を適格かつ迅速に実施するという市の責務、国民保護措置に関する基本方針、国民保護

措置の仕組み、本市の地理的、社会的特徴、本計画が対象とする事態について記載しております。

17ページからの第２編　平素からの備えや予防では、市の各部所における平素の業務、職員の参集基準、避難、救援、武力攻撃、災害への対処に関する平素からの備え等について述べております。

37ページから第３編　武力攻撃事態等への対処につきましては、武力攻撃などの事案が覚知された場合、速やかに緊急事態連絡本部を立ち上げ、その後政府において事態認定が行われ、本部設置の指定を受けた場合には、国民保護対策本部体制を取ることになります。

40ページには市長を本部長とします対策本部の組織、機能を示しております。また警報の通知、伝達、救援、安否情報の収集提供、武力攻撃災害の対処等について定めております。91ページからの第４編　復旧等では、万が一武力攻撃災害が発生した場合、市が管理する道路、上下水道など、ライフラインの復旧は当然ですが、被災者の生活確保を最優先に行うことが必要と考えております。

95ページからの第５編　緊急対処事態への対処につきましては、第３編の武力攻撃事態等への対処に準じて行います。

以上が計画の内容ですが、冒頭申し上げましたように、市の国民保護計画につきましては、県の計画に基づき策定しなければならないことから、県から示されました国民保護計画のモデル計画に則り本計画を作成いたしております。

また作成にあたりましては、指定行政機関、熊本県、自衛隊、指定公共機関、有識者などで組織します山鹿市国民保護協議会で協議をいただき、さらに県との正式協議を経て了承されたものでございます。こういう計画をつくらねばならないというのは、非常に恐い面もございますが、以上、ご報告を申し上げます。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

散　会

○議長（高野誠二君）

以上で、本日の会議は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時50分　散会

～～～

６月１日（金曜日）

平成19年（第２回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

平成19年６月１日（金曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

○

発言通告

１．永田紘二

一般質問

（１）方保田東原遺跡の保存整備の推進について

①現状までの経緯について

②国追加指定について

③今後の保存整備計画について

２．森川昭彦

一般質問

（１）品目横断的経営安定対策事業及び農地・水・環境保全向上対策事業について

（２）プラザファイブ再生計画について

３．原　　徹

一般質問

（１）同和対策補助金に対する住民監査請求の却下について

（２）乳幼児医療費の完全無料化（現物給付）について

（３）合併して３年目、次の事業の進捗状況について

①庁舎建設計画

②市所有の中心街空き地活用（第２駐車場・観光協会前・八千代座横・旧山鹿保育所跡）

③まほろバス構想について

４．森　久雄

一般質問

（１）プラザファイブ再生支援事業について

５．平井邦廣

一般質問

（１）山鹿市立病院について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（30名）

１番	平井光臣	君
２番	北原昭三	君
３番	芹川正美	君
４番	藤原　豊	君
５番	立山秀木	君
６番	立山　隆	君
７番	原　徹	君
８番	平井邦廣	君
９番	吉本政幸	君
10番	池田誠一	君
11番	堀　茂幸	君
12番	永田紘二	君
13番	森川昭彦	君
14番	川野　功	君
15番	古荘克郎	君
16番	島田節男	君
17番	森　芳顕	君
18番	家入憲隆	君
19番	横手啓介	君
20番	高野誠二	君
21番	藤原　弘	君
22番	森　久雄	君
23番	西牟田　長	君
24番	太田黒鐵郎	君
25番	丸山寛治	君
26番	寺崎勇児	君
27番	高口功二郎	君
28番	山口晋正	君
29番	古田信助	君
30番	丸山康昭	君

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	杉焼義文君
教育長	田中宏君
総務部長	西田秀行君
市民福祉部長	森和芳君
農林部長	藏原榮一君
商工観光部長	福田憲之君
建設部長	池田永実君
環境部長	熊野次男君
病院事務部長	星子四郎君
教育部長	八木田達博君
総務部次長	三森兄臣君
市民福祉部次長	黒田賢二君
水道局長	池田幸一君
総務課長	幸村英星君
財政課長	米加田純正君
子育て支援課長	前田泰秀君
人権啓発課長	中野力君
農林振興課長	栃原栄一君
農林整備課長	斉藤憲二君
商工課長	永田義文君
観光課長	寺崎泰和君
建設課長	緒方淳一君
都市計画課長	宮本稔君
病院管理課長	田上信博君
監査事務局長兼選管事務局長	有働典夫君

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
局長補佐兼議事係長	今坂英俊君
議会総務係長	堤真澄君
書記	中村武志君

午前10時00分　開議

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（高野誠二君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。永田紘二議員。

［12番　永田紘二君　登壇］

○12番（永田紘二君）

おはようございます。12番議員の永田でございます。

発言通告に基づきまして、一般質問を１点だけさせていただきます。山鹿市総合計画の前期基本計画で文化の振興及び文化財保護の現状と課題が示されております。この文化財の振興及び文化財保護の現状と課題の中の一つに、文化財関係では、数多くの指定文化財が点在していますが、その正確な把握と適正な管理が望まれます。方保田東原遺跡は、吉野ヶ里遺跡に匹敵する規模の古代集落遺跡、約35ヘクタール。そして約2.7ヘクタールが、昭和60年に国の史跡の指定をされています。調査を続けていますが、地権者の高齢化による周辺農地の宅地化や新たな開発による破損が進んでおります。遺跡を守るためには、指定の拡大が必要であると示してあります。また、文化財の保護と活用では、本市の貴重な歴史遺産を後世に伝えるために、また活用できるようなものにするために、方保田東原遺跡などの史跡が保存、整備の推進をしますとあります。このことから、方保田東原遺跡の保存整備の推進についてお伺いをしたいと思います。

３点に分けて、質問をしていきたいと思います。１点目は現状の遺跡、今までの経緯についてどういう経緯であったのか。２点目には国の追加指定をいただいたけれども、追加指定についての内容をお尋ねしたいと思います。３点目には、今後の整備計画がどうなってるかということでお尋ねをしていきたいと思います。

まず遺跡の現状までの経緯についてでありますけれども、かなり以前から方保田東原遺跡の周辺の土地の所有者の皆さん方、遺跡があるがゆえに農地の活用、宅地化、住宅建設等に非常に迷惑がかかってきたと聞いております。昭和60年に国指定遺跡となり、用地買収等もなされたと思いますけれども、今までの経緯についてお尋ねをしたいと思います。

２点目でありますけれども、国の追加指定につきましては、60年に2.7ヘクター

ル、今回８ヘクタールの追加指定がなされましたけれども、追加指定の経緯と必要性、なぜ追加指定が必要だったのかということでお尋ねをしたいと思います。当然、追加指定をしたわけでありますから、整備計画３点目になりますけれども、総合ビジョン、どういう形でつくっていきたいのかという検討はなされていると思いますが、その辺の内容等についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（高野誠二君）

これより執行部の答弁を求めます。八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

永田議員の一般質問、方保田東原遺跡の保存整備の推進についての中で、１回目、遺跡の概要と経緯について、及び追加指定の経緯と必要性について、並びに総合計画のビジョンに関してのご質問にお答えいたします。

まず１点目の遺跡の概要等についてお答えいたします。方保田東原遺跡の確認は昭和30年代にさかのぼりますが、昭和48年の工場建設に伴う調査で、当時中九州では初めての出土になりました弥生時代の青銅製品の巴型銅器が発見されたことから、全国的に知られるようになりました。その後、昭和55年に工場敷地が売却され、宅地造成の計画が立てられました。そのため、関係者の皆様のご理解を得まして、国指定史跡にすることで遺跡の保護を図ることになり、昭和59年文化庁に指定申請をいたしまして、昭和60年２月19日付で約2.7ヘクタールが第１次の国指定となりました。山鹿市には数多くの文化財が残されておりますが、山鹿市の歴史の根幹をなすと考えられるのが、この国指定史跡方保田東原遺跡でございます。ご承知のとおり、我が国における国家の成立を考えた場合、約2000年以上前の弥生時代にさかのぼることができます。特に邪馬台国があったころの我が国には、100以上の原始国家が存在していたと言われております。方保田東原遺跡もそのころの一つの原始国家で邪馬台国とともに存在したであろう一つの国であったと考えられております。方保田東原遺跡はいわゆる拠点集落としての規模と内容が優れているところから国の史跡としての評価を受けているもので、このような遺跡が山鹿市に残っていることは、山鹿市民にとっても本当に他に誇るべき財産であろうと思っているところでございます。

続きまして、２点目の追加指定の経緯等についてお答え申し上げます。平成７年に、出土文化財管理センター建設に際しまして発掘調査を行いました。その結果、県下最大級の集落防御のための８メートルの溝が発見されたところでございます。文化庁から発見された溝の保護と周辺の詳細調査をするように指導がございました。このため、翌年から平成15年まで発掘調査を実施してまいりましたところ、先ほど

ご指摘もございましたが、遺跡の範囲が方保田の台地全体の約35ヘクタールに及ぶことが明らかになり、全国的にも大変貴重な遺跡として知られるところとなったところでございます。文化庁からは遺跡の規模の大きさと質の高さから弥生時代の拠点集落としての重要な遺跡であるので、追加指定を視野に入れておくように指導がございました。

しかしながら、平成９年には財政状況の変化により、当面遺跡整備は凍結となり、調査のみを行うこととなったところでございます。平成13年、用地買収が済んでいた部分の整備事業に着手し、平成15年に整備工事を実施いたしましたが、実施に先立った地域住民の皆様の説明会におきまして、指定地周辺の農地の早期買い上げの要望がございました。

さらに平成15年11月には、遺跡がございます大道校区市町村合併説明会においても、農地の早期購入の要望が出されたところでございます。この時に、市としても追加指定を受け、遺跡の保存に努めるという方向が出されたところでございます。これを受けまして、７月には周辺地権者を集め、追加指定の説明会を３回に分けて実施したところでございます。

また合併前の政策調整会議において、用地購入の予算化も含めて協議いただきましたが、その結果、追加指定の作業は進めることとし、用地購入については、合併後に判断を仰ぐということになり、文化庁への予算要求は行わないということになったところでございます。

翌平成17年９月には追加指定面積約８ヘクタールの所有者78名のご同意がいただけましたので、平成18年１月に文化庁への追加指定の申請書を提出して、７月28日付で国の史跡として追加指定をいただいたところでございます。

続きまして、第３点目、総合計画のビジョンに関してのご質問でございます。これまでも内部では長期の構想を持ちながら、長い時間をかけて事業を推進してまいりました。しかしながら、現在の社会情勢、経済情勢は大きく変化しております。したがいまして、これまでの方法から大きく方向転換を図らなければならないと考えております。現在の文化庁の遺跡整備についての方針も行政主導ではなく、市民参加型の保存活動の推進が必要だと言われております。本年１月に本市の八千代座で開催されました、埋蔵文化財担当者西日本大会においても、地域づくり、人づくりを目指す埋蔵文化財保護行政というテーマで文化庁調査官の講演がございました。

さらに、市を表敬訪問されました主任調査官からも市に直接、今後は市民参加型の保存活動をすべきとのお話しがあったところでございます。これらを踏まえまして、現在地元区長さん方とも今後の取り決めについて協議を重ねさせていただいているところでございます。以上、お答え申し上げます。

○議長（高野誠二君）

永田議員、了解ですか。

○12番（永田紘二君）

議長。

○議長（高野誠二君）

永田議員。

［12番　永田紘二君　登壇］

○12番（永田紘二君）

２回目の質問をさせていただきます。現状までの経緯の中で、2.7ヘクタール、国の指定がなされたと報告がありました。既に用地の買収は全部終わっていると思いますけれども、買収の方法、金額、その辺の内容を少しお伺いしたいと思います。

２点目でありますけれども、追加指定についてでありますが、約８ヘクタールの土地の所有者78名の同意書を提出したという説明がありました。18年７月に追加指定がなされたわけでありますけれども、当然、同意書を取るために、地権者にそれぞれ何回も説明会がなされたと思いますけれども、どういう内容を説明して同意書をいただいたのか。同意書をいただくために、どれくらいどんな話をされたのかというのをお尋ねしたいと思います。

３点目は、当然長期ビジョンを少し触れていただきましたけれども、そのためには短期的に、具体的な戦略というのも当然計画されてると思いますが、そこら辺の考え方をお尋ねしておきたいと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

２回目のご質問にお答え申し上げます。第１次指定の取得済み用地の買収の方法についてが一つ。それから追加指定の同意書をいただく際の説明の内容、並びに短期、長期の具体的な計画ということでございますので、お答え申し上げたいと思います。

まず１点目の第１次指定の用地買収についてでございますけれども、面積は２万6695.94平方メートルで、総額は３億3914万2116円でございます。昭和60年から平成５年まで９年間かかっております。国・県の補助事業で１万4621.94平方メートル、１億9405万6516円が取得金額でございます。当時の補助率は国が80％、県が10％でございました。残り１万2074平方メートルは、取得金額１億4508万5600円で、地方債で取得しておるところでございます。

２点目の追加指定の同意書をいただく際の説明内容についてのお尋ねでございますけれども、地権者説明会では、地権者の皆様に指定によって受けるメリット、デメリットを説明して地域の宝として未来に遺跡を残し、ふるさと自慢ができるような遺跡公園にしたいとお願いをしたところでございます。市といたしましては、用地の取得には国から８割の補助が得られ、整備に関しましても５割の補助が得られるということでございます。地権者の皆様のメリットは公有化の際に優先的に買い上げ、買い上げの際の譲渡所得の免除、固定資産税の非課税、デメリットは地下を掘削時の工事許可申請、増改築時の事前許可が必要などでございます。

なお、固定資産税の優遇につきましては、現状では適用ができないということがわかりましたので、現在ご説明をいたしておりまして、今後の全体計画につきましても近々全体説明会を開催したいと考えているところでございます。

次に３点目の短期、長期の具体的な計画についてお答え申し上げます。昭和60年代の第１期整備当時からもはや20年以上が経過したところでございます。時代も平成へと移り変わる中で、バブル経済の崩壊とともに、地方自治体を取り巻く環境は一変しております。経済情勢の変化とともに地方分権の流れ、三位一体改革を初め様々な改革の波が押し寄せてきておりますのはご承知のとおりでございます。文化財の保存整備につきましても、従来の手法から整備方針を含め、今日的手法へ変わることが求められてきているところでございます。

よって具体的には今後の整備方針案の策定のため、庁内の検討会を立ち上げて、今行政全体でビジョンづくりに取り組んでいるところでございます。また、整備の手法といたしましては、まず調査を行う、その成果を反映する整備計画を立てる。次に整備を実施するという方法を考えております。３年ないし５年をめどとした調査計画整備の短期計画を立て、ローリングしながら市民とともに長期ビジョンを策定していければと考えているところでございます。

また、より多くの方々に方保田東原遺跡についてご理解いただくような働きかけを行うために、出土文化財管理センターにおいて、今年度からふるさと歴史教室を開催しております。

さらに今月から、地元の方々の協力を得まして、古代米栽培を行う予定でございます。小学生から大人まで家族揃っての参加を呼びかけて、食と環境の体験学習を実施したいと考えております。活用に関しましては、今方保田東原遺跡応援団の結成準備がなされておるところでございまして、市全体の取り組みとして遺跡公園の活用に協力いただくような方向に進んでおるところでございます。今後、先ほど申し上げましたように、市民参加型の遺跡整備を目指してまいりたいと考えているところでございます。以上、お答え申し上げます。

○議長（高野誠二君）

永田議員、了解ですか。

○12番（永田紘二君）

議長。

○議長（高野誠二君）

永田議員。

［12番　永田紘二君　登壇］

○12番（永田紘二君）

今のご説明の中で、情勢が変わったからというお話しがありましたけれども、指定を受けたのが去年の話でありまして、説明会があったのはおととしの話で、ここ１、２年の間にそんなに情勢が変わるのかなということで、不本意に理解をいたします。

３回目の質問を行います。現状までの経緯について、すなわち60年に国指定をいただいた2.7ヘクタール、９年かかって買収が済んだということであります。これにつきましては、２点目の国の追加指定の質問の中に、ひっくるめてちょっとお尋ねをしたいと思います。

まず、追加指定８ヘクタールの買収費用の算定についてお伺いをしたいと思います。これだけ78名の皆さん方に同意書を取り、申請をしたわけですから、当然必要事業費等は算定されているものだと、私は理解しますけれども、その辺も少しおつなぎをいただきたいなと。それから、用地取得上の中では、建物の問題も出るわけですけれども、ちょっとそこまでは計画できてないと思いますが、農地、宅地と、８ヘクタールの中に占める割合がどうなのか。どれくらいの買収費用がかかるのか、そこら辺がわかっておればお話しをいただきたいと思います。

それから、先ほどの説明会の中での説明内容、固定資産税の減免の話、間違っていましたと、今訂正にお詫びに回っていますというお話しがあってますけれども、同意を得た第一の理由じゃなかったのかなという気がします。少し謙虚に反省をしてもらいたいなあという気がします。また、後二つほど説明会の内容で、説明があってませんけど、これ、私の範囲内で理解しているわけですけれども、まず用地の買収につきましては、５年から10年の計画で買収をしますと。それから整備については、10年から15年以内を目標にして整備を終わりたいという説明もあってたと思います。60年指定の場合は、先ほどお話しがありましたとおりに、60年から用地買収が始まっています。今回は８ヘクタールも膨れあがって、これだけ同意書をいただいて、18年度に指定をいただいたのに、18年度からでなくて、19年度の予算すらゼロであります。暫定予算全く方保田東原整備に関しては、予算が本年度つくられ

ていない。その内容はなぜそういう形になったのか。その辺がご報告できる範囲内でも結構ですから、お尋ねをしたいと思います。

３点目でありますけれども、当然19年度には整備も調査も全くないわけであります。それでは、来年はどうするのかと。平成20年の取りかかりをどういうところからやっていけるのか、その辺もお尋ねをしたいと思います。どういうお答えをいただけるかわかりませんけども、お願いをしておきたいわけでありますが、十分内部で横の連携をとって検討をしていただき、同意された78名の皆さん方が国の追加指定をいただいたがゆえに、新築、改築、移転、宅地、農地の売却、農地活用に非常に制限を課せられました。こういうことがありますので、今後78名の地権者の皆様方に十分納得がいけるような検討をしていただいて、ご報告いただきますようにお願いをしまして、質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

３回目のご質問のまず第１追加指定の買収費用の算定について、お答えを申し上げたいと思います。正式な鑑定評価はまだいたしておりませんので、難しいご質問でございますけれども、追加指定面積のうち、民有地は７万7139.44平方メートルでございます。このうち農地が５万6164.12平方メートルでございまして、農地の部分だけで申し上げますと、これまでの近隣の買収価格等を参考にさせていただきますと、およそ５億数千万円程度の金額になるのではないかというふうに考えておるところでございます。なお、宅地、雑種地等については鑑定いたしておりませんので、申し訳ございませんけれども、お答えをいたしかねるところでございます。

次に、本年度の取り組みについてのご指摘でございました。確かに、社会・経済の変化がございましたけれども、本年度は指定をいただくことに専心して、先ほども、内部の連携を取ってというご指摘ございましたけれども、確かに庁内外との連携が不十分であったことで、次のステップに進めなかったということにつきましては、教育委員会として反省をしているところでございます。ただ、先ほどご答弁申し上げましたように、今年度は歴史講座あるいは体験学習、あるいは東原遺跡の応援団等の新たな事業に取り組みながら、一歩、一歩進めたいというふうに考えておるところでございます。

次に、次年度以降についてでございますけれども、まずは現在ございます史跡公園としての部分を生かすための施策を中心に考えており、活用の幅が広がるような取り組みが必要ではないかと検討しております。イベント開催などにより多くのお

客様が訪れる方策を念頭に置いて、出土文化財管理センターと既存の公園を接続できるような整備を進められればと考えております。このような方針で関係団体、庁内関係部局との協議を踏まえまして、説明会でもご相談しながら推進したいと考えておりますので、どうぞご理解をよろしくお願い申し上げたいと思います。

○11番（堀　茂幸君）

議長、関連質問。

○議長（高野誠二君）

堀議員。

［11番　堀　茂幸君　登壇］

○11番（堀　茂幸君）

すみません、関連ということで登壇させていただきました。11番の堀でございます。今、八木田部長の答弁を聞いておりますと、東原古墳、前の場合にはもう明くる年から予算がついて、その買収に当たってできたと。今回の指定に関しては、情勢が変わったかもしれないけれども、予算がつかないということかなと、今思いましたし、予算がつかないということは、今後あれはどんなふうになっていくのかなあと思いました。地域の78名の方々から同意をいただきながら指定を受けたということは、それにあの予算がつくというようなことで、最初指定を受けたのだろうと思うし、それが予算のつかない中で、買収にもかかれないということになれば、この同意というのがいつまで有効になるのかわからないし、その世代交代とかいろんなことあって、その問題が、段々先送りになって、どういう結末になるのかなという心配もいたしましたし、今後具体的に予算確保のために、先ほどの説明では、ソフトの部分の説明だけだったけれども、予算的にこういった形で予算獲得して地域の方々に後の買収しながら、公園づくりに精一杯するというようなご答弁をいただけないものかなと思って登壇させていただきました。そのことにつきまして、執行部の今後の向い方につきまして、改めてご説明をいただきたいと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

関連のご質問でございまして、先ほどご答弁を申し上げましたけれども、買収を放棄したということではございませんで、方法論を変えたということで、先ほど申しました、３年から５年をスパンとして、ローリングをしながら、調査、それから発掘、それから整備をするというふうなことを繰り返して長期のビジョンを立てたいというふうに考えているところでございます。それを踏まえまして、当然買収が

できる部分については、教育委員会としては買収をお願いできたら幸いだなというふうに考えているところでございます。

○議長（高野誠二君）

以上で、永田議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により森川昭彦議員の発言を許します。森川議員。

［13番　森川昭彦君　登壇］

○13番（森川昭彦君）

議席番号13番、森川昭彦です。議長に提出をいたしました発言通告にしたがいまして一般質問をいたします。

１点目は、品目横断的経営安定対策事業、そして農地・水・環境保全向上対策事業ということでお尋ねをいたします。本来ならば、これは二つに分けてした方がいいのでしょうが、私はこの二つの事業というのは、連動している事業であるというふうに考えますので、一緒に質問させていただきます。

２点目には、プラザファイブの再生計画ということで質問をいたします。

まず品目横断的経営安定対策事業は、これは成功すれば、農地改革以来の大改革で、日本農業の命運を握る、そのように言われておる事業でございます。農地改革は半世紀前、民主化の一環として国が強制的に実施した対策事業でございます。農業者に対する農地の均等化、そして日本農業の近代化に大きな力を発揮いたしました。今推進が図られております集落営農事業は、私のような農業の素人には、これは逆農地改革ではないのかなというふうな気持ちがいたします。農業の国際化、そしてグローバル化の時代でございまして、また農業従事者の高齢化、後継者不足等を考えますと、農業の非常に厳しい現状と相まってこの対策事業しか農業再生の道はないのかなと理解はいたしております。しかしながら、長年にわたる日本農業の歴史、そして日本人の国民性を考えますときに、早々に合致する事業であるかは今後の事業推進を見守っていかなければならないというふうに考えます。性急な事業の推進ではなく、十分に相互理解が必要であろうかと思います。

一方、時期を同じくして推進をされております農地・水・環境保全向上対策事業でございます。この事業は、集落営農を成功させるための付帯事業であろうというような感じを受けております。私も一度地域の説明会に参加をいたしました。大変いい話ばかりでございます。今までは公役、そしてボランティアでやっていた通学路の草刈等も、金が払えますよと。人を雇用してやれば日当が出ますよと。まさに、いいことずくめの話でございました。集落営農において、このことはまずは横に置いとって、おそらくこの事業は認可申請をしない集落は皆無ではないかというふうに思いました。この事業は５年間を限定しての事業だと聞いております。国や地方

の財政が大変厳しい中、住民でできることは住民での意識で、住民の自治基本条例等が制定をされておる都市も増加いたしております。ボランティアの精神情勢にも逆行しかねなければいいなという感じもいたします。認可を受ける地区、そして受けられない地区、その不公平感も出てこようかと思います。膨大な予算を費やしてやる事業でございますから、認可の条件、そしてその資金の使途の範囲、十分に説明をして後顧の憂いがないように実施をしていただきたいというふうに思います。

まず品目横断的経営安定対策事業でございますが、まず１番目に事業の概要について、２番目に中山間地域は、大変この山鹿もそうでございますが、耕作面積がそう広くございません。面積の特例、そのような措置はないのか。３番目、集落営農組織の場合、経理の一元化が条件でございますが、そのことについての指導はどのようになっておるのか。そして事業の推進は、行政主導なのか、ＪＡ主導なのか。行政主導ということになりますと、集落営農を組織するために、じゃあ当面市役所の職員が経理をやってくださいよなんていう話が出てくるのではないかなと、そのような心配もいたしております。５番目は山鹿市の取り組みとその現状についてお尋ねをいたします。

農地・水・環境保全向上対策事業について質問をいたします。まずは、その事業の内容、目的、そして認定の要件、その使途の範囲、本市の取り組み状況、認可率についてお尋ねをいたします。

２点目の質問、プラザファイブの再生計画についてお尋ねをいたします。プラザビルは昭和50年８月、九州初の再開発ビルとして大変な脚光を浴びまして、華やかにオープンいたしました。私もその盛況振りは今でもしっかりと目に焼き付いておりますし、新聞記事も切り抜いて保存をいたしております。そして、大火の後の町の再生、活性化にその役割を十分果たしてまいりました。しかしながら、３０数年が経過いたしまして、温水プールの使用が不能になったり、壁が崩落したり等プラザビルは大変老朽化が進んでおります。昨今、市民の皆様からプラザビルは取り壊して新しく建て直すそうですねとか、その時期はいつですかとか、壊すのには大変な金がかかるでしょうという質問がございます。不勉強でございまして、的確なお答えをすることができませんので、このことについて若干の質問をさせていただきます。

まずは、再生計画の方針及びその概要について。そしてどのような事業に乗せて計画をされておるのか。事業の進捗状況及び今後の計画について、市の組織的及び財政的なかかわり方はどこまでかかわっていくのか。プラザファイブ組合員のこのことに対する熱意、機運の高まりはいかがなものか。サンリブ山鹿店の後の無償譲渡の受入については、これは市が受け入れるのか、管理組合が受入をするのか。そ

して、当然プラザビルが解体をされるということになりますと、さくら湯も一緒に解体をされるのだろうというふうに思いますので、これは旧山鹿市議会でもいろいろと論議を呼んだことでございますが、さくら湯の再建計画ということについてもお尋ねをいたします。それぞれ答弁をいただきます担当部長さん、お願いをいたしておきますが、答弁書を棒読みすることではなく、丁寧にわかりやすく、そして数字を示して１回で理解ができるようにお願いをいたします。以上で、終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。藏原農林部長。

［農林部長　藏原榮一君　登壇］

○農林部長（藏原榮一君）

森川議員の一般質問の１点目、品目横断的経営安定対策事業及び農地・水・環境保全向上対策事業についてお答えいたします。平成19年度より始まっております品目横断的経営安定対策及び農地・水・環境保全向上対策につきましては、国の新たな食料・農業・農村基本計画のもと、農政改革の大きな柱となるものでございます。

まず品目横断的経営安定対策の事業概要についてでございますが、我が国の農業は、農業者の数が急速に減り、農村では都会以上に高齢化が進み、後継者も不足している状況でございます。一方、国外に目を向けますと、ＷＴＯでは、国際ルールの強化などの農業交渉が行われていますが、農業にとって非常に厳しい現状でございます。このような状況の中で、今後の農業を背負って立つことができるような意欲と能力のある担い手が中心となる農業構造を確立することが急務でございます。

そこで、これまでのようなすべての農業者の方を一律に対象として個々の品目ごとに講じてきました施策を見直し、19年度から意欲と能力のある担い手を対象とし、その経営の安定化を図る施策として品目横断的経営安定対策が始まったところでございます。この品目横断的経営安定対策はすべての農産物が対象かと申しますと、そうではございませんで、担い手を中心とする農業構造改革が比較的遅れていると言われております土地利用型農業の米、麦、大豆などが対象となっております。この施策によって、すべての農家の作付分の麦、大豆に交付されていた助成金を一定の条件を備えた担い手である認定農業者、地域関係者の合意により、集落営農組織へ支援を行う仕組みへと変わるものでございます。19年度より支援を受けられる担い手となるためには、個人や法人として農業をしようとする場合、認定農業者になって、原則として４ヘクタール以上の耕作農地を確保する必要がございます。ただし、中山間地域などの地理的条件が不利で、集落の農地が少ない地区は基本原則のおおむね８割など、状況に応じた面積要件緩和の特例措置がございます。また集落営農組織の場合は、原則20ヘクタール以上の耕作農地を確保する必要がございます

が、これも同じく中山間地域の状況に応じた面積要件緩和の特例措置がございます。

また、経理の一元化などに対する指導についてでございますけれども、集落営農組織の場合は、経理の一元化などの要件を備える必要がございますので、熊本県を初めＪＡ鹿本、山鹿市が一体となりまして、担い手推進協議会を設立し、組織の育成・確保に取り組んでおります。さらに、ＪＡ鹿本におきましては、水田農業担い手対策課を設置いただき、関係機関と連携を取りながら加入申請の事務手続きとあわせて、担い手となります集落営農組織の指導を行っていただいております。本市におきます品目横断的経営安定対策の進捗状況につきましては、19年産の麦の加入状況は認定農業者63名、集落営農組織18地区の加入がなされております。麦の面積につきましては、18年産分498ヘクタールでございましたが、19年産分につきましては、若干減りまして445ヘクタール、前年比89％となっておりますが、これは種子用の面積を除いたものでございます。このすべてが認定農業者、集落営農組織で作付がなされておるところでございます。本市におきましては、これまで30地区を重点地区と設定いたしまして推進を行ってきたところでございますけれども、米、大豆を加えまして、現在まで20地区の集落営農組織の設立を見ておるところでございます。重点地区につきましては、既に組織の設立を行った地区では、組織の安定化を支援するとともに、また組織の未成立地区につきましても、引き続き推進活動を促進させて行くことといたしております。さらに現在19年産の米と大豆の加入申請に向けまして、関係機関一体となり、地元説明会等を開催し推進をしているところでございます。

次に、農地・水・環境保全向上対策についてお答えをいたします。本事業は、農業、農村の持続的発展と多面的機能の健全な保全を図るため、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立とあわせて、農業及び農村の基盤となります農地・水・環境の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有します自然循環機能を維持、増進することを目的としたものでございます。このような中、農地・農業用水等の資源につきましては、過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全管理が困難となってきている状況でございます。その対策といたしまして、農業者だけでなく、非農業者も取り込んだ地域の農地・水・環境の良好な保全とその質的向上を図るため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を一体的かつ総合的に支援する事業でございます。事業内容といたしましては、基礎部分といたしまして資源の適切な保全管理のために、用排水路、農道等の点検、水路の泥上げ、草刈、農道への砂利の補充を行います。誘導部分といたしまして、農地・水向上のために施設の長寿命化などの用排水路、堰等の点検、保守管理、補修を行います。農村環境

向上のために生態系、景観保全などの生き物調査、水路・道路沿いに花の植えつけを行います。以上のようなことを、地元で活動計画を作成して実施していただくものでございます。これに対する支援金でございますが、採択基準がございまして、農業振興地域の農用地ということでございますが、10アール当たり、水田4400円、畑2800円、草地400円を算定した額を支給されるものでございます。費用負担といたしましては、国50％、県25％、市25％でございます。事業主体といたしましては、地元で活動組織をつくっていただき、活動計画に基づき実施することを記載した協定書を、市と協定を結び申請するものでございます。現在、市と協定を結ばれております活動組織は119組織で、山鹿地区41、鹿北地域23、菊鹿地区19、鹿本地区19、鹿央地区17であり、５月18日に採択申請を行ったところでございます。これらの取組面積といたしましては、農業振興地域の農用地面積5753ヘクタールのうち、対象面積といたしまして、4210ヘクタールでございまして、73.2％を占めております。本事業は今年度より実施されるものでございますが、農村環境の保全向上はもとより、年々薄れていくと言われております地域コミュニティーの向上にもつながる非常によい制度だと認識をいたしております。今後も引き続き地元との連絡・調整を行い、よりよい成果が得られるよう進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても、ご協力をいただきますようお願いをいたしまして答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

福田商工観光部長。

［商工観光部長　福田憲之君　登壇］

○商工観光部長（福田憲之君）

森川議員の一般質問の２点目、プラザファイブ再生計画についてお答えをいたします。

まず、１点目の再生計画の方針及び概要についてでございますが、同計画の方針といたしましては、現在同ビルは区分所有法に基づく所有形態で、土地は共有、建物は区分所有という複雑な権利形態となっております。今回の再生計画は、その複雑な権利形態を取り除き、行政と民間の資産を明確に分離し、おのおのの土地におのおのの建物を再生するというものでございまして、現状の１筆１棟を３筆２棟にするという整備方針でございます。

また、事業の概要といたしましては、現在の温泉ビル及び中央ビルの一部を解体し、その部分を市がさくら湯再建及び広場整備の敷地といたしまして確保し、中央ビルの残った部分とコンビビルは商業者が、商業施設及び駐車場として改修整備を行い、改良住宅ビルはそのまま残し、分離するというものでございます。

次に、２点目の事業の進捗状況及び今後の計画につきましては、平成17年度に商圏設定による需要予想額調査及び中央ビルの構造診断調査、そして平成18年度初めに基本構想の策定、同年度末に基本設計書が作成されております。現在は区分所有者の今後の事業推進の意思を確認する建替え決議の成立に向けた準備作業が行われているところでございます。

また、今後の計画といたしましては、この建替決議が成立すれば、実施設計書の作成を行いまして、平成20年度の着工を目指すという計画でございます。

次に、３点目の市の組織的なかかわりにつきましては、これまでは管理組合の理事は経済部長でございましたが、今年度からは本事業の性質及び市有財産の所管部所が複雑に及ぶこと等から、副市長に変更をいたしております。

また本年４月１日には、副市長を委員長といたしまして、各関係部長を委員としたプラザファイブ再生事業検討委員会の方を設置いたしております。また、なお作業部会といたしまして、関係各課の課長及び係長で構成する専門部会も設置いたしております。今後は、この組織におきまして、権利調整を初めとする再生事業に必要な各種事項の検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、市の財政支援、補助金等につきましてでございますが、平成18年度から国土交通省の「暮らし・にぎわい再生事業」を活用いたしまして、事業推進を図っているところでございます。平成18年度は基本設計書の作成費及び各種計画のコーディネート費について、補助支援を行っております。補助制度上、国が３分の１、市が３分の１、事業主体が３分の１という負担割合となっておりますので、市も補助対象経費の３分の１を支援いたしております。

なお、本制度における補助対象経費につきましては、設計費、改修工事費及び計画コーディネート費等でございます。市といたしましては、今後も事業の進捗にあわせまして支援の方を行ってまいりたいと考えております。

次に、４点目のプラザファイブ組合員の再生事業に対する熱意ということでございますが、同事業を推進するために、組合内に再生事業推進本部が設置されております。本部内の組織といたしまして、各分野におきましての専門的な検討を行う三つの組織、ソフト委員会、ハード委員会、マネージメント委員会を基本といたしまして、各関係機関との協議を行う事業推進会議や権利調整等を専門的に検討いたします権利調整特別委員会等が設置され、事業推進が図られているところでございます。

なお、組合員に事業の進捗状況を報告し、事業に対する意識を高めるために、各ブロック会議の開催や、今後は個別ヒアリング等の実施も予定されているところでございます。組合員の意識も高まってきているものと認識いたしております。

次に、５点目のサンリブ山鹿店跡の無償譲渡の受入につきましてでございますが、平成18年３月に、サンリブと管理組合との間でプラザファイブ再生に寄与できるよう、無償譲渡する旨の覚書の取り交わしがなされているところでございます。現時点の再生事業計画では、再生事業体が受け入れる方向となっておりますが、今後、プラザファイブ組合と市で構成されております権利調整特別委員会におきまして、議論がなされ決定されていくものと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

杉燒副市長。

［副市長　杉燒義文君　登壇］

○副市長（杉燒義文君）

森川議員お尋ねのさくら湯の再建につきまして、お答えを申し上げます。去る５月29日の管理組合の総会におきまして、管理組合理事という役割をいただきましたので、私の方から答弁をさせていただきます。

現在のさくら湯におきましては、プラザファイブビル内でありますので、当然ながら、先ほど議員お示しがありましたように、プラザファイブ再生計画とは密接な関係がございます。今後、建替え決議が行われることになっておりますが、それによりまして、さくら湯を中心とした山鹿市の所有面積というものが明確になってきます。これによりまして、先ほど部長答弁にもありましたけれども、山鹿市のシンボルとなるさくら湯の再建計画がスタートできるのではないかと考えております。さくら湯の再建に関しましては、平成15年から市民アンケート調査等もなされておるようでございまして、７割近くの再建希望の結果も出ておったというふうにお聞きをいたしております。庁内におきましても、再生プロジェクトの動きもなされた経緯もございますが、今回のプラザ再生というものが計画どおりに進みますと、多くの市民が温めて来られましたさくら湯再建の機会というものが訪れて来るのではないかなというふうに考えておるところでございます。いずれにいたしましても、今後の再建事業にあたりましては、規模や施設内容など等につきましては、市民のご意見、それから議会のご理解をいただきながら検討を進めまして、貴重な財産として後世に継承できるものとしなければならないと考えておるところでございます。以上、お答えを申し上げます。

○議長（高野誠二君）

森川議員、了解ですか。

○12番（森川昭彦君）

終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で、森川議員の一般質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午前11時00分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前11時10分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の通告順により、原　　徹議員の発言を許します。原議員。

［７番　原　　徹君　登壇］

○７番（原　　徹君）

７番議員、日本共産党の原　　徹です。私は、市民の声を議会に届ける立場から、大きく三つに分けて一般質問を行います。一括方式です。明快な答弁をお願いいたします。

まず、１問目は同和対策補助金に対する住民監査請求の却下についてであります。去る５月９日、４名の市民が地方自治法第242条に基づき、住民監査請求を山鹿市監査委員会に提出いたしました。請求は山鹿市同和対策補助金に対する措置請求書としてあります。請求書には平成17年度の同和対策補助金、いうならば運動団体であります解放同盟への補助金であります。これが1270万2692円が決算認定されている。しかし、既に同和対策の特別措置法は失効し、国の同和対策事業も終結しているのに、山鹿市ではいまだに対策事業として継続されている。これは市民の税金が公平に執行されていないとして計254件、総額945万1212円の返還を求めるとしております。254件の内容は解放同盟の行政への陳情、解放同盟県連の旗開き、解放同盟主催の大会、集会、研修、講座等の参加に、日当、交通費、宿泊費のすべてが市民の税金から支払われていること。さらには一部の地区の子ども会のみにもちつき大会やどんどやに10万円の補助金を出しており、税金の使途が著しく公平さに欠けるというものであります。ところが、この監査請求に対して市の監査委員会は、請求を却下したということであります。なぜ却下となったのでしょうか、その理由をまず説明してください。

２問目は乳幼児医療費の完全無料化、すなわち現物給付の採用についてであります。乳幼児医療費の無料化制度は、今全国に広がり、熊本県内でもほとんどすべての自治体で助成制度に格差はあっても採用されております。このことはいかに住民の要求が強いかを物語っているのではないでしょうか。この制度については、私も本会議だけで３回取り上げて、完全無料化を求めてまいりましたが、執行部は周辺自治体の状況を見極めながらとか、現物給付には問題点があるなどとして、いまだ

に山鹿市では完全無料化制度が実現しておりません。なぜ山鹿市は実施しないのかという住民の不満はますます強くなっています。本年４月から手続の簡素化がなされ、郵送でも受け付けるようになりましたが、助成制度の本来の目的が生かされておりません。そこで、乳幼児医療費助成制度がなぜできたのか。その原点から考えてみる必要があると思います。まず、確認しておきます。乳幼児医療費助成制度の目的は何ですか。どんな目的をもってこの制度が採用されているのかご説明ください。

３問目です。三つの事業の推進状況についてであります。合併して３年目を迎えています。市長や私たち議員の１期目の任期も残すところ１年９カ月となりました。市民の間からは、「合併はしたが目に見える成果は何もない。議会は何ばしよっとな。」こういうお叱りを受ける時があります。私は「総合計画もできたので、これからですたい。」と答えておりますが、私自身内心では、もう少しピッチを上げて合併してよかったと言えるような施策をやってほしい。こういう気持ちもあるわけであります。

そこで、次の三つの事業について進捗状況をお尋ねしておきます。一つは新庁舎建設計画についてです。新庁舎建設について市長は３年以内の着工は無理、今後市民の利便性、交通事情、業務の再編、まちづくりのあり方、財政状況等の要因を視野に入れながら総合的に検討し、任期中には筋道をつける。このように述べ、またまちづくりの専門家からの見識も求められてくると、専門家の位置付けにも前向きに検討すると答弁されております。その後、庁舎建設計画はどのように進展しているのでしょうか。新庁舎建設検討委員会の活動等について経過報告をお願いいたします。

二つ目は、市所有の中心街空き地活用についてであります。昨年９月議会で私は豊前街道付近にある市所有の空き地活用が遅れ、中心市街地の停滞とイメージダウンにつながるとして、その早期活用を求めてまいりました。その後、どのように進展しているのかをお尋ねします。

１点目は、花見坂にあります第２駐車場についてです。ここはマンション建設を指定して売却するとのことでしたが、どうなっているのでしょうか、ご説明ください。

２点目は、観光協会、前の鹿本製糸跡の文化施設予定地であります。９月の段階では、活用計画調整中とのことでしたが、その後どのように対応されたのでしょうか、お伺いします。

３点目は九日町の八千代座横の広場です。これについては、歴史的地区環境整備街路事業に活用するとのことでしたが、具体的にどのように進展しているのかご説

明ください。

４点目として、泉町にあります山鹿保育所跡地です。豊前街道を入ったところの泉町に山鹿保育所跡が放置されております。この跡地はどのように活用されるのでしょうか、お尋ねいたします。

次に三つ目です。まほろバスの運行についてです。まほろバスというのは、福祉バスのことですが、合併しての福祉バス、まほろバス運行は辺地にあります鹿北、菊鹿、鹿央地区の住民から大いに期待されている事業だと考えます。これまでコミュニティーバスが菊鹿町で一部試行運転がされましたが、本格的な運行はどのようにされるのでしょうか、お尋ねします。以上、１回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。有働監査委員事務局長。

［監査委員事務局長　有働典夫君　登壇］

○監査委員事務局長（有働典夫君）

原議員のご質問に、お答えをいたします。今回提出されました住民監査請求にかかる要件審査項目につきまして、監査委員において慎重に審査されました。地方自治法第242条第２項に、請求は当該行為、今回の件で申し上げますと、補助金という公金の支出になります。この当該行為のあった日、または終わった日から１年を経過したときは、これをすることができないと定めてございます。この規定により、却下と合議、決定されました。今回の請求の却下は、この法的要件が具備されていないというのが理由でございます。以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

原議員の質問、２問目、乳幼児医療費の完全無料化について、その中の乳幼児医療費助成の目的について申し上げます。山鹿市乳幼児医療費助成に関する条例の第１条に定めてありますとおり、医療費の助成を行うことにより、乳幼児の疾病の早期治療を促進し、乳幼児の健康保持及び健全育成、並びに子育て支援を図ることが目的でございます。以上、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

新庁舎建設の進捗状況について、お答えいたします。議員からもご発言がありま

したが、新庁舎検討委員会の設置規定に基づきまして、その下に専門部会を本年４月から設置して事務を進めております。この専門部会の所掌事務といたしましては、これからの庁舎のあり方を含め、以下の事項について調査、検討を行っております。交通アクセスを含めた市民の利便性、高齢化社会に対応した庁舎のあり方、他の公共機関との連携、組織機構のあり方、そして財政見通し、これらを検討しておるところであります。新庁舎整備をするにあたりまして、様々な角度から調査、検討を行う機関でありまして、見通しとしましては、本年12月には調査結果を取りまとめたいと考えております。

次に中心市街地の空き地は、どうなっているのかというお尋ねでありました。私の方からは、花見坂の駐車場についてお答えをします。この土地につきましては、マンションをぜひつくろうということで、今日まで３回公募入札をやりましたけれども、18年の２月、９月、そして本年４月、３回目をやりましたけれども、なかなか売却までには至っておりません。今日的にはいろんな業界の方とも相談して、何とかマンションができるようなことをやってみたいと考えております。建設部あたりとも協議をしながら、努力をさせていただきます。

○議長（高野誠二君）

池田建設部長。

［建設部長　池田永実君　登壇］

○建設部長（池田永実君）

一般質問の３問目、市所有の中心街空き地活用についてお答えをいたします。まず、スポーツセンター跡地につきましては、平成18年度に過疎債を使って用地特別会計より土地をすべて一般会計へ引き取りまして、観光客を初めとした中心市街地への来街者駐車場として整備を完了いたしております。

次に、八千代座西側の豊前街道に面した広場につきましては、平成15年に、この土地にマンションの建設計画が持ち上がりまして、建設されますと、これまで住民と協働で行ってまいりました豊前街道の良好な街並み景観の形成に支障が出るだけでなく、まちづくりのシンボルでもあります八千代座の存在感も失わせる恐れがありましたので、将来、芝居小屋資料館や歩行者広場などを整備することを念頭に、平成16年12月に当該地を先行取得したものでございます。今後の整備方針でございますが、教育委員会との協議の結果、八千代座の機能を補完強化することと、豊前街道の街並みの景観形成に資することを目的として、八千代座の東側にあります長屋の移築と、加えてリハーサルのできる楽屋を増設する方向で最終調整を行ったところでございます。これにより、観光市街地としての機能強化が図られ、中心市街地の活性化にも寄与するものと考えております。

続きまして、山鹿保育所移転後の泉田公園と言いますが、現状でございますが、都市計画公園の制度上の理由から、現在閉鎖をしております。この制度上の理由でございますが、泉田公園を含む一体は、湯の尻土地区画整理事業により開発されたものでございまして、この土地区画整理事業を行う場合は、地区内の土地所有者から少しずつ土地を提供してもらい、それをもとに道路や公園、下水道等の公共施設を整備することになっております。したがいまして、泉田公園もこの方法でつくられておりますので、公園以外の目的に利用することができず、これまで公園としての整備のあり方を検討してまいりましたが、いまだ着手できていないのが実情でございます。以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

三森総務部次長。

［総務部次長　三森兄臣君　登壇］

○総務部次長（三森兄臣君）

一般質問、まほろバス構想についてお答えいたします。まほろバス構想の進捗状況でございますが、平成17年度に実施いたしました生活交通に対する市民ニーズの調査等の結果に基づきまして、実証実験の第一弾として、昨年11月から今年２月末日まで４カ月間、菊鹿の宮原などの一部地域から鹿本の中心地までを結ぶコミュニティーバスの試験運行を行いました。これは集落の中まで入れるジャンボタクシー車両を使用し、定時、定路線の運行、つまり小型の路線バスのような運行で定額運賃でございました。

次に、本日６月１日から、本日朝、出発式を行ってまいりましたが、予約制乗合タクシーの試験運行を同じく４カ月間行います。これは対象区域の自宅と市街地区域を結ぶもので、月、水、金曜の運行で、事前予約制でございます。具体的には運行時刻が決まっており、その予約状況に応じて乗客を自宅で乗せて市街地で降ろします。帰りは市街地の指定された複数ある乗り場で乗せて、各自宅等で降ろすという乗合運行でございます。予約がないときは、運行いたしませんし、予約数に応じてジャンボや小型など車両の変更ができるため、効率的な運行ができると言われております。なお、対象地域につきましては、今後の交通施策の検討のために、運行比較等が必要ですので、昨年度のコミュニティーバスと同一地域で実施をしております。これらの運行や計画実施を通じて利用者の声を聞きながら、利便性、経済性などを検討していきたいと考えておりますが、路線バスが運行しているところは、運行許可が下りないなどの路線バスとの競合問題もございます。今後は、どのような運行形態が住民の皆様が一番利用しやすいのか、また経費面や行政負担はどうなのか、路線バスの廃止や統合が必要ではないかなど、今回の試験運行の結果や運行

許可上の法的問題点等も検討しながら、市内地域交通の運行方針を決めたいと考えております。具体的には、平成20年度から準備が整った地域から順次運行できればと考えております。なお今年度は、中心市街地で住民の皆様が回遊することができる市街地循環バスの試験運行も予定しております。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

原議員、了解ですか。

○７番（原　　徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

［７番　原　　徹君　登壇］

○７番（原　　徹君）

２回目の質問です。まず１問目の住民監査請求について、請求却下は既に当該行為から１年間という期限が経過して無効との答弁でした。ところが、請求人の話によりますと、情報公開条例に基づいて17年度の同和対策補助金についての情報公開を請求したところ、まだ議会の決算認定を受けていないので開示できないとの回答があり、仕方なく請求人は昨年９月の決算議会終了を待って、10月に開示請求をしたということであります。したがって、請求人は会計監査請求の有効期限は１年後の本年９月までと判断したわけであります。10月しか開示できないということでしたから、そのように考えるのは当然かもしれません。そこで質問いたします。

会計監査請求は議会の認定を受けなければ、受けた後でしか情報公開はできないのでしょうか。もう一つ、開示の時期、これ限定されているのかお尋ねいたします。

２問目の乳幼児医療費完全無料化の問題についてであります。いま、答弁がありましたように、山鹿市乳幼児医療費の助成に関する条例の第１条には、乳幼児の疾病の早期治療を促進し、健全な発育を図ることを目的とする、このように明確に述べてあります。現在では、全国ほとんどの自治体でこの助成制度、助成の差はあっても採用されているわけであります。この制度がどうして生まれたのか、私は、そのルーツを調べてみました。1961年です。今から46年前の昭和36年、初めて０歳児の医療費を無料にする村が現れました。それは、岩手県沢内村、現在の西和賀町です。雪が多くてとても貧しい村でした。昭和36年といいますと、今の団塊の世代の人たちが小学校のころでありますから、そのころはまだ子どもたちは一杯おりました。だから、少子化対策とかそういう問題じゃない、その当時できたころはですね。やはり、あくまでも乳幼児の早期治療、早期発見、これが目的だったわけです。こんな話が伝わっております。赤ん坊が死んで、30キロメートル離れた隣町のお医者

さんまで歩いて行ったら夜になり、おんぶしたまま夜を明かすと、同じように死んだ子どもを背負った親が５人もいました。その沢内村に伝わる話ですが、子どもが病気になっても、貧しさのために、また病院がないために診察が受けられず、お医者さんに診てもらうのは、乳児が死んだ時だったということであります。当時の村長だった深沢正雄さんは、地方の診療活動を続けていたお医者さんでもあり、日本共産党員でもあった斉藤龍雄、アヤ夫妻と協力して、乳児の医療無料化を決断しました。そして次の年には、乳児死亡率ゼロを達成したわけであります。このことが契機となりまして、東北地方で乳児の医療費無料化が広がりました。そして、1968年には、新日本婦人の会という組織が全国にこの運動を呼びかけたわけであります。そして、大きな輪が広がり、全国に発展し、現在のような制度がそれぞれの自治体でできた。これがルーツであります。今後はこれを国の制度としなければなりません。この山鹿市議会も３月議会でしたか、国にその制度を求める意見書を全会一致で採択したわけであります。本制度の意義はすべての乳幼児の命を人権確立という立場から行政が守るということにあるわけであります。そこで、中嶋市長に２点質問いたします。

１点目、乳幼児医療費助成制度は、これまでも述べて明らかになったように、乳幼児の疾病の早期発見、早期治療、これが最大の目的です。すなわち、お金の持ち合わせがない場合でも、安心して病院での診察が受けられることを目的に採用されたものであります。せっかく制度を採用しても、山鹿市のように一度窓口で支払わなければならないとなると、この本来の目的が失われるわけです。したがって、山鹿市でもこの目的を達成させるために、窓口払いなしの完全無料化を取り入れる考えはございませんか。

２点目です。これまで全国では、東京都が中学生まで対象者を広げたことを初め、本制度は各自治体でさらに拡充されております。県内でも菊池市と合志市、菊陽町、この３自治体は小学校３年生まで対象者を引き上げております。また、窓口払いなしの完全無料化制度は、県内14市ありますけれども、熊本、水俣、宇城、人吉、宇土、天草、合志、菊池の８市で半分以上の市が採用しているわけであります。さらに、この山鹿市を取り巻く周辺自治体、植木町、和水町、南関町、菊池市で実現しているわけであります。だから市民は、なぜ山鹿市だけができないのか、強い疑問や不満を抱いているわけであります。市長、このあたりで山鹿市も完全無料化を採用すべきだと思いますが、いかがでしょうか。市長の英断をお伺いいたします。

３問目、三事業の進捗状況についてであります。１点目の新庁舎建設でありますが、今専門部会を設置して進めており、12月をめどに取りまとめるとの答弁でありました。しかし、さらに専門部の調査資料をもとに新庁舎建設検討委員会が検討す

るわけでありますから、とても作業が遅れているという感じは否めません。特に、庁舎の位置については、市民の一番の関心事であります。幾つかの案ができましたら、早目に市民に提示して、より多くの市民の声を参考にしていくべきだと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

２点目の空き地利用です。スポーツセンター跡、つまり鹿本製糸跡です。何と言ったらいいんでしょうね。観光協会横、９月議会では文化施設予定地と、活用調整中とのことでしたが、もう既に駐車場として事業が完了しているということでございます。大変スピード感あふれる取り組みだと評価いたします。

山鹿保育所跡地は、土地区画整理上、公園以外の目的にしか利用することができないとのことです。果たして、公園があそこに必要なのか、非常に疑問です。区画整理はおそらく数十年前、30年、40年前のことだろうと思いますが、周辺は当時とは様変わりしており、近辺には幾つもの公園ができております。また、市民から無駄な事業だと批判を受けるのではないかと、私は心配しております。市民の間からは、自家用車を持たないお年寄り用のマンションを建設し購買力を高めたら、市の活性化にもつながるとの声もあるわけです、どうでしょうか。しかし、どうしても公園でなければできないというのであれば、もう２年以上も閉鎖され、放置されておりますので、早急に利用できるようすべきではないかと思います。もう一度ご答弁をお願いいたします。

３点目は、まほろバス運行についてです。今日からまた４カ月間、予約制乗合タクシーの試験運行が始まったそうであります。各地での本格的な運行は、まだまだほど遠いようでございます。しかし、合併して３年目を迎えているわけですから、必要な地区は本格運行をしながら修正していくという方法は取れないものかと考えるわけです。もっと果敢にスピードを上げて取り組んでほしい、これが市民の気持ちではないでしょうか。

例えば、菊鹿中学校には通学困難な生徒のために寄宿舎があります。たしか30数名入っているということを聞いたことがありますが、まずこの生徒たちが通学できるようにまほろバスを運行できないかと考えるわけです。もちろん一般も利用できるバスです。私は寄宿舎生活を否定するものではありませんが、義務教育までは親元から通学するのが基本だと思うわけです。したがって、通学困難なための寄宿舎ですから、通学可能な条件をつくってやれば、寄宿舎は不用となります。そのことによって、寄宿舎への補助金、今年度は年間1100万円ぐらいだったと思いますけれども、この1000万円余のお金が余るわけです。この点、いかがでしょうか、お尋ねいたします。以上、２回目を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

情報開示請求の開示の時期について、お答えいたします。議員ご質問の公文書の開示時期につきましては、山鹿市情報公開条例に基づく開示請求の対象となります文書の場合、行政機関が文書として取得、保有した時点が開示時期と考えております。本事案の場合には、事業が終了し、報告書を審査の上、事業を確定するという一連の手続を踏まえることになりますので、資料を完備させることに手間取り、請求者の方に説明も十分と言えず、意思疎通に欠けていたという面もございます。今後、請求者に対します丁寧な説明はもとより、手続の迅速化にも十分意を尽くしてまいりたいと思います。以上、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

おはようございます。原議員の２回目の質問にお答えいたします。１点目のお金の持ち合わせがなくても診療が受けられるように窓口払いなしの完全無料化を取り入れるべきではないかとの質問でございますが、医療機関では緊急な場合などで持ち合わせがなくとも、後日支払うことで診療を受けることは可能であると言えます。

２点目の県内各市、近隣市町で完全無料化を実現したが、山鹿市でも完全無料化を検討し、採用すべきではないかとのお尋ねでございますけれども、本市の平成18年度の乳幼児医療費の助成金は約8300万円となっており、多くの方々に活用いただいております。このうち、県の補助金が約1100万円で、一般財源から約7200万円の投入を行っておるところでございます。山鹿市では、小学校就学前の児童にかかった医療費につきましては申請をしていただきますと、全額を助成するという形で無料化を実施しておりますし、申請に市役所に来ることができない方につきましては、今年の４月から郵送による申請の受付も行っておるところでございます。どうかご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

庁舎建設計画について、お答えいたします。作業が遅れているのではないか、市民の意見を参考にしてやるべきだろうと。全くそのとおりですが、作業は予定どお

りに進めております。先ほど12月をめどに検討委員会において結論を出すということを申し上げましたが、その後、市長の判断を仰ぐということになると思います。当然、スケジュールも含んで報告をするということになるわけですが、市民の意見につきましては、パブリックコメント制度などを活用して庁舎のあり方については、意見を求めてまいりたいと思います。そして、この報告がまとまりましたら議会、あるいは地域審議会にもご報告をしたいと思っております。以上です。

○議長（高野誠二君）

池田建設部長。

［建設部長　池田永実君　登壇］

○建設部長（池田永実君）

２回目のご質問に、お答えをいたします。ご質問のように、仮に泉田公園の都市計画決定を廃止しまして、別の目的に供する場合につきましては、土地区画整理法施行規則に定める規定、これは公園の面積が全体施行面積の３％以上を確保しなければならないという規定でございますが、この規定に従いまして、施行区域内の別の場所に同規模の公園用地を独自に確保しなければならないとされております。また、土地区画整理事業に伴い、地権者より土地の提供によりつくられた公園であることを踏まえますと、議員ご指摘の他の用途への転用につきましては、ご意見、お気持ちは十分理解できますが、法制度上、あるいは実際上困難であると考えております。したがいまして、今後、財政計画との調整を図りながら、できるだけ早く、市民の皆様から評価できるような公園、あるいはまちづくりの拠点となるようなよりよい公園、都市公園としての本来の機能回復に努めたいと考えております。

○議長（高野誠二君）

三森総務部次長。

［総務部次長　三森兄臣君　登壇］

○総務部次長（三森兄臣君）

２回目のまほろバス構想のご質問にお答えいたします。早く本格運行をということでございますが、先ほど申し上げましたように、住民の皆さんにとって、どのような運行形態がよいのか、また経済性はどうなのか、路線バス等の問題など、もう少し研究する時間をいただきたいと存じます。特に、路線バスとの競合問題につきましては、路線廃止や統合への住民不安等もございますので、コミュニティーバスや乗合タクシーの運行結果をもとに、それぞれの地域に合った生活交通を住民の皆さんの声を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

なお、現在職員が路線バスに乗り組みまして、乗客の方に行き先や目的などの聞き取り調査も実施しているところでございます。

次に、いわゆるスクールバスとの関係につきましては、今後、教育委員会と検討していきたいと考えておりますが、基本的には生活交通とスクールバスにつきましては、合致しない部分が多いのではないかと考えております。生徒の部活動の関係もありますし、また運行の方向、目的地についても合わない部分がございます。生活交通の施策で取り込める部分につきましては、当然通学時無料で乗車ができるようにすることは可能ですが、子どもの通学対応につきましては、学校の登下校に合わせた臨機応変な運行ができるスクールバス専用での運行形態がよいのではないかと考えておるところでございます。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

原議員、了解ですか。

○７番（原　　徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

［７番　原　　徹君　登壇］

○７番（原　　徹君）

３回目の質問です。三つの事業については、了解と言いますか、もっと市民に見えるようにピッチを上げて進めてほしいということを述べておきたいと思います。

１問目の住民監査請求についてであります。人にはだれでも間違いがありますから、私は個人の間違えを追求しようというつもりは毛頭ありません。しかしながら、今回の問題は一つの誤った対応から、市民の権利として保障されております住民監査請求権がほごにされるという重大な損失を与えてしまったことは事実であります。なぜ、このような問題が発生したか、原因を明らかにしてほしいと思いますし、今後このような問題が生じないように、全職員に十分な研修の機会を与えていただくことを要請しておきたいと思います。なお、住民監査請求が出されるような解放同盟への補助金は即刻廃止すべきである。このことを市長に指摘して主張しておきたいと思います。

２問目の乳幼児医療費についてであります。私は市長の答弁を聞きながら、これが人づくり日本一を提唱する市長の答弁だろうかと耳を疑って聞きました。市民に対してとても冷たい冷淡な答弁であります。お金がなければ後日払いで診療を受けることが可能である。ツケでもいいじゃないかと、こういう答弁です。市長は何のために乳幼児医療費助成制度ができたのかを全く理解していないのではないでしょうか。私は2005年、おととしでしたか、９月議会で２児の乳幼児を持つ母親の訴えを紹介したことがあります。もう一度その中心だけを紹介しておきますと、「私の

友達には、お金の持ち合わせがないと言って、子どもが病気になっても病院に連れて行かない人もいます。子どもの病気は急変する場合があり、とても心配です。山鹿市でも安心して病院にかかれるようにしてください。」こういう内容でありました。お金がなければなかなか病院に連れて行けない。もしお金がなくても病院に連れて行くときにはよほどの時だ、生死を分けるときだ。こういうときが、これがやっぱり市民感情じゃないでしょうか。市民感覚だと思います。市長の医療費を後で払えばいいとの答弁は、市民感覚から大きく外れていると思います。再度、市長に３点質問いたします。答弁をそらさないように、明確に答弁してください。

第１点、本条例には、乳幼児の疾病の早期治療を促進すると明記してあります。これ、何回も言っております。この条例の目的達成を目指して真摯に取り組むのが、行政の役割だと私は考えます。窓口払いなしを採用すれば、乳幼児を安心して病院に連れて行くことができ、早期発見、早期治療の促進という目的達成につながるわけであります。後払いでよいなどという考えは早期発見、早期治療の障害となり、条例の目的から外れることになると考えますが、いかがでしょうか。条例の目的を、誠意を持って取り組むのが行政である、ここを強く私は言いたいわけであります。市長、いかがでしょうか。

２点目は、県内14市中８市で、また山鹿市を取り巻く１市３町すべてで完全無料化が実施されている。山鹿市も完全無料化を実施して当然ではないか。この質問に対して市長はまともに答えておりません。もう一度答弁を求めます。それとも、8300万円の助成金を予算に付けているから、これでいいということを言いたかったのでしょうか。それならば、山鹿市よりももっと人口の少ない菊池市は１億1400万円組んであります。菊陽町、人口３万人台ですが、１億500万円助成を組んでおります。これらをどのように評価されますか。

３点目です。山鹿市議会は2005年９月議会で乳幼児医療費の完全無料化を求める陳情書を全会一致で採択しました。市長は議会のこの決議を尊重し、可能な限り施策に生かしていかなければならないわけであります。担当課によりますと、完全無料化に必要な財源は、あと800万円あれば実現できるということであります。800万円というのは、個人では大きいようですけども、市全体の予算から比べるならば困難な金額ではありません。また、部落差別を温存、助長するようする解放同盟の補助金、むだな補助金です。これを削ればすぐにでも900万円ができるわけです。議会の決議を尊重し、ぜひこの完全無料化を実現することを主張して質問を終わりたいと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

住民監査請求の件で、職員に研修をやってほしいというお話しでありました。住民の権限が阻害されるようなことを行政は絶対やってはならないわけでありまして、まずこういう開示請求があった場合には、総務課と相談してくれということは常々指示をしておりますが、重ねて研修をやりたいと思います。

○議長（高野誠二君）

中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの原議員の３回目のお尋ねに、お答えいたしたいと思います。条例の目的ということでございますけども、いろいろ原議員ととらえ方の違いがあろうと思いますけども、私は乳幼児の医療費助成制度につきましては、医療費にかかわる一部負担金に対する助成制度であると、現物給付のように何の手続もなく、自動的に助成を受けるというものではなく、他の一部負担金に対する助成制度と何ら変わりはないというふうに理解いたしております。

また、14市中８市が実施して６市が実施していないという状況でございますけれども、そのことについてお尋ねがあったわけでございますけども、今日、社会のあり方としてよく言われることが、自助、共助、公助ということが言われます。自分たちでできることは自分たちでやる。また共に助け合っていくことは助け合っていく、そしてまた、それができないようなことは公がしっかりと支えていく、助けていく。そういったことがよく言われるわけでございますけども、これからの社会のあり方を考えますときに、非常に重要な視点ではないかなという思いをいたすわけでございます。当然、保護者としてはやるべきこと、しっかりとしたそういったみずからの保護者として、そういった申請をしながら、幼児の医療費にかかった分を請求してそれをいただいていく、助成していただく。そういったことは大事であるし、また親としてやっていただくべきであるし、また市は市としてしっかりとした形でその助成をやっていく、そういったことが大事であろう。それぞれが、それぞれの立場を、役割を果たしていく、そういうことが非常に私は大事であろうというふうに思っているところでございます。そしてまた、近隣のあり方につきましても、やはり、今日自治体のおかれた状況というのは、それぞれに差異があろうと思いますし、またその政策の展開の仕方、やり方につきましてもいろいろと違いがあろうと。違いがあってしかるべきであると思いますし、将来にわたる考え方等も違いがあるわけでございます。私はそういった中で、将来にわたって、この山鹿市のある

べき姿、そういったことを考えますときに、先ほど言いましたように、それぞれがみずから取り組んでいくこと、お互いに助け合っていくこと、そしてまた、公がやっていくべきこと、そういったものがあるというふうに思っております。そういったことをしっかりとわきまえながら、山鹿市全体の施策を取り組んでいきたいと思っておるわけでございます。

３番目の議会の議決といいますか、決議をいただいておるということでございますけども、そのことにつきましては、しっかりと重く受け止めるわけでございますけども、ただいま申し上げましたような基本的な考え方の中で、今しばらくこういった状況を見極めながら取り組んでいきたい。そんな思いをいたしております。以上でございます。

○議長（高野誠二君）

以上で、原議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後１時30分から再開いたします。

午後０時01分　休憩

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

午後１時30分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の通告順により森　久雄議員の発言を許します。森議員。

［22番　森　久雄君　登壇］

○22番（森　久雄君）

皆さん、こんにちは。22番議員の森　久雄でございます。一般質問を１点行います。先ほど森川議員から幾つか質問がなされておりますが、プラザファイブ再生支援事業についてお尋ねをしていきたいと思います。昨年の12月議会で、この件については、お尋ねをいたしました。年度が改まりまして、答弁にありました事業主体者作成の基本設計書に基づく、19年度の建替え決議の時期が迫っているという認識で質問をいたします。

答弁にはございませんでしたが、時期は８月ごろとお聞きをいたしております。より確かな情報は行政サイドにあろうかと思いますが、今日の時点では８月ということで話をさせていただきます。それで、本日は時期的にも今議会でお聞きをしておくべきという事柄につきまして、数点お伺いをしたいと思います。答弁のスタンスは行政サイドにとどまらず、管理組合理事としての自覚を内包されてお答えをいただき、質問はそのことにこだわる意識を強く持って伺ってまいります。森川議員のお尋ねになったところと重複するところもございますが、私は私なりに再度その

ことについてもお聞きをしますので、答弁をよろしくお願いしたいと思います。

まず質問の１でありますが、認定中心市街地活性化基本計画の策定の進捗状況、それから中心市街地活性化協議会設立の進捗状況、及びまちづくり会社の設立進捗状況についてお伺いをいたします。

質問の２、区分所有法第62条の建替え決議について、伺ってまいりたいと思います。この質問は、建替え決議集会が開かれることを前提としてお尋ねをするものです。質問２の１です。まずは山鹿市の立場であります。管理組合の理事としましては、決議集会における決議案提出者ともなり、３分の１を有する区分所有者としても参加されると思いますが、いずれの立場も賛成の方針で臨まれるのでありますか。賛成であれば、その理由等を議会にもしっかり説明をしていく必要があろうと思います。賛成理由の説明では、決議案は賛成、なおかつ建替えも参加。決議案は賛成だけども、建替えには不参加の二つの考え方がありますが、そのことを説明しなければならないと思います。決議案のみ賛成であるが、建替えには参加しないケースではどうなるのか。建替え参加のケースならば、市は再建建物に何を建てる計画かという説明が必須であります。本市が決議集会に臨むにあたっての基本的な考え方をお聞きします。答弁は、本市の検討委員会本部長であります副市長にお願いをいたします。

質問２の２です。区分所有法は、区分所有者及び議決権の各５分の４以上の多数で決議できるとしております。区分所有者の持ち分比率では、山鹿市が最大の持ち分比率者でありまして、５分の４という数字の成否は山鹿市が握っております。質問の２の１でお聞きしましたが、仮にもし本市が反対の意思でもあるのならば、会議を開く前から提案は否決されているものと同じでございます。そして、決議におきましては、以下、次の４点の事項を定めなければならないとしております。１番目に、新たに建築する建物、再建建物の設計の概要。２番目に取り壊し、建築の費用の概算。３番目に今２項に言いました、それに規定する費用分担に関する事項。４番目に再建建物の区分所有権の帰属に関すること。以上の４点合意を前提にした決議案で５分の４以上という数は、決議集会にどのような構成員を招集して成立をして可決されるものと認識をされておられますか。

質問２の３です。同条の４、決議を目的とする集会を招集するときは、通知を２カ月前に発することと定めております。通知の際は、議案の要領と同時に以下の４点も通知しなければなりません。１建替え理由、２建替えしない場合の当該建物の維持に要する費用と内訳、３修繕計画があれば、その計画内容、４修繕積立の金額、これらの通知はだれが発信責任者であるのかということについても伺います。そして時は、既に６月に入りました。８月中に決議集会を開催するのであれば、

２カ月前のぎりぎりの時期になっています。決議集会に向けた準備作業はどこまで進んでいると承知されておられますか。

質問２の４です。次に同条第６項では事前説明会を決議集会の１カ月前までに開催しなければならないとしております。７月中にできるのでしょうか。またその準備は進められているのでありましょうか、お伺いします。

質問の３です。同法63条区分所有権等の売り渡し請求等について伺います。建替え決議があった後、集会招集者は建替え決議に参加しなかった区分所有者に対して、決議内容による建替えに参加するか否かを回答すべき旨、書面での催告をしなければなりませんが、回答は２カ月以内であり、その間に回答なき場合は、建替えに参加しない旨の回答とみなすとなっています。

では同条第４項に建替え決議賛成者及び建替え参加の区分所有者は２カ月以内に参加しない旨を回答した区分所有者に対して、区分所有権及び敷地利用権を時価で売り渡すべき請求ができるとしております。当然その行為をしなければ、事業は前には進みません。先ほどの答弁でも出ましたが、計画では20年着工ということを、昨年の12月議会でも答弁されました。着工に至るまでには、売り渡し請求及び買取が完了しなければなりません。ここでの質問は後でもまた別の質問をしますが、ここでの質問は買取資金についてであります。ハード事業部分には補助があるものと承知をいたしておりますが、この買取資金については、補助対象となるのか、それとも事業主体者の自己資金になるのかお伺いします。もし自己負担となった場合、区分所有持ち分負担になれば、本市の負担は相当なものと予想されますが、補助対象であっても、山鹿市には負担割合で３分の１の支出が求められるのではないかと思います。時価であっても、相当額の資金準備が必要になるのは想像できます。売り渡し請求に伴う資金について、お伺いをします。

質問の４です。このことは先ほど森川議員の質問がございましたが、再度お伺いします。建替え決議集会前の大きな問題事項として、マルショク跡地がございます。19年度末で共益費負担からの解放そして無償譲渡、このことははっきりした事実であります。鶴屋事件は記憶に新しいところであります。轍を踏むようなことはないものと思いますが、本件については昨年の12月議会でもお聞きをしております。お答えは十分検討し、対応するとのことでした。あれから半年過ぎました。先ほどの答弁にもありましたが、もう一度お聞きをいたします。

質問の５です。これも森川議員の質問にございましたさくら湯です。建替え決議と同時進行的に作業を進めなければならないという、このさくら湯をどうするかということであります。市はさくら湯再建を新市建設計画に掲げています。しかし現時点では、具体的なものは何も聞いておりませんし、何も決まっていないのではな

いかと思います。先ほどの答弁で今一つ理解ができておりませんので、お考えを今一度お聞かせを願いたいと思います。質問の今の５点目と前の４点目については、また副市長からお願いをしたいと思います。

質問の６です。再生支援事業では、本市は補助金、事業費総額の３分の１の負担を公金支出するわけでありますが、単独で工事等が必要になれば、発生すれば、おそらく10億円を超えるような支出になるのではないかと想定します。財政支出について、これまでの庁内議論から読み取れる予測可能な範囲で結構ですから、再生支援事業にかかわる財政措置について見解をお聞かせください。以上で、１回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。福田商工観光部長。

［商工観光部長　福田憲之君　登壇］

○商工観光部長（福田憲之君）

森議員の一般質問、プラザファイブ再生支援事業についてお答えをいたします。まず１点目の基本計画の策定、協議会の設立、まちづくり会社の設立の進捗状況についてお答えをいたします。基本計画につきましては、現在プロポーザル方式による業者選定を行うため、数社から企画提案書の提出をいただいているところでございます。今後、審査会を開催し、業者を決定した上で、行政内部及び協議会等と十分協議しながら、計画の策定を図っていきたいと考えております。また、協議会及びまちづくり会社の設立につきましては、これまで商工会議所主催による勉強会が開催されてまいりました。先日の５月２４日には準備会が設立され、第１回目の会議が開催されたところでございます。今後も準備会において、ご質問のまちづくり会社等も含めた協議会の構成員や事業内容等についての具体的な検討がなされ、９月を目標に協議会が設立される予定といたしております。

次に２点目の２でございます。建替え決議集会の５分の４以上という数は、決議集会にどのような構成員を招集し、成立して可決されるものと認識しているかというお尋ねでございますが、建替え決議の成立につきましては、区分所有者及び議決権のおのおのの５分の４以上の賛成により成立するものと認識をいたしております。

また集会開催のための準備につきましては、現在、昨年度に策定されました基本設計書をもとに、各区分所有者に提示しなければならない項目の整理作業が進められているところです。

次に、２点目の３でございます。集会の招集責任者につきましては、今回の再生事業が管理組合法人の組合員でない住宅棟の一部を含むため、管理組合法人は区分所有法に規定する招集者にはなれません。

よって、同法に規定する区分所有者の５分の１で、かつ議決権の５分の１以上を所有する者の代表者が招集するということになります。また事前説明会の準備につきましては、集会開催と同様に作業が進められており、現在はその前に実施する個別ヒアリングに向けての資料作成等の準備が行われている状況でございます。

次に、３点目の売渡請求等に伴う買取資金につきましては、現在、国からの支援を受けております、暮らし・にぎわい再生事業の補助対象とはなりません。他の補助金の活用について、国等に相談を行っているところでございます。なお、その補助金につきましては、再生事業体への直接の補助でございまして、市の負担は伴わないものと考えております。

次に、６点目の再生支援事業に係る市の財政措置につきましては、ご指摘いただいておりますとおり、商業ビルの再生事業に対し、現在の暮らし・にぎわい再生事業につきましては、対象事業費の３分の１が市の負担となっておりますので、これらの負担は必要であると考えております。また、それ以外の市の単独事業につきましては、今後、行政内部において財政面も踏まえて十分協議しながら、事業推進を図ってまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

杉焼副市長。

［副市長　杉焼義文君　登壇］

○副市長（杉焼義文君）

森議員から私に求められました３点につきまして、答弁を申し上げたいと思います。まず、２点目の最初の件でございます。建替え決議に臨むにあたっての市の基本的な考え方につきまして、お答え申し上げたいと思います。建替え決議に賛成の方針で臨むのか、そうである場合、建替えには参加するのか、しないのかという質問でもございますが、現在進められております再生計画につきましては、商業者も、市も賛成できるような計画とするために調整会議等を開催し、お互いの意見交換を行いながら計画づくりを進めているところでございますので、市といたしましては、当然のことながらそのような方針で臨むところでございます。また、再生事業への参加につきましては、今回の再生計画につきましては、先ほど森川議員のご質問に商工観光部長がお答えいたしましたとおり、現在の１筆１棟のビルを３筆２棟にして所有形態を整理するという整備方針であります。温泉ビル及び中央ビルの一部を解体した部分を市がさくら湯再建及び広場整備用の敷地として確保し、残った中央ビルとコンビビルは商業者が商業施設及び駐車場として改修整備を行うようになっております。なお改良住宅につきましては、そのまま残し、分離するという計画で動いております。さくら湯再建につきましては、今後の重要な検討課題であると認

識はいたしておりますが、今回の再生計画そのものに含まれるのではないと認識をいたしております。

また再生後の商業施設内に、山鹿市が財産を持つことは現在考えておりませんので、今回の計画における建替えには参加しないということでございます。ただし、再建建物である商業施設の中に、賃借による公共施設を設置すること等につきましては、今後十分な検討を行う必要があると考えております。

次に、４点目のサンリブ床につきましては、平成18年３月にサンリブと管理組合との間で、プラザファイブ再生に寄与できる無償譲渡をする旨の覚書が取り交わせされていることはご案内のとおりでございます。現在の計画におきましては、再生事業体というものが受け入れる方向となっておりますが、今後プラザファイブ組合と市で構成をしております権利調整特別委員会において、議論がなされ、その方向性がなされるものと考えております。

次に、５点目のさくら湯再建につきましては、午前中の森川議員の一般質問の中でもお答え申し上げましたが、さくら湯再建とプラザファイブ建替え決議につきましては、関連性があると認識をいたしております。建替え決議が行われることによりまして、さくら湯を中心としました山鹿市の所有面積が明確になることになります。ここからが再建計画に向けたスタートになるのではないかと考えております。再建事業にあたりましての規模や構造、施設の内容等につきましても、先ほどお答えをいたしましたとおり市民の皆さん方のご意見等々を聞きながら検討を進め、当然議会のご理解を求めて、そして貴重な財産として後の世に大きく継承できるものとしなければならないと考えておるところでございます。以上、お答えをいたします。

○議長（高野誠二君）

森議員、了解ですか。

○22番（森　久雄君）

議長。

○議長（高野誠二君）

森議員。

［22番　森　久雄君　登壇］

○22番（森　久雄君）

答弁をいただきました。２回目の質問を行います。認定基本計画の策定や協議会、まちづくり会社については、まだまだ先になるようでございます。今日の新聞に、熊本市長と八代市長が認定書を受け取っている写真が掲載をされました。昨年末までは富山と青森の２市、そして今年度13市が認定を受けましたけども、かなりハー

ドルの高い認定ではないのかなあという気がいたしております。努力が続けられるというふうに思いますが、今お尋ねをしました建替え決議に対する方針については賛成で望むということで答弁をいただきましたので、では、そこでですね、建替え決議に付随する諸問題について改めてお尋ねをしたいと思います。

その前に再度述べておきますが、区分所有法にのっとって目的を達成するため、決議事項は先ほども言いましたが、１新たに建築する建物の設計の概要、２取り壊し、建築の費用の概算、３費用分担に関する事項、４再建建物の区分所有権の帰属に関することの４点を定めております。そして、重要なことは建替え決議が行われた後はですね、法の下でゴーというサインが出るということです。法が縛ります。そのことはぜひご承知おきをいただきたいと思います。先般開かれました管理組合と協同組合の合同総会で、プラザファイブ再生事業基本設計概要報告書が参加者に渡されております。この基本設計書は国、山鹿市、そして事業主体者のそれぞれの３分の１が負担をして3600万円かけてつくり上げたものでございます。この基本計画書に事業全体構想の改修後のイメージが示されております。見てみますと、市民会館がなくなっております。さくら湯は建っているように図示をされております。

そこで質問を、また５点ほどしたいと思います。１番目です。国、山鹿市の補助金を原資にした基本設計書でありながら、先ほどの答弁では、さくら湯は今回の再生計画には含まれないものと答えられました。また建替え決議が行われることによって、所有面積が明確となりますので、ここから再建計画がスタートすると述べられました。さくら湯についてですね、何も方針が確立をされていないのに決議に賛成をするのであれば、温泉ビルの取り壊しは前提になっております。再建まで、あるいは再利用可能までの間をどう対処するのか。日々利用されている多くのさくら湯の入浴客、いわゆる市民ですね、その方々にどう説明をしておくのかということ、その市民説明、これが賛成で臨むまでの一つの解決事項ではないかと思います。今からですよという話では、あまりにものんきな答弁ではないかなあと。この点、取り壊しが行われることが前提ですから、さくら湯は当面使えないということも同時に考えておかなきゃならないということを言ってるんですよ。この点をどうお考えか、お答えください。

２番目の質問になります。市民会館は改修後のイメージの中にはございません。取り壊されます。市民は長い間文化会館の建設を望んで来ました。10年前に建設用地の取得はできましたが、今日まで凍結の期間があったりしまして、建設のめどはいまだに立っておりません。市民の我慢といいますか、しようがなかたいというような気持ちは、市民会館が存在してきたからでございますし、八千代座の復興がそ

れを助けてきたからではないかと思っております。しかし、プラザファイブ再生事業の基本設計には取り壊しが盛り込まれています。このことについては議会はもとより市民はほとんど知らないのではないでしょうか。決議成立ということは、確実に市民会館がなくなる計画の承認でございますから、必然的に起こるでありましょう代替施設はどうするのという声に答えるために、賛成方針を表明する時点では、市民への合意形成作業終了が絶対に必要なことではないでしょうか。この点についてどのようにお考えかお伺いします。

質問の３番目です。売渡請求について、別の視点からお伺いをしたいと思います。建替え決議は、区分所有者及び議決権の５分の４以上の賛成で成立をします。その際、仮に５分の１弱の反対者が出た場合です。その方々には４カ月以内に、時価による売渡請求が行われます。この意味するところは、反対者の意に沿わぬ強制的な売買を成立させることでもあります。山鹿市が賛成方針であることは、これらの作業を認めることでもあります。このような事態の出現は高確率で予測されますが、このことについて、いかがお考えかお伺いをいたします。

４番目、サンリブ跡地について再度伺います。答弁ではプラザファイブ組合と市で構成される権利調整特別委員会で論議され、決定されると言われました。私は何かよそ事をおしゃっているように聞こえます。大変大きな問題でございます。半年間の検討結果が、権利調整特別委員会に委ねるという結論なのでしょうか。例えばですね、２分１の譲渡を受け入れるなどということを決めるのであります。そして、その後、議会に事後報告をされるのですか。鶴屋跡地のことを考えればそういうわけにはまいらないと思います。権利調整特別委員会に本市がどのような考えを持って臨まれるかということをぜひこの場ではっきりと披瀝をしておいていただきたいと思います。

５番目です。財政措置についても再度伺います。基本設計に示す改修工事費を見ますと、温泉ビル解体に4600万円、それと全体に対する補助金負担が２億900万円ぐらいではないかと読み取れます。ほかにも本市負担分があるとは思いますが、私としては詳細には探せません。いずれにしましても、多額の支出が見込まれます。先ほど３分の１は負担しなきゃいけませんと、答弁にありましたけれども、もっとしっかりした財政的な検討といいますか、方策を加えておかないと、いずれにしましても本年度は当初予算にはございませんでした。途中で補正予算になるのか、あるいは20年度の本予算、当初予算に回っていくのかわかりませんが、そのこともぜひ検討していただきたいと思います。もう一度くどいようで申し上げますが、今２回目の質問は建替え決議に賛成という立場でおられるということにする前提とした質問です。解決をしなければならないことは、絶対的にしていかなければ建替え

決議には賛成では望めないと思いますので、ぜひ詳しい答弁をですね、これも委員会本部長にお願いしたいと思います。２回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。杉焼副市長。

［副市長　杉焼義文君　登壇］

○副市長（杉焼義文君）

ご答弁を申し上げたいと思います。２回目の第１点目でございます。さくら湯再建まで、あるいは再利用までの間、それぞれの施設と現在有している部分を、どうするかということでございます。もちろん原則的には、何を申しましても建替え決議という大きな一つのハードルがあります。何とかそれをクリアしたいという思いで進めておるところではありますけれども、そのようなことも含めまして、十分に私ども本部検討委員会等で議論をいたしまして、今後市民の理解が得られるような形で計画づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。そして、説明がありました市民会館の代替施設等、市民会館が現実的にはそういう状況に至れば、計画どおりの事業が進んでいきますと、当然市民会館は廃止をされることになります。その後、どういうふうな対応を市が取った方が一番いいかというようなことにつきましても、早急な課題として本部検討委員会等で検討をしていくことになります。当然、事前におきましては、各所管課あたりでも既に検討を進めておりますけども、方向付けを最終的には本部検討委員会でして行くことになるだろうと思っております。

それから、３点目の建替え決議が５分の４以上の賛成で成立した場合に、５分の１弱程度の反対者の方が出た場合、その方々に対して強力な法的手段で、売買を成立させるかということであろうかと思います。そのようなことがないように、個別のヒアリングが早急に開催をされますし、全体会議等でも、そこら辺の権利調整等に対する、説明会等が行われるようになっております。ですから、今議員が心配をいただいておりますようなことがないように、事前の関係者との話し合い等をしっかりと進めるような方向で動いておるということでご理解をいただきたいと思います。

それから、サンリブ跡の無償譲渡につきましては、権利調整特別委員会で論議をし、決定をされるという方向で動いております。市からは、権利特別調整特別委員会という組織の中には市有財産の所管４課が入っております。そして、さらに商工課が参加をいたしまして検討協議を行っているところでありまして、そこでの検討事項を市内部に、本年４月１日、立ち上げましたプラザファイブ再生事業検討委員会で協議をしていくようにしております。ご質問のサンリブ跡地施設につきまして

も、委員会で十分協議をいたしまして、当然議会にもご相談させていただくことになりますが、そのような手順で今後進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げいたいと思います。

それから、５番目の温泉ビルに対する財政面のことにつきましては、商工観光部長の方から答弁をさせたいと思います。

○議長（高野誠二君）

福田商工観光部長。

［商工観光部長　福田憲之君　登壇］

○商工観光部長（福田憲之君）

財政面の支援関係につきまして、お答えをいたします。また、いろいろと金額等も出ていたようでございますが、現在の計画段階で想定されます費用負担関係につきましては、まだ不確定でございます。そういうことで、内容関係についても温泉ビルの解体、また中央ビルの解体の一部負担と、また改良住宅ビルの分離にかかる費用の一部、さくら湯等敷地の取得費等が考えられるかなと思っております。財政面につきましては、大変大きな負担であると考えております。できるだけ有利な起債等による財源確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（高野誠二君）

森議員、了解ですか。

○22番（森　久雄君）

議長。

○議長（高野誠二君）

森議員。

［22番　森　久雄君　登壇］

○22番（森　久雄君）

３回目の質問を行います。建替え決議に賛成で参加をすることの意味を理解されてるのかなというような答弁に聞こえました。賛成をするという前提はですね、今の基本設計書などに示されている概要を受け入れて、それに臨むということですから、今からの検討事項という話はですね、ちょっとずれているのではないか。検討そのものが、要するに事業主体者と行政３分の１の区分所有者の大きな、いうならば株主みたいな方がですね、相手は２キロメートルも３キロメートルも先を走っているようなところに、今から靴ひもをしっかり締めて、スタートを切ろうかというような感覚にしか聞こえないです。さくら湯の扱いもですね、市民会館もそうなんです。サンリブもそうです。わかっていることなんですね、建替え決議に参加をすればこうなるという計画、あるいは概要も、山鹿市は1200万円の補助金を事業主体

者に出している。そしてつくらせたわけですから、そこのところはですね、もう少し検討を深めて、そして決議に参加をするということじゃないといけないんじゃないかなあと思います。そして、サンリブについても、権利調整特別委員会で検討されて、持ち帰って検討すると。じゃあ、その行く人は子どもの使いで行くんですか。やっぱり基本方針を持って臨まなければならないし、その基本方針を大きく歪めなければならない、あるいは後退させなければならないようなときには持ち帰るべきだと思いますが、その会議に臨むにあたっては、スタートから確固たる方針を持って臨むべきではないかと思いますので、そこら辺のところをですね、今からという言葉を使われると、非常に失望される方々も多くあるんじゃないかと思います。特に市民会館はですね、やっぱりこれは決議に賛成すると言ってるんですから、はっきり広報あたりでもですね、事前説明なり、報告なりはタイムリーにしておかなければ、多くの市民の方にご迷惑をかけるのではないかなというふうに思いますが、再度の答弁をお願いしたいと思います。

それから、これはですね、内閣府が出しております中心市街地活性化認定申請マニュアルの中に書いてあることをお尋ねします。当該市町村や周辺地域の市街地の規模、配置、相互関係との現状、総合計画、都市計画や産業振興に関するビジョン等のまちづくりの方針等との整合性について確認をして、当該中心市街地の活性化に取り組むことが、今から言うところが大事です。当該市街地のみならず、市全体やその周辺の地域の発展にも効果が及ぶものであるかどうかを判断しますと。今から業者選定をしてつくろうとする認定中心市街地活性化計画に対して、国が判断するものです。ここら辺は12月の議会でもですね、プラザファイブ再生支援事業という一つのピンポイント的な施策的に表現がなされますが、さらに当該市街地のみならず市全体やその周辺の地域の発展にも効果が及ぶということでなければならないということを強く求めておられますので、この点についてはどうお考えかをお聞きします。

それから、また各種取り組みを実施していくにあたりまして、市町村だけでなく、各事業者や地権者、地域住民等を巻き込み、地域が一体となって進めているかどうかも認定にあたっての判断としますと書いてあります。先ほど森川議員が熱意についてお尋ねになりました。答弁では、高まってきているというふうに認識しているというふうに言われましたが、総会が開かれたときの参加者はわずか20数名ではないかと、後は委任状という形ですが、やっぱり熱意があって、気運が高まっているのであればですね、やっぱり我も我もとそういう集会なりに、押しかけてでもその思いを発言をしたり、あるいは提案についてですね、修正を加えたりするような熱気というものが当然あってしかりと思いますが、この地域が一体となって進めてい

るかどうかの判断にですね、大きく関わるようなこともございますので、その点、先ほどの答弁がそのとおりになるようにしていただければと思います。

それからもう一つですね、市議会における中心市街地活性化に関する審議の内容というものも判断をされます。ですから、平成19年６月議会の審議模様といいますか、あるいは一般質問の模様で、答弁がこう出ているというようなのも、当然国土交通省は議事録の提出なども求めるかもしれませんので、そういうところも意識をしながら、答弁をお願いしたいと思います。

最後です。協議会の結成ですけども、これは基本計画の作成から事業の実施に至る全体の過程において、協議会からの意見聴取のみならず、地域住民等様々な主体の理解、参加、協力を得て、広く地域ぐるみで取り組むことが重要です。ですから、何度も言いますが、山鹿市全体の一つの大きな課題として、これが取り組まれなければならないというように思いますので、その点、私はこれまで昨年の12月から様子を見てまいりましたけども、必ずしもそういう状況下にないというふうに思っておりますので、今日、またあえての質問にさせていただいたわけです。改めて、副市長の方からご答弁を賜りたいと思います。これで３回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。杉燒副市長。

［副市長　杉燒義文君　登壇］

○副市長（杉燒義文君）

お答え申し上げたいと思います。今、幾つかの議員さん、心配される点をご指摘いただきました。これから事業が進むにつれまして、幾つかの基本方針というものを早期に方向付けなければならないという、市の仕事もあろうかというふうに理解をいたしております。それから、特にご心配いただきました地域を巻き込むことの重要性、それから議会議論の過程の必要性、そして市全体の課題としての取り組みの必要性等々ご指摘がありまして、ご指摘のとおりそういう意味からいたしますと、まだその域に十分達しておらないという部分はあろうかというふうに思っております。本検討委員会の立ち上げが若干遅れまして、４月１日でございまして、これからそこら辺、ただいまご指摘がありました若干遅れている部分に対しては、早急に対応してまいりたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、中心市街地のまさに核として存在しておりますプラザファイブの再生に向けての動きでありますので、私ども全役職員を持ってこの問題には取り組んでいかなければならないというふうな理解をいたしております。どうぞ議会におかれましても、今後いろんな面でご相談を申し上げあることになろうかと思いますが、ご指導のほどをよろしくお願いを申し上げまして、答弁に変えさせていただきます。

○議長（高野誠二君）

以上で、森議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、暫く休憩いたします。

午後２時18分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後２時30分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により平井邦廣議員の発言を許します。平井議員。

［８番　平井邦廣君　登壇］

○８番（平井邦廣君）

８番議員の平井でございます。大分長時間になりましたものですから、「おまえ何分かかるとや。」という声が大分かかっておりますので、明確なお答えがいただけましたら早目に終わりたいと思っております。

それでは通告にしたがいまして、市立病院に関する問題について、お尋ねしたいと思います。今全国各地の自治体病院から医師不足の声が上がっております。前々から地域や診療科次第では医師の不足が大きな問題となっているところでございます。医師不足が何で起きているのか、第１番に考えられるのが2004年からスタートしました新しい臨床研修制度が挙げられるというところでございます。これまで新人医師は大学の医局で初期研修を積んでいましたが、研修内容が専門分野に限られるところから、大学病院や大規模病院で多くの科の経験をするというところで、２年間の研修制度が義務付けられたために、大規模病院、総合病院の人気が高まっているというような状況ということでございます。この大規模病院も積極的に若い医師の採用を行っているというのが、医師不足の原因のようでございます。このような状況が続けば、都市部と地域の医療格差が広がっていることも事実でございます。そこで、市立病院の現状について質問いたします。現在の市立病院の医療体制は診療科目が10科あり、うち婦人科が休診中ということで、９科で診療が行われているようですが、内科を見てみますと、昨年の４月までは７名いた医師が、異動や開業でこの春から３名になっているようであります。内科の内訳を見ますと、一般内科、呼吸器科、循環器科、代謝内科、そして消化器科の五つに分けてありますが、医師が３名しかいないということでありまして、これでは十分な診察ができないということは素人でもわかります。また、この少ないスタッフで外来、当直、病棟を診てもらうということは、あまりの忙しさで過酷な医療現場であるかと想像しております。私はこの内科の事情しか把握しておりませんけれども、残りの診療科でこ

のような医師が不足している科が幾つあるのか。また病院全体で何名の医師が不足しているのか、診療科目全科が十分に機能するためには、何名の医者が必要なのか、診療科目ごとにお知らせいただきたいと思います。第１回目、終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。星子病院事務部長。

［病院事務部長　星子四郎君　登壇］

○病院事務部長（星子四郎君）

平井邦廣議員の一般質問、山鹿市立病院についてお答えいたします。まず医師の不足でございますが、内科系については、ご指摘のとおりでございまして、特に消化器、代謝内科の常勤医が不在でございます。なお、４月より代謝内科は非常勤医師により週２日の外来対応を行っております。また消化器内科については、新たに総合診療科を設けまして、外科系よりカバーをいたしているところでございます。また一時休診しておりましたが耳鼻咽喉科を６月５日より、非常勤ではありますが、再開いたす運びとなっております。したがいまして、内科系以外では小児科の１科が機能的には不足しておると、夜間の対応が厳しいという現状でございます。

次に、すべての診療科の機能を確保するためにはということでございますが、内科７名、外科が５名、整形外科３名、麻酔科１名、泌尿器科１名、小児科２名、眼科１名、計20名の常勤医が必要でして、現在常勤の医師16名での診療体制でございます。４名の不足が生じていると思っております。議員のご質問にございましたが、厳しい医療現場でありますが、診療の停滞を消失させないよう、本郷院長みずから日直、外来、病棟、または手術へと率先して対応いただき、少数精鋭のドクターと孤軍奮闘いただいているところでございます。ご理解賜りますようお願い申し上げて答弁を終わります。

○議長（高野誠二君）

平井議員、了解ですか。

○８番（平井邦廣君）

議長。

○議長（高野誠二君）

平井議員。

［８番　平井邦廣君　登壇］

○８番（平井邦廣君）

９科中、２科、内科、小児科で４名の医師が不足しているということでございまして、なかなか医師の確保にも厳しい面があるようでございますけども、その確保に向けて第２問を質問したいと思います。病院全体で医師不足ということで、十分

な機能ができていない状況の中で、医師の確保の見通しは立っておるのでしょうか。今後どのような対応をとっていかれるのか、また都市部の大規模病院との給与格差も大きいものがあると思われますが、待遇面での改善等も必要ではないかと、私も考えております。また、18年度予算書の中で、年間延べ患者数が入院で６万6795人、外来で11万250人でありましたが、19年度予算の中では年間の延べ患者数が、入院６万1488人、外来９万1450人を見込んでおられました。比較しますと、入院でマイナス5307人、外来でマイナス１万8800人と大幅な患者の現象が考えられますが、18年度決算見込み、どのようになっているのかお知らせ願いたいと思います。第２問目終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。星子病院事務部長。

［病院事務部長　星子四郎君　登壇］

○病院事務部長（星子四郎君）

２回目のご質問にお答えします。医師の確保、処遇についてでございますが、平成22年４月のグランドオープンをしますころまでには、20名から25名の医師の確保が今後の急性期医療体制、それから経営健全化につながる最優先課題であります。企業会計を準拠します市立病院でありますので、医師の不足は医業収益の増減に直接影響を及ぼすわけであります。常勤医師の少ないところは、勤務時間が長い、宿日直、呼び出しが多い。疲弊して開業または都市部の大病院へ転勤を希望する若手の医師がふえているといった全国的な悪循環傾向が起きております。医師を確保するためには、給与、手当等の改善も必要でありますが、勤務医の過酷な拘束時間を改善する必要がございます。また勤務医のアンケート調査によりますと、勤務する環境、いわゆる施設や高度な医療機器、有能な看護師等のコメディカルスタッフの揃った環境づくりを求められております。特に女性医師を初め、女性スタッフの職場環境を改善するという方向で、厚生労働省の方からの最近の指導では院内保育を推進しなさいというようないろんな対策が見えてまいっております。いずれにしましても、医師の確保が課題の解決につながるものであります。見通しと対応でありますが、現在熊本医大とは別のルートで、常勤医師２名の方と前向きな交渉をいただいております。来春には、また熊大より２名の内科系常勤医師の派遣について、担当教授のご指導をいただいているところであります。さらには、近隣の医大に訪問いたしまして、小児科医の派遣について教授との交渉を行っているところでございます。平成19年、それから20年の２カ年で20名の常勤医師を確保することを最優先課題と位置付けております。何とぞご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、患者数につきましては、ご指摘のとおりであります。平成18年度当初予算の患者と19年度当初予算を比較しますと、大幅な減少を見込んでおりますが、これは18年度、前年度より先ほど申しました16名の常勤医師で計算いたしますと、減というような形での当初予算を作成したわけであります。そのような中で、18年度の決算見込みでありますが、17年度までは単年度で黒字決算をしておりましたが、18年度の決算見込みを精査してまいりますと、単年度赤字決算になる見込みであります。要因については、ご承知のとおり診療報酬の改定、それから医療保険制度の自己負担改正等々もございますが、何よりも医師の退職、転勤、不補充による患者様の減少であります。医師の不足は医業収益に大きく響いていると感じております。以上、２回目のご質問に対する答弁を終わります。

○議長（高野誠二君）

平井議員、了解ですか。

○８番（平井邦廣君）

議長。

○議長（高野誠二君）

平井議員。

［８番　平井邦廣君　登壇］

○８番（平井邦廣君）

４名の医師不足の中で、今交渉をやっておるというご説明であったろうと思っておりますけども、非常に見通しというのは厳しいんじゃなかろうかなと、私も思っております。これも市長を先頭に一丸となって医師獲得にはご尽力をいただきたいと思っておりますし、医師の待遇面も含めた仕事をしやすい環境の整備、これも非常に大事なことではなかろうかと思っております。これは必ずやっていただきたいということでお願いしたいと思っております。

それから18年度の決算見込みが赤字になったということで、先ほどご説明がありました。17年度黒字部分を補てんしても埋まらないというような状況だろうと思っております。実際的に数字がほしいところでございますけども、今定例会の委員会等で報告があろうかと思いますものですから、そのあとでまた私の方も確認したいと思っております。何せ医師の確保が最優先課題というところで、しっかり執行部もご尽力をお願いしたいと思っております。

３問目の質問に入らせていただきます。県北の拠点施設として位置付けられている市立病院がこのような医師不足を抱え、患者数も激減している中で、新しい病院の建設も本年度より着工し、平成22年度にはオープンになっているようですが、平成17年９月に示されました山鹿市立病院基本計画、基本構想はそのとおりに進めら

れるのか。この計画の中で小児科診療体制が中心のような感じを受けましたが、少子化や医師不足、患者の激減等を考慮すると、計画の見直しも必要と思われますが、いかがでしょうか。私はこの基本計画の実行こそが医師確保の大前提と考えております。都市部の大規模病院だけに医師が集中すれば、地域医療は崩壊する可能性もあります。市民の方々は安心して診察が受けられる身近な病院を整備してほしいと願っておられます。どうか医師を初め医療スタッフの充実を１日も早く実現して、市民から信頼される病院の建設をお願いし、質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。星子病院事務部長。

［病院事務部長　星子四郎君　登壇］

○病院事務部長（星子四郎君）

３回目のご質問に、お答えいたします。地域医療の充実は安心、安全、住みよいまちづくりに欠かせない地域医療福祉の根幹をなす一つであります。地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、それに県、市の行政と綿密な連絡を取りながら、市民の命と健康に貢献する中核病院としてしっかりと経営をし、存続していかねばならないと思っております。ご指摘の計画の見直しでありますが、基本的には後退することなく、施設整備については、本年度より取り組んでまいるところでございます。しかしながら、財政計画につきましては、長期、中期の計画を持っておりますが、診療報酬の改定のサイクルにあわせまして、２年サイクルでの厳しい見直しをしていかなければならないと思っております。

診療体制の見直しにつきましては、地域性、市民のニーズにこたえる必要がございますので、逐一これも見直しを行っていく必要があろうかと思っております。しかしながら、あくまでも基本計画に従って粛々と努力をしていきたいと思っております。小児医療の、特に２次救急医療、それから中高年の医療に対処できる急性期医療を充実するために、医師の確保、それから施設の整備に市長並びに本郷院長を先頭に一丸となって取り組んでまいりますので、何とぞご理解、ご支援をいただきますようお願い申し上げまして、答弁を終わらせていただきます。

○議長（高野誠二君）

以上で、平井議員の一般質問は終了いたしました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

散　会

○議長（高野誠二君）

これをもちまして、本日の質疑、一般質問は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

午後２時49分　散会

～～～

６月４日（月曜日）

平成19年（第２回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

平成19年６月４日（月曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

第２　委員会付託

○

発言通告

１．北原昭三

一般質問

（１）教育サポーター制度の導入について

（２）学校へのＡＥＤ（自動体外式除細動器）設置について

（３）市役所へ総合案内所の設置にを

（４）地域優良賃貸住宅制度について

（５）地方公共団体のグリーン購入の取り組みについて

２．島田節男

一般質問

（１）投票区の再編について

（２）バイオマス利活用推進事業について

３．吉本政幸

一般質問

（１）西南の役「山鹿口の戦い」について

①文化課の現在までの取り組み

②観光部門としての考え方は

③市内子どもたちを対象とした史実の紹介は

４．川野　功

一般質問

（１）アスベスト問題について

昨年９月にアスベスト含有率の調査対象が１％から0.1％に引き下げられた。基本的にはゼロ％でなければ安心できない。これまで、今まで１％未満かどうかという調査しかしていないならば再調査が必要だと思うが、再調査の予定はあるか。

前回の調査では、どういう資格を持った人が、どういう調査をしたかもお尋

ねする。

（２）教育関係

①合併前は各市町村の教育委員の勉強や情報交換として活発に開かれていた地方教育委員連絡協議会（地教委）が合併後鹿本郡市ではなくなっている。しかし、ほとんどの市町村には設置されており、各市町村の教育委員と県の教育事務所と一緒に地域の教育について議論していると聞いている。なくなった経緯、他の市町村の現状と今後の対応策をお尋ねする。

②前回質問で音楽関係の提案をしたが、その後どうなったか。

③学校関係合併特例債の計画と現状

（３）プラザファイブ再生支援計画の進捗状況

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（30名）

１番	平井光臣君
２番	北原昭三君
３番	芹川正美君
４番	藤原　豊君
５番	立山秀木君
６番	立山　隆君
７番	原　徹君
８番	平井邦廣君
９番	吉本政幸君
10番	池田誠一君
11番	堀　茂幸君
12番	永田紘二君
13番	森川昭彦君
14番	川野　功君
15番	古荘克郎君
16番	島田節男君
17番	森　芳顕君
18番	家入憲隆君
19番	横手啓介君

20番	高野誠二君
21番	藤原　弘君
22番	森　久雄君
23番	西牟田　長君
24番	太田黒鐵郎君
25番	丸山寛治君
26番	寺崎勇児君
27番	高口功二郎君
28番	山口晋正君
29番	古田信助君
30番	丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	杉焼義文君
教育長	田中　宏君
総務部長	西田秀行君
市民福祉部長	森　和芳君
農林部長	藏原榮一君
商工観光部長	福田憲之君
建設部長	池田永実君
環境部長	熊野次男君
病院事務部長	星子四郎君
教育部長	八木田達博君
総務部次長	三森兄臣君
市民福祉部次長	黒田賢二君
建設部次長	宮本榮次郎君
水道局長	池田幸一君
総務課長	幸村英星君
財政課長	米加田純正君
福寿荘長	松永正寛君
市民課長	加藤光一郎君
農林企画課長	戸次由夫君
農林振興課長	栃原栄一君

商工課長	永田義文君
観光課長	寺崎泰和君
住宅課長	有働郁夫君
監査事務局長兼選管事務局長	有働典夫君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
局長補佐兼議事係長	今坂英俊君
議会総務係長	堤　真澄君
書記	中村武志君

○

午前10時00分　開議

○

○議長（高野誠二君）

これより本日の会議を開きます。

○

日程第１　質疑・一般質問

○議長（高野誠二君）

日程第１、６月１日に引き続き、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。北原昭三議員。

［２番　北原昭三君　登壇］

○２番（北原昭三君）

皆さん、おはようございます。２番議員の北原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。早速ですが、発言通告にしたがいまして、今回一般質問を一括質問にて５件させていただきます。１件目、教育サポーター制度の導入と、２件目、学校へのＡＥＤ（自動体外式除細動器）設置につきましては、委員会の所管でございますので、１回の質問で終わります。ご答弁よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず初めに教育サポーター制度の導入につきまして質問をさせていただきます。文部科学省は、企業を退職した団塊の世代人材を教育分野で活用するための教育サポーターの資格を2008年度にも創設する方針を固めました。一定の研修を経て、学校での指導法などを学んだ人をサポーターに認定するものです。教職経験こそないものの、能力などにお墨つきを与えることで、意欲があり、優れた知識や技術を持つ人が教育現場で活躍するチャンスを広げるのが狙いと聞いております。それと同時に、成長過程にある子どもたちにとっても、社会経験が豊かな人とのかかわりを持つことは好影響を与えると考えます。例えば、海外勤務経験者であれば語学を、ＩＴ情報技術企業経験者であればパソコンを教えるケースなどが想定されております。そのほか、農業や料理、舞踊や音楽などに携わっていた人材は、地域住民の指導者としての役割を見込んでおります。2007年度は先行自治体の取り組みや活動の実態調査を行い、資格認定の基準作成や研修プログラムの開発も必要なため、制度開始は2008年度を予定されているようでございます。団塊世代の再チャレンジ施策として、2007年度予算に関連予算が盛り込まれております。サポーターの資格の認定方法などについては、国による一律の基準では、地域独自のニーズの反映が難しいことから民間非営利団体ＮＰＯを初め、第三者機関で行うことも検討されているようでございます。それでは先行自治体の取り組みをご紹介させていただきます。まず大阪市「なにわっ子学びのサポーター」ですが、例えば、授業で国際

交流や海外勤務経験の話を聞いたり、地域の伝統文化の紹介など、また名古屋市「教育サポーターネットワーク」とは自分の学習成果や特技、能力などをボランティアとして生かしたいという市民の方々を募集・登録することにより教育や生涯学習に関するボランティアの指導・支援を必要とする地域や学校、トワイライトスクール、放課後学級などからの求めに応じて情報を提供する制度だそうです。またサポーター制度とは学生の中で、コンピューターの技能・知識に優れた人がサポーターとなり、コンピューター実習系の授業で受講生をサポートする制度です。本学独自の制度であり、同じ学生という立場からわからない点などを教える仕組みとして、授業の受講者からも好評を得ているようです。サポーターは、コンピューターの技能・知識を持っており、また日ごろから技能・知識や資格取得に熱心な人たちです。授業におけるサポートだけでなく、コンピューター全般や資格取得まで、幅広い質問や相談に応じることができます。本市としましても、先ほど申し上げましたが、成長過程にある子どもたちにとっては、社会経験が豊かな人とのかかわり合いを持つことは好影響と考えます。先行自治体の取り組みをご参考いただき、早期にその制度が導入できないものかお伺いをいたします。

２件目、学校へのＡＥＤ（自動体外式除細動器）設置につきましてお伺いをいたします。平成17年12月、本定例会におきまして、多くの市民の皆様が集まる総合体育館、その他の施設、また部活動で激しい運動をする機会の多い学校などにＡＥＤの導入依頼をお願いしておりました。結果といたしまして、平成18年９月ころかと思いますが、３カ所、総合体育館、山鹿総合支所、健康福祉センターに設置していただいて、ありがとうございました。ＡＥＤの説明につきましては、平成17年の一般質問時、ご紹介をいたしましたので、今回は割愛させていただきます。皆様ご存じのとおり、５月９日、愛媛県の中学校でサッカー大会中、胸にボール、中学３年生死亡、本当に心が痛むニュースがございました。市内の３中学校にはＡＥＤの配備がされていたそうですが、事故のあった中学校には本年度設置予定だったそうです。事故後、同校にも備え付け、全教職員が講習を受けられたそうです。事故は絶対にあってはなりませんが、緊急時の対応としてＡＥＤの設置は必要ではないかと再度痛感させられました。ＡＥＤがあったため、大阪の高校では野球中に打球を胸に受けた投手が心肺停止状態になりましたが、観戦していた救急救命士がＡＥＤで蘇生させ助かりました。また、群馬県渋川市では中学校バトミントン部の女子生徒が体育館でランニング中倒れ込みました。名前を呼びましたが、意識はほとんどなく、呼吸も途切れがちでございました。倒れてから４分後に職員室のＡＥＤを装着、救急隊員の到着時には心臓は動いていたといい、生徒は数日で退院し、現在は後遺症もなく通学しているそうです。最近では小中学校の完全配備を目指す市町村がふ

える傾向にあります。「ＡＥＤ、自治体で導入進む、２年で10倍に。県も高校に設置、群馬」という記事もございました。小学校、中学校にぜひＡＥＤの設置をお願いしたく質問をさせていただきます。先ほどＡＥＤが設置されていたから、尊い生命が救われた事例をご紹介させていただきましたが、再度申し上げますが、事故は絶対にあってはなりませんが、緊急時の対応に絶対ＡＥＤは必要と思いますが、いかがお考えでしょうか。

それでは３点、質問させていただきます。まず１点目、県下の小中学校の設置状況をお伺いいたします。２点目、山鹿市小中学校26校の中で何校が設置されておりますでしょうか。３点目、今後本市の小中学校に設置の予定はあるのかお伺いをいたします。

３件目です。市役所へ総合案内所の設置についてお伺いをいたします。広い意味での窓口サービスとして、総合案内所の設置についてお尋ねをいたします。合併後、各総合支所ができ、また多くの行政の面が広がりました。一方で市民の皆様から、どこの部署に相談に行ったらいいのか困惑している、そんな方が少なくないと、いろいろ耳にします。そこで、少しでも市民の皆様へのサービスの向上に努める意味で、また先ほど申し上げました市民の方の声にこたえるために、他市でも見られるような総合案内所の設置をご提案いたしますが、いかがお考えでしょうか。

４件目、地域優良賃貸住宅制度についてでございます。公明党は子育て世帯が安心して子育てができる居住支援を図るため、「ネット（巣）づくり支援」としまして、新婚世帯や子育て世帯の住宅確保が円滑に行われるよう政府に要請してまいりました。その結果、平成19年度予算案におきまして、安心して子育てができる居住支援の充実を図る予算として2011億円が計上されたそうでございます。その中で、平成19年度に新たに創設されるのが地域優良賃貸住宅制度とお聞きしております。この地域優良賃貸住宅制度とは具体的にどのような制度でございましょうか、お伺いをいたします。

５件目、地方公共団体のグリーン購入の取り組みについてでございます。地方公共団体によるグリーン購入の推進は、市場に供給される製品、サービスなどに環境配慮を組み込み、社会に浸透させ、持続可能な循環型社会を形成する上で重要な役割を果たしています。さらには、地域住民が直接行政サービスを受ける接点であり、その影響は極めて大きいものがあります。環境配慮契約法とは、環境負荷のより少ない製品を選ぼうとする意識をより高めていく法律とお聞きしましたが、それでは質問をさせていただきます。

１点目、環境配慮契約法とは具体的にどのようなものでしょうか。２点目、グリーン購入に取り組む上での阻害要因として何が考えられますか。３点目、グリー

ン購入に対しての取り組みはどのようにされていますか。ちょっと長くなりましたが、以上で１回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

北原議員の一般質問の１点目、教育サポーター制度の導入についてお答え申し上げます。教育サポーター制度につきましては、先ほどご紹介ございましたけれども、文部科学省の平成19年度の新規事業でございます。団塊世代等社会参加促進のための調査研究事業におきまして、高齢者や団塊世代がこれまで職業や学習を通じて培った経験を生かして、学校あるいは地域社会で活躍できるよう、全国規模での教育サポーター制度の創設に向けた検討等を行うこととされております。この事業は文部科学省内で標準的な教育サポーター制度のあり方等について調査・研究を行い、都道府県教育委員会等で試行して、その後、全国の市町村へも普及させようとするものでございます。したがいまして本市におきましては、今後、国及び県の動向を見極めながら対応してまいりたいと考えております。なお、本市におきましては、教育基本計画に位置づけております山鹿人生大学あるいは総合大学プロジェクトで、学んだ成果を地域社会に還元するということを目的としておりますので、団塊世代等の社会参加を促進するものと期待しておるところでございます。

また、今年度は試行として社会教育指導員２名の公募を行い、市民の皆さんの社会参加の促進に努めているところでございます。さらに、山鹿市人材バンクの整備を進め、多くの地域の人材を登録していきたいと考えておりまして、現在山鹿地区におきまして、地区公民館長さんにお願いしまして調査を始めたところでございます。順次市内全体でも調査を行っていく予定にしております。今後、その人材の育成を図りながら、公民館講座あるいは学校等の講師等になっていただくなど有効活用を図り、団塊世代等の社会参加、まずは山鹿版の教育サポーター制度等の導入を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、第２点目の学校へのＡＥＤ（自動体外式除細動器）設置に対する考え方についてお答えを申し上げます。ＡＥＤは救命率を大幅に向上させることができるということは、もうご承知のとおりでございます。山鹿市内の小中学校におきますＡＥＤの設置状況は、昨年度は山鹿市では学校施設といたしましては、鶴城中学校に第１番目に１台設置させていただいているところでございます。なお、県下の状況を調査いたしましたところ、熊本市、八代市及び県下の類似５市の設置状況におきましては、小中学校に設置されている市はまだないということでございますけれど

も、熊本市が本年度予算において中学校に設置を予定されているようでございます。本市での今後の学校への設置につきましては、救急医療体制が整備された病院等との連携を踏まえまして、設置に向けての検討を進めてまいりたいと考えております。またあわせまして、各学校での心肺蘇生法講習会の実施に引き続き努めてまいりたいと考えているところでございます。以上、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

総合案内所の設置について、お答えいたします。旧山鹿市におきまして、以前１年ほど案内所を設置したことがありますけれども、利用頻度や質問内容等検討した結果、必要性が薄いのではないかということで廃止した経緯がございます。現在、玄関ロビーに各課の配置や庁舎周辺の案内板を設置しておりますが、中にはおわかりにくい方もいらっしゃるかと思います。お尋ねの内容も多方面にわたると思いますが、現状を申し上げますと、お尋ねをされたい方は市民課の総合窓口や玄関に近い会計課等において、それぞれ職員がご案内をしたり、各課との連絡を取ったり、丁寧に対応をしております。各階においても同様に対応をしております。何事によらず来庁時不明な点がございましたら、職員をしてお尋ねをいただければと思います。今後、常時職員を配置するかどうかについては考えさせていただきます。

○議長（高野誠二君）

池田建設部長。

［建設部長　池田永実君　登壇］

○建設部長（池田永実君）

４点目の地域優良賃貸住宅制度について、お答えいたします。この制度は本年４月から制度化されたものでございまして、これまでの高齢者向け優良賃貸住宅制度と中堅ファミリー層向けの特定優良賃貸住宅制度を統合し、再編されたものでございます。また、今回の見直しは高齢者や子育て世帯など、特に住宅の支援が必要な世帯が柔軟な支援を受けられるよう、整備費及び家賃の一部について助成を行うことで、民間事業者による良質な賃貸住宅の供給促進を図ることを主な目的としたものでございます。制度の内容でございますが、まず入居資格は中堅所得者を対象としたもので、収入月額が60万1000円以下の高齢者・障害者・子育て世帯を原則としております。助成の対象は民間事業者等により供給される優良な賃貸住宅のうち、廊下、階段などの共用部分の整備に要する費用の一部を、民間事業者に助成する整備費助成がございます。一方、入居者に対しましては、入居者の収入が一定額以下

で、かつ高齢者世帯、障害者世帯、小学校卒業前の子どもがいる世帯につきまして、家賃の一部を助成する家賃低廉化助成がございます。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

熊野環境部長。

［環境部長　熊野次男君　登壇］

○環境部長（熊野次男君）

北原議員の一般質問の５点目、地方公共団体のグリーン購入の取り組みについてお答えいたします。

まず、お尋ねの国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律、通称、環境配慮契約法の概要についてご説明申し上げます。本法律は、京都議定書が発効したことを受けまして、国全体で一層の温室効果ガスの排出量の削減を推進するため、庁舎で使用する電気の購入や庁舎の改修事業等の契約については、価格のみで判断するのではなく、温室効果ガス等による環境への負荷についても適切に評価した上で、相手方を決定することにより、環境に配慮した契約を推進していくことを目的に、去る５月25日に公布されたものでございます。この法律の中では、地方公共団体等についても、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針を作成し、これに基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとされております。本法はまだ施行はされておりませんが、６カ月以内に定められる政令によって、詳細とともに施行期日も規定されるものと考えられます。本市におきましても、その公表を待って、今後の市の対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、グリーン購入についてのお尋ねにお答えをいたします。グリーン購入については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律、通称、グリーン購入法において、地方公共団体に対しても、環境物品等の調達方針の策定努力が求められております。ご案内のとおり、このグリーン購入とは購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することをいいます。例を挙げますと、コピー用紙等紙類は再生紙の購入をすることや電化製品の購入にあたっては、使用時の消費電力量が少ないものや、使用後に分解して素材のリサイクルがしやすいように設計されていることなどを考慮して購入するといったことでございます。

次に、グリーン購入に取り組む上での阻害要因ということでございますが、グリーン購入につきましては、一部の商品については従来品よりも高価であったり、市が求める仕様に合致する商品がない、また、グリーン購入の対象となる製品の基

準設定が難しく、さらに各所属で物品を購入するため、一括したグリーン購入ができないといった課題がございます。山鹿市で現在構築を進めております環境マネジメントシステムの中で、グリーン購入の推進を環境配慮施策の一つとして取り入れております。今後は先ほど申し上げました課題を克服して、一層のグリーン購入が進展するようシステムの運営を通じて情報の提供等を行い、積極的な推進を図ってまいりたいと思います。

○議長（高野誠二君）

北原議員、了解ですか。

○２番（北原昭三君）

議長。

○議長（高野誠二君）

北原議員。

［２番　北原昭三君　登壇］

○２番（北原昭三君）

ご答弁いただきまして、ありがとうございました。教育サポーター制度につきましては、将来を見据え制度の早期導入と、そして制度が生かせる環境づくりもお願いしたいと思います。学校へのＡＥＤ設置につきましては、熊本県下におきましては、先ほどの答弁で、熊本市が本年度予算において全中学校に設置導入とのお話しをいただきました。先ほど申し上げましたが、他県では小中学校の完全配備を目指す市町村がふえる傾向にあります。山鹿市も遅れを取らないように早急に設置ができますよう、ご検討をよろしくお願いいたします。市役所へ総合案内所の設置依頼につきましては、先ほどのご答弁の中で、今後常時職員を案内所に設置するのか、わかりやすい案内表示をどうするか等全体的に検討してまいりますとのことでしたので、検討に期待をしたいと思います。

それでは、２回目の質問をさせていただきます。地域優良賃貸住宅制度についてでございます。既存の賃貸住宅ストックを有効に活用しながら、地域の状況に応じて対象世帯を設定するなど、地域の住宅需要に対応できる枠組みのもとで、住宅整備や子育て世帯、高齢者、障害者世帯に対する入居者への負担軽減のための助成を効果的に行う制度と伺いましたが、助成措置の詳細はどのようになっておりますか、お伺いをいたします。

地方公共団体のグリーン購入の取り組みにつきましてでございます。平成19年２月発表の循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第３回点検結果によると、地方公共団体における平成17年度の組織的なグリーン購入の実施率は44％でした。地方公共団体のグリーン購入の実施率は、平成16年に比べ全体としてみれば上昇して

おりますが、市町村合併による母数の減少が全体の率の上昇に寄与している面があり、規模別で見ても都道府県、区市、町村とも取り組みの率は減少しているとの指摘がされているようでございます。では、なぜグリーン購入なのかということで、グリーン購入とは、価格・機能・デザインなどの購入の判断要素に環境という視点を加えて製品を購入する、サービスを契約する活動でございます。消費者がグリーン購入に取り組むことによって、環境配慮型の製品やサービスの方が売れるという状況をつくり出すことができれば、企業の環境配慮型製品の研究開発が推進され、従来よりも環境負荷の小さい製品が安価に市場に出回ることになり、消費者の購入が一層促進される好循環を生むことができます。つまりグリーン購入とは、経済活動を通じて企業の環境経営及び環境配慮型製品の開発を促進しようとする取り組みであり、潜在的には社会を変える非常に大きな力を持った意義ある活動であると言えると思います。そこで、質問をさせていただきます。平成18年度山鹿市のグリーン購入率はどのくらいでしょうか。以上で、２回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。池田建設部長。

［建設部長　池田永実君　登壇］

○建設部長（池田永実君）

２回目の質問にお答えいたします。地域優良賃貸住宅制度における助成につきましては、先ほど申し上げましたが、優良な賃貸住宅を供給する民間事業者に対する整備費の助成と収入が一定額以下の入居者に対する家賃低廉化助成がございます。お尋ねの入居者に対する家賃低廉化助成につきましては、高齢者世帯、障害者世帯、小学校卒業前の子どものいる世帯のうち、収入月額が26万8000円以下の世帯に対し、月額４万円を限度として家賃の一部を国及び自治体が助成できる制度となっております。以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

熊野環境部長。

［環境部長　熊野次男君　登壇］

○環境部長（熊野次男君）

２回目のご質問、グリーン購入率の把握はしているかということでございますが、お尋ねの購入率につきましては、市でグリーン購入対象の物品を指定しておりませんので、どの商品をどれくらいグリーン商品で購入したかといった購入率は把握いたしておりません。しかしながら、例えば財政課では、19年度の新規購入事務用品のグリーン購入率を100％にするといった目標を、先ほどご説明いたしました環境マネジメントシステムの目標として掲げております。今後はこうした数値目標等も

念頭に、購入率等の把握、推進を進めてまいりたいと思います。

○議長（高野誠二君）

北原議員、了解ですか。

○２番（北原昭三君）

議長。

○議長（高野誠二君）

北原議員。

［２番　北原昭三君　登壇］

○２番（北原昭三君）

ご答弁いただき、ありがとうございました。地域優良賃貸住宅制度につきまして、３回目の質問をさせていただきます。これは質問といいますか、支援の事例を２点ほどご紹介いたします。まず１点目でございますけども、これは横浜市の事例ですが、横浜市が10月に創設、住み替えを希望している高齢者が所有する住宅を、子育て世帯に安い家賃で賃貸する持ち家住宅活用型の住み替えをモデル的に実施、高齢者が所有する住宅は、横浜市と協定を結んだ横浜市住宅供給公社（協力管理会社）が一たん借り上げをし、子育て世帯へ転貸します。この事業を活用することにより高齢者は賃貸借における煩雑な管理業務等がなくなるとともに、横浜市高齢者向け優良賃貸住宅に入居していただくことができるという内容でございます。

２点目でございますけども、これは神奈川県の事例でありまして、県の事業ですから、参考のため紹介をさせていただきたいと思います。少子高齢化が進展する中で、経済的負担の大きい子育て世帯を支援するため、適する県営住宅を一定期間提供する制度だそうです。高齢者や子育て世帯が柔軟な支援を受けられる地域優良賃貸住宅制度を山鹿市におきましても事業化されるお考えはあられるのかお伺いをいたします。

続きまして、地方公共団体のグリーン購入の取り組みについて、３回目の質問をさせていただきます。地域における大口消費者として地方公共団体がグリーン購入に取り組むことは環境負荷低減の観点から非常に意義があり、積極的な推進が求められています。組織的なグリーン購入を推進する上では、組織を構成する職員への理解の浸透は不可欠ですが、その意義の浸透度調査では、市区では、37％のデータです。本市の職員へのグリーン購入に対しての意識づけはどのようにされておりますでしょうか、お伺いいたします。以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。池田建設部長。

［建設部長　池田永実君　登壇］

○建設部長（池田永実君）

３回目の質問にお答えいたします。お尋ねの地域優良賃貸住宅制度は、本年４月に制度化されたばかりでございまして、市町村に対する制度の説明もこれから行われるものと思います。詳細な情報を得ていないのが実情でございます。したがいまして、明確なことは申し上げられませんが、これまで本県におきます住宅に関する助成制度につきましては、各自治体の財政力の問題もありまして、熊本市の一部事業を除き、熊本県において県域全体の住宅施策の一つとして県レベルで取り組まれております。今回、再編・創設されました地域優良賃貸住宅制度につきましても、少子高齢化対策の一つとして創設されたものでございます。こういった少子高齢化問題は各自治体の取り組みはもちろんですが、全県的に取り組むべき課題であろうと思います。先進地の事例をご紹介いただきましたが、本市との人口規模や住宅事情の違いもございますので、今後県との連携・協力を基本に、また他市の動向も見極めながら対応してまいりたいと考えております。以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

熊野環境部長。

［環境部長　熊野次男君　登壇］

○環境部長（熊野次男君）

３回目のご質問、職員へのグリーン購入についてはどのように意識づけをしているかということでございますが、環境マネジメントシステムの環境配慮チェックシートの中に、グリーン購入という欄を設け、コピー用紙、ＯＡ用紙、印刷物及びトイレットペーパー等、使用する紙類は再生紙の購入に努めるという項目、またエコマーク商品、または環境に配慮した商品の購入、使用に努めるという二つのチェック項目を設けております。この二つの項目の取り組み状況を毎月各所属長が確認し、環境課で報告の集計を行っております。この結果を見ますと、コピー用紙と紙類の再生紙購入につきましては86.8％、またエコマーク商品等の環境配慮商品の購入、使用につきましては67.5％の所属で取り組んでおります。こうした各所属での日常の取り組みの中で、所属長の指導のもと、グリーン購入は重要な環境配慮項目であることを職員に認識させ、励行を進めているところでございます。

○議長（高野誠二君）

以上で、北原議員の一般質問は終了しました。

次の通告順により、島田節男議員の発言を許します。島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

皆さん、おはようございます。16番議員の島田節男でございます。今回は、通告しておきました２点、投票区の再編について、そしてまたバイオマス利活用推進事業についてお尋ねををしたいと思います。少し夏風邪を引いておりますので、非常に聞き苦しい点があるかと思いますけど、よろしくお願い申し上げます。

まず、第１に山鹿市投票区の再編についてお伺いいたします。今回市選管におかれましては、公職選挙法に基づく投票区を55区から33区へ統廃合されました。行財政改革等の関係でそうなったものと思っております。資料によりますと、近隣の類似団体であります玉名市が47投票区、菊池市が37投票区となっております。今回の山鹿市は人口、面積ともこの二つの団体より多いわけですけれども、33区に統廃合がされたわけでございます。そのような中で、まず鹿北地区の補欠選挙、そして４月８日執行の県議会議員選挙と、これまでに２回の選挙が行われてまいりました。そこで、お伺いします。４月８日の県議選は、再編して初めての全市での選挙でありまして、住民の声や関係者の声はもちろんお聞きと思います。再編しての効果、また問題点をどのように分析されているのかをお伺いいたします。また変更の周知等はどのようにして行われたのか、あわせてお伺いをします。

次に、バイオマス利活用推進事業についてお伺いします。この事業はバイオマスが供用開始して早くも２年目を迎えようとしているわけでございます。地域内から排出される畜産ふん尿や家庭から出される生ごみなどバイオマス資源を有効活用して、堆肥、液肥などを生産し、その過程で出るガスを利用し発電をして電気エネルギーとして利用するというまさに現在の循環型社会にマッチした施設でございます。住民の意識が使い捨て時代から循環型社会へと変わってきた時と重なりまして、特に、当時女性団体の方々の環境問題に対する理解の大きさがこの事業が大きく推進された一因ではないかと、私は今考えております。

そこで三つの事柄についてお伺いをいたします。第１に、２年目を迎えたバイオマス事業の施設の利用状況等と堆肥の品質及びその効果についてお伺いいたします。

第２に、この事業は住民の環境問題に対する理解の上に成り立っていると思います。拠点施設として、もっと山鹿市民の環境問題に対する理解を深めていくべきだと考えますが、その辺はどのように考えていらっしゃるのかお伺いします。

そして第３に、この施設の大きな目的であります環境保全型農業の取り組みと産地形成及びブランド化についてお伺いします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。有働選挙管理委員会事務局長。

［選挙管理委員会事務局長　有働典夫君　登壇］

○選挙管理委員会事務局長（有働典夫君）

島田議員の投票区の再編についてのご質問にお答えいたします。投票区の見直しでございますけども、以前の投票区におきましては、有権者の多いところは3800人、少ないところでは65人と大変大きな開きがありましたので、まずは投票所ごとの立会人や事務従事者の事務量の格差をできるだけ解消すること、そのほか、投票所までの距離や道路事情など利便性への配慮、さらには投票所となる施設そのものの安全性、バリアフリー化、駐車場の状態など、いろいろな面から検討を行いまして、改正前55カ所ありました投票区を33カ所に整理統合し、平成18年12月１日から施行しているところでございます。改正後は、平成19年２月に鹿北地区での市議補欠選挙を行い、また市全体に及ぶ選挙としましては、今回の県議選を行ったところでございます。今回の県議選を振り返ってみますと、会場によっては、遠くなった、わかりにくくなったなど数件の苦情はありましたけども、全体的に投票所の事務の流れもよく、大きな混乱もなく、選挙が円滑に遂行されました。効果のあった部分でございますけども、投票所での事務従事者負担が均等化されました。チェック体制が充実し、投票事務の流れがよくなりました。１投票区当たり35万円ほどの経費を要しますけども、この経費節減ができました。会場がよくなり、駐車場問題もかなり改善できました。まずまずの成果ではなかったかと判断しているところでございます。また投票所の変更の件の周知につきましては、広報やまがや山鹿市ホームページへの掲載を行い、啓発チラシの配布も行いました。旧投票所へは移転先の案内図を張り出しました。また全有権者に配布します入場券へは、投票所への案内図を刷り込みました。以上、周知の徹底に努めたところでございます。

○議長（高野誠二君）

藏原農林部長。

［農林部長　藏原榮一君　登壇］

○農林部長（藏原榮一君）

島田議員の一般質問の２点目、バイオマス利活用推進事業についてお答えいたします。まず、バイオマスセンターにつきましては、平成17年度から試験的に供用開始、18年度から本格的に稼働いたしております。18年度におきますセンターの実績につきましては、その搬入量は１万6483トン、内訳でございますが、家畜ふん尿系１万6039トン、生ごみ系444トンとなっており、ほぼ同量の堆肥・液肥を生産いたしております。生産いたしました堆肥・液肥は、施設園芸作物、水稲、麦などで利用されており、延べ利用面積は411ヘクタールに上っております。また施設の稼動にあたりましては、住民の皆様によります適正な生ごみの分別、畜産農家による家畜排せつ物の衛生的な搬入、耕種農家による堆肥・液肥の利活用の推進など、市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら取り組んできたところでございます。生

産されます堆肥につきましては、国の試験機関であります九州沖縄農業研究センターを初め、関係機関のご指導もあり、18年度熊本県堆肥生産技術コンクールにおいては、第３位に入賞するなど品質向上に努めているところでございます。今後とも良質な堆肥の生産に向けた取り組みを進めてまいります。

またこの堆肥利用は、いうまでもなく、農業の要でございます土づくりに大きく寄与するもので、施設園芸を中心に、耕種農家と畜産農家との連携による堆肥・液肥の利用が行われることにより、化学肥料や農薬の削減につながり、環境保全型農業の確立の一助となっております。その効果につきましては、熊本県・ＪＡ鹿本のご協力により、昨年度実証圃場を設置し確認をいたしております。その結果といたしまして、各作物において化学肥料を使用した場合と比較しても遜色のない生育状況と、良質の作物が生産されていることを確認いたしております。

次に、バイオマス事業の住民への理解についてでございますが、これまで生ごみ分別のパンフレット配布や、熊本県の協力によります関係小学校へのバイオマスセンターで生産された堆肥と環境保全型農業の紹介パンフレット配布など、啓発活動を展開してまいりました。今後とも各種イベントなどにおきまして、事業を紹介するパネル展示や、堆肥の利活用講座などを行い、本事業への住民の皆様の理解を深めていく活動を行ってまいりたいと思っております。また、収集場所での区長さんによる分別指導などの周知啓発活動につきましても、引き続き巡回指導を行うなど、適正な分別に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、環境保全型農業についてでございますが、畜産のＢＳＥの発生、農薬の不正使用など消費者の食の安全・安心や環境保全に対する関心の高まりなどを背景に、消費者はより安全で安心な、そしておいしいものを求めていることは周知のことだと存じます。そのような中で、いかに安全で安心なもの、さらには環境に配慮した農産物を提供していくかという農業を実践していくことが求められております。これまでも述べてきましたとおり、地域の未利用資源であった生ごみや家畜ふん尿を有効活用し、良質な堆肥を製造し、農地へ還元し、またそこで出てきた農産物などを、人や家畜が食べ、生ごみやふん尿として出す地域リサイクル型の農業、すなわち環境保全型の農業を目指していくことが必要でございます。バイオマス事業は、環境に負荷を与えない持続可能な循環型の自然農法への転換を進めていくものであり、その実践の場としてバイオマスセンターは設置されております。具体的な取り組みといたしましては、堆肥・液肥を利用した特別栽培米において、ＪＡ鹿本が生協などと提携し、200ヘクタールの作付に取り組まれております。これは生協より現地視察をいただき、本事業の取り組みを理解され、環境保全型農業のお米づくりが認められたものと思っております。また、農地・水・環境保全向上対策におきま

しても、先進的営農支援制度によりまして、各地域での環境保全型農業の推進に努めてまいりたいと考えております。今後ともこのような取り組みが積極的に行われるよう働きかけながら、環境と調和した持続性の高い農業を進めていくとともに、豊富にあるバイオマス資源の利活用による循環型社会の構築を図ってまいりたいと考えております。

次に、産地形成とブランド化についてでございますが、ブランド戦略につきましては、まずは安全で安心、そしておいしい農産物づくりを基本に、消費者、市場からの評判が高い特色ある農産物づくり、産地形成が必要であると思っております。そのような本市の農畜産物のイメージアップと販路拡大に向けた取り組みを進めながら、地域ブランドの形成について各地域の皆様、関係機関などと連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

島田議員、了解ですか。

○16番（島田節男君）

議長。

○議長（高野誠二君）

島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

ご答弁、ありがとうございました。２回目の質問をいたします。今回の県議選でございますけれども、個人的なことですが、私も投票区が変わりました。しかし、今までよりもよかったわけです。真裏ですぐ行かれましてですね、非常に投票もスムーズにできて、再編されたことによって不便さも感じなくよかったなと感じておったわけでございます。変更になった場所は、私の家の真裏になりますひだまりという鹿本総合支所の隣ですけども。しかし、この場所は旧鹿本町時代の４カ所の投票所を一つにまとめたわけです。その時の投票者数といいますか、それは一応2500人程度だったとデータにあります。１投票区としてはやはり多い方でございます。この投票区での投票率が、後から聞いたわけですけども、男女あわせて、期日前投票、そして不在者投票あわせて57.8％、非常に私どものところでございますので、この数字を言って私も恥ずかしいですけど、大変なショックを受けたわけです。非常に残念であったわけでございます。住民の選挙に対する意識ももちろんですけれども、今回の再編に何か影響があるのではないかと、自分は思った次第でございまして、数人の方にいろいろ聞いてみたわけでございます。やっぱり一番の問題は投票所が遠くなったということでございまして、選管も一生懸命考えてされたことで

すので、私もあまり言うべきではないかと思いますけれど、もう一考、考えてほしいなと思うところがあるわけです。また、山鹿市内でももしかしたらこういう事例があるのではないかと思ったわけでございまして、やはり選挙は住民が政治に参加する大事なことでありまして、住民の清き１票がぜひ届きますように、もし問題があれば改善していくべきではないかと考えております。当局の考えをお伺いしたいと思います。

次に、バイオマス利活用推進事業に対しまして２回目の質問をいたします。答弁の中で山鹿市が取り組まれております環境保全型農業の必要性は非常に重要なことでありまして、農業に対しましては、その方向性は絶対間違ってないと、私も考えております。私は個人的なことで申し訳ありませんけど、食品製造販売業をやっておりますが、消費者の意識が安心で安全な食べ物へと大きく変わってきたのを実感しているわけでございます。農業も農業生産物も直接消費者の口に入るものでありまして、その点、ここの農協、農産物をつくるあり方としては、環境保全型の農業への取り組みの重要性といいますか、そういうことがどんどん増してきていると考えています。また、その中での差別化という非常に大きい課題もあるわけでございますけれども、全国でも数少ないバイオマスセンターというすばらしい拠点を持っている我が市におきまして、ぜひともその成果を上げてほしいと願うわけであります。

そこで、２回目の質問です。今後いかに消費者に信頼される農産物をつくるかが重要であると思います。当地方は米の産地であります。先ほどもご紹介ありましたけれども、米づくりにおいてのブランド化あたりが一番しやすいのではないかなとそういうふうに考えますけど、この辺どう考えておられるのか。また最終的に目指すのは環境保全型農業によるブランド化と思うわけでございますけれども、その辺どう考えておられますか。そしてまた、新市建設計画を見てみますと、福岡ターゲット構想というのが載っております。それには図入りで載っておるわけでございますけれども、この山鹿市でできたものを福岡に販路拡大をしていくという構想だと思いますけれど、やはりこの今取り組んでおられることをアピールして売り込んでいけばいいかなあと考えるわけでございます。その辺のお考えがあれば、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

ここで暫く休憩いたします。

午前10時58分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前11時13分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。執行部の答弁を求めます。有働選挙管理委員会事務局長。

［選挙管理委員会事務局長　有働典夫君　登壇］

○選挙管理委員会事務局長（有働典夫君）

２回目の答弁をさせていただきます。今回の県議選の投票率は市全体で70.28％でございましたが、幾つかの投票所においては、大変悪い結果が出ております。これらの投票区について前回までの結果を比較しますと、選挙の種類、時期が違いますが、以前から決して高い投票率ではないようでございます。なお一層明るい選挙の推進、選挙啓発に力を入れていく必要があると考えているところでございます。

また、鹿本町のひだまり投票区でございますが、島田議員ご指摘のとおり投票率は低い結果が出ております。この再編後の投票区ひだまりにつきましては、旧投票区で申し上げますと、旧ひだまり区、駅通り区、旧来民郵便局区、鹿本中学校体育館区の４地区の投票所が統合になったものでございます。新ひだまりの投票所の低い投票率について考えますと、旧地区の中で、もともと低い傾向の地区が見られたこと、また再編後の投票所までの距離が１キロメートルほど遠くなったなどの要因が考えられますけども、距離だけで言えば４キロメートルから７キロメートルの距離がある投票所もあり、決して遠いとは言えないところでもございます。現在33投票区の中には、確かに投票率が低い地域もありますが、投票率の向上は選挙管理委員会の大きな使命でもあります。各総合支所との連携協議によりまして、効果的な選挙啓発にも努めてまいりたいと考えております。投票区の件につきましては、もうしばらく様子を見させていただきたいと思いますので、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。以上、答弁終わります。

○議長（高野誠二君）

藏原農林部長。

［農林部長　藏原榮一君　登壇］

○農林部長（藏原榮一君）

バイオマス利活用推進事業の２回目の質問にお答えいたします。消費者から信頼される産地形成とブランド化についてということでございますが、まず安全・安心な米づくりによるブランド化についてお答えいたします。安全・安心な米づくりに対する取り組みにつきましては、ＪＡ鹿本を初め各方面において品質及び食味の向上を図りながら、消費者・市場重視の考えに立って、需要に応じた売れる米づくりを進めておられます。取り組みの１事例といたしまして、平山菜の花生産組合を簡単にご紹介させていただきたいと思います。この組合では、地元主体で構成されて

いる平小城活性化協議会の中で、平成12年、９戸の農家の方が景観作物として菜の花を植えられたことから始まり、平山温泉観光協会からの景観形成の依頼により、作付面積もふえ、菜の花を緑肥として水田にすき込み稲作を開始されました。平成14年11月には地元主体により平山温泉郷平山菜の花生産者協議会が設立され、土壌検査や栽培試験などに基づく栽培基準の設定、トレーサビリティー制度の導入、エコファーマー認証による環境に優しい農業を実践されております。また農村体験ツアーによる生産者と消費者の交流などにも取り組まれております。今後はこのような先進的な優良事例をモデルとして、市全域に広めながら、地域の特色を生かした多様な米づくり、魅力ある農産物づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、環境保全型農業のブランド化についてでございますが、このことにつきましては、早期に方向性が見えるものではないと思っておりますが、消費者は安全で安心なことに加え、おいしい農産物を求めておられます。しかし、その反面、消費者の購買行動を見ますと、見かけや値段などで買い物をされている方がおいでになることも事実でございます。そのギャップが消費ロス、ひいては輸入農産物の増大につながり、価格低迷の遠因にもなっております。このため、消費者や流通関係者などに対する環境保全型農業に対する理解促進が強く求められいていると考えています。今後は消費者の方々が正しい知識を持っていただき、おいしい農産物を買っていただくために、行政やＪＡ鹿本だけでなく、個々の農家の方々の意識の変革やつくるための技術向上を重ね、消費者に正しい情報が行くような仕組みづくりが大切だと考えております。消費者の信頼を得るためには、これまでの取り組みを一歩進めて、市全体の方向性を定めて取り組んでいく必要があると考えております。

次に、福岡ターゲット構想についてでございますが、現在山鹿市農業活性化委員会において課題の一つとして取り上げ、検討を進めております。具体的には、福岡都市圏をターゲットとした新たな販売流通経路の開拓、物産館などを交流の拠点とした農林業や食の体験・交流イベントの実施など、都市と農村の交流促進の視点から検討を進めているところでございます。あわせまして、物産展の開催やグリーンツーリズムの展開なども引き続き行いながら、山鹿のファンの確保に努めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、議員ご指摘の消費者から信頼される産地形成とブランド化の問題につきましては、高収益農業の振興を目指し、県やＪＡ鹿本との連携を強化し、産地形成に取り組みながら本市の農畜産物の幅広いＰＲに努めることで県内外の流通促進を図ってまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

島田議員、了解ですか。

○16番（島田節男君）

議長。

○議長（高野誠二君）

島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

ありがとうございました。３回目です。投票区の再編につきまして、ご答弁いただきました。確かに、いろんな分析をされていると思いますけれども、私たちがお聞きしているところには、どうしても町部で、特に高齢者の方、足がないと。その日は雨も降らなかったので、随分条件はよかったのですけども、高齢になりまして、やっぱり歩いて行くのは非常に困難であるという方も多々おられます。近くにいいところもありますので、今後そういう高齢者の方々等の配慮も考えてですね、今後も選挙が何回かありますので、状態を見ながら、そしてまた、選管の方で考えていただきたいと思います。これは要望でございます。

それと、バイオマスの方のことで３回目の質問をします。私の考えとしては、バイオマスという立派な施設、これを拠点として、そういう環境保全型の農業に輪を広げてほしいというのが私の考え方であります。バイオマスを使っていい品物をつくるということも必要だと思いますけれど、そういう住民の意識がですね、バイオマスに表されるように、環境保全型という考え方でぜひともやっていけば、将来の農業の高収入につながるんじゃないかなと、こう考えておるわけでございます。今、行政がいろんなデータの集積をされております。しかし、もうバイオマス推進事業も３年目を迎えておりますので、少しずつですね、実際の農家の方々に手を離して、そして農家の方々が本当に環境保全型農業に取り組んでいかれるような体制をつくっていくような施策をやっていかなければいけない、そういうふうに感じます。先ほど平小城の米の話をされましたけども、これもそういう環境保全型の農業ということで、やはりバイオマスの考え方がつながっているのではないかなあと思いますし、そこで協議会等ができているということですので、ぜひとも全市に、そういう研究会とか協議会等をつくりながら、お互いの横の連携をやりながら、農業に対して理解を深めて、みんなが一生懸命、熱意を持ってやっていくというシステムをつくってほしいなあと。そしてまた、ぜひともそういうことができれば、新市主催で体験発表会とかそういうことをやりながら、どんどん燃え上がっていくような体制づくりをしてほしいと、こう考えております。ぜひともそのようなことをお考えいただきたいと思いますけれど、この点に対して、これは通告をしておりませんので、一応部長のお考えをお聞きしながら質問を終わりたいと思います。ありがとうござ

いました。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。藏原農林部長。

［農林部長　藏原榮一君　登壇］

○農林部長（藏原榮一君）

３回目の質問にお答えいたします。今後、農家への取り組み、それからシステムづくり、体制づくりということでございますけれども、先ほどから申し上げておりますように、それぞれの地域で環境保全型あるいは、おいしい作物づくり、売れる作物づくりに取り組んでおられるところでございます。現在、市でもいろいろな協議会等の中で検討をいたしておりますけれども、検討いたしました結果、あるいは調査結果等を住民の皆様方に周知し、これをいかに実践していくかということが大事なことだろうというふうに思っております。そういう周知の場を設けまして、住民の皆様方に農業の今後のあり方等を十分理解いただきまして、環境保全型農業への取り組み、それから各地域におきます協議会等の設立等に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

以上で、島田議員の一般質問は終了しました。

次の通告順により、吉本政幸議員の発言を許します。吉本議員。

［９番　吉本政幸君　登壇］

○９番（吉本政幸君）

９番の吉本です。通告に従い、西南の役「山鹿口の戦い」に関連して、３点ほど質問させていただきます。「弾丸は飛ぶ飛ぶ民家は焼ける。征れば征られる山鹿口。傷の手当てや兵糧集め。自治の里だよ、山鹿口。」旧の山鹿口の方々はご存じのことと思います。これは平成14年に山鹿市地域振興公社より発刊された西南の役「山鹿口の戦い」の最後の方に載せてある民謡田原坂の替え歌だそうで、地元の郷土史家の方が作詞されたとのことであります。本年も去る５月12日、西南の役山鹿口戦蹟顕彰会により、28回目の戦没者慰霊祭が執り行われております。この西南の役はご存じのとおり国内最大で、最後の内乱といわれ、時の中央政権の有司専制政治に反発して起こったと記してあります。明治10年２月15日、西郷隆盛を総帥に、篠原国幹、村田新八、桐野利秋、別府晋介、永山弥一郎、池の上四郎等を各隊長として、東京を目指し行動を起こしたのが直接の始まりと聞きます。この県北におきましては、２月22日植木向坂での戦闘を皮切りに、25日玉名高瀬の戦い、そして26日の第１次山鹿口の戦いと続いております。この山鹿口の戦いは、勇将桐野利秋率いる薩軍４番大隊、党薩隊の熊本協同隊、宮崎飫肥隊と三浦悟楼陸軍少将率いる第３旅団

を中心とする官軍が対峙し、先ほど申しました２月26日の鍋田での第１次の戦いより３月22日の第５次の戦いまで、激戦が続いたと聞いております。西南紀伝という本によりますと、西南戦争における山鹿戦闘と田原戦闘は10年戦役を通じて一大偉観なりしなりと記してあるとのことです。玉東町が発刊しております「西南の役、城北路をゆく」という冊子の中に、古老の話として、「戦時は生きた心地がしなかった。大砲の音が腹に響き、銃撃の音は凄まじく、皆恐怖で震えていた。砲煙が雲のように覆い、妙な臭いがした。薩軍の雄叫びはもの凄く、鬼の声ではないかと思った。死体が幾つも転がり、首のない死体もあった。血が溝に流れ、切り落とされた腕があった。」と語られたと載っております。おそらく、ここ山鹿口においても凄まじい戦いが繰り広げられたと推察するものです。実はこのような西南の役の激闘がこの山鹿の地で行われていたことを恥ずかしい話ですが、全然頭の中にございませんでした。このように慰霊祭に出席したり、この山鹿口の戦いの本を読むことがなければ、知らずに通り過ぎていたように感じます。

そこで、１点目の質問でありますが、この山鹿口の戦いの本の中にも書いてありますが、田原坂の民謡の影響か、今までの当局の熱意の差か、それとも他の理由からか、田原坂のみ有名で、山鹿口の戦いは陰が薄いようだと述べられております。歴史的にも注目される史実があったことに対し、行政側としてもっと紹介されていいように感じますが、この史実に対しどうとらえ、今までどのような取り組みをされていたのかお尋ねいたします。

２点目の質問ですが、これだけの史実は私のように興味ある者にとって行ってみたい、聞いてみたいと強く感じます。関連する史跡について観光的にも十分利用できますし、すべきと考えます。町内だけでも薩軍の兵站基地、野戦病院跡の光専寺、同じく野戦病院跡、薩軍兵士の墓がある長源寺、飫肥隊本部野戦病院跡の光顕寺、薩軍本陣跡、それから西上町の公園の中にある官軍墓地、十分紹介できれば山鹿の一つの見どころになり得るのではないかと思う次第です。観光資源としてどのように考えておられるかお尋ねします。

３点目であります。何回も申し上げますが、西南の役という歴史的にも大きな史実、また史跡があるということを子どもたちにもしっかり知ってもらいたいと考えます。宮崎県の西都市では文化財保護少年団を組織、郷土の自然、文化遺産に親しませることにより、郷土愛がはぐくまれると紹介されています。子どもの時より、郷土の歴史に触れ、社会科の重要な教材を目の当たりにできることはすばらしいことです。今まで子どもたちへの紹介等をどのようにされてきたか、以上３点、お尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

吉本議員の一般質問の山鹿口の戦いについての１点目、現在までの取り組みについて、お答えを申し上げます。かなり詳しく歴史の中をご紹介いただきましたので重複するかもしれませんけど、ご承知のように西南の役は明治10年に、薩摩の西郷隆盛が約２万5000名の兵を率いまして熊本に入り、熊本城や植木の田原坂、あるいは山鹿などの各地で政府軍と激しい戦闘を展開したものでございます。山鹿でも２月末から約１カ月間、薩軍約2500名と政府軍約6000名の激突で多くの戦死者を出しております。戦死者が540人、政府軍が411人、薩摩軍が109人、不明20人と言われております。ご質問の史実のとらえ方と現在までの対応についてでございますが、このような近代の夜明けにつながるような戦いが、当山鹿市であったことは歴史的に重要なことだと考えております。もっと注目されるべきだと思っております。また、旧山鹿町では薩軍が山鹿にいる間に、ルソーの自由民権論を基本とした、町民による日本初の民主政治が行われたとも言われております。これらも含めて周知に努力しなければならないと考えております。

次に、取り組みということにつきましては、西南の役の山鹿口戦蹟顕彰会の事務局が現在博物館に置かれております。これは旧山鹿市時代の昭和56年に西南戦争展を開催しておりますけれども、これを契機に篤志家のご努力がございまして、西南の役慰霊碑が博物館のそばに建立され、西南の役山鹿口戦蹟顕彰会が発足したと聞いております。その後、慰霊祭開催などを側面的にお手伝いをさせていただいているというところでございます。博物館では、平成２年にも特別展の西南の役「山鹿口の戦い」を顕彰会とともに開催しております。本年度はちょうど西南の役130年でございますので、来年の１月ごろに、西南の役に関する企画展を検討しているところでございます。また、普段の活動では、オブサン古墳の案内の折には必ず西南の役のことを説明しておりますし、オブサン古墳には閉塞石がございます。これは、古墳の入口の蓋のことでございますけれども、これが弾除けに使われておりまして、弾痕の跡が非常に残っておりますので、博物館周辺の鍋田一帯が激戦地であったこと、あるいは多くの史跡があることを、その際にご紹介申し上げているところでございます。市民の皆さんにはぜひ一度ご覧いただければと思っております。また、西南の役に関するお問い合わせにもできる限り対応いたしておるところでございます。

次に、３点目の市内の子どもたちを対象とした史実の紹介ということでございますけれども、現在山鹿市内の学校では、特に教材としては共通的にこの史実を取り

扱ってはいないところでございます。しかしながら、総合的な学習の中で、山鹿口の戦いについて調べている学校がございます。壁画とか、あるいは博物館職員の聞きとりとか、それをもとに幾つかの戦場跡を調べ、学習をしているところでございます。また、先ほどご紹介ございましたけれども、平成14年に地域振興公社が発刊いたしました「西南の役・山鹿口の戦い」を旧山鹿市の学校10校には数冊ずつ配布いたしているというのが現状でございます。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（高野誠二君）

福田商工観光部長。

［商工観光部長　福田憲之君　登壇］

○商工観光部長（福田憲之君）

吉本議員の質問の２点目、現在の観光振興対策につきましては、山鹿市の６地域で湧出いたします良質な温泉や各地域に伝わる伝統行事、伝統芸能といった歴史、文化的資産、祭りなど豊富な観光資源を活用し、効果的なＰＲの展開を図りながら、歴史浪漫息づく田園観光都市づくりを目指しているところでございます。

さて、議員ご質問の西南の役「山鹿口の戦い」についてでございますが、西南の役といったときには一般的に植木町の田原坂を想像する方が大半でございます。「山鹿口の戦い」については、あまり知られていないのが現実であります。今まで観光素材としての紹介が不足していたように思われますが、ここで改めまして「山鹿口の戦い」を観光素材としてＰＲされている二つの団体がございますので、ご紹介をさせていただきます。

まず、下町惣門会で実施されております、ここ数年参加者が徐々にふえております。米米惣門ツアーでございます。このツアーは米をテーマに酒蔵、米蔵、みそ蔵を回るものでございますが、ツアーの最後に下町光専寺を訪れ、説明の中で「山鹿口の戦い」についてもご紹介がされているところでございます。

次に、菊池川流域にございます山鹿、玉名、菊池、植木の４温泉地が連携して広域の観光地づくりに取り組むため、昨年10月に設立されました菊池川温泉郷づくり協議会がございます。この協議会では、事業の一つといたしまして、西南の役から130年を記念し、激戦地田原坂などゆかりの地を薩軍と官軍気分で訪ねるモニターツアーを、本年２月に実施されたところでございます。本市でも地元ボランティアによる「山鹿口の戦い」についてのご紹介をしていただいたところでございます。

今後につきましては、秋に予定しております市民向けの市内探訪ツアーでのコース設定や山鹿植木観光推進協議会で実施しております「温・里・湯キャンペーン」で日本の歴史においても大きな意味を持つ貴重な観光資源として広域的なＰＲの展開を図っていきたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

吉本議員、了解ですか。

○９番（吉本政幸君）

議長。

○議長（高野誠二君）

吉本議員。

［９番　吉本政幸君　登壇］

○９番（吉本政幸君）

１点目の文化課の取り組みとしての部分でありますが、この「山鹿口の戦い」史実についての重要性、またそのことを考えての取り組みがなされてきていることに対し、安心はいたしました。本年出てまいりましたように、西南の役後130年という節目の年でもあり、どのような動きがあるのかなというように気にはしておりました。顕彰会による９月に講演会が計画され、また、先ほども部長の方からご案内ありましたように、来年１月に企画展を行いたいということでもあります。個人的にも楽しみにするところです。西南の役に関する他の自治体の考え方、取り組みについて若干聞いてみました。自治体自体で随分の温度差があるようにも感じます。やはり玉東町、植木町は非常に積極的で、玉東町では130周年ということで資料展と同時に記念講演会を開催されております。３月30日から４月１日までの３日間開催され、町内外より800人から900人の来場者があったというお話しでございました。

植木町でも130年記念祭ということで、３月20日、21日の２日間開催され、県知事を初め、多くの来賓の方を招き、式典と講演を行ったというような話でございます。

玉名市におきましては、昨年、博物館協議会でも行きましたけど、博物館では錦絵展が記念に行われておりました。菊池市・和水町につきましては、特別なことは行わないということでした。今回質問するにあたり、県下関係自治体の西南の役関連の史跡の数を、インターネットを通してでありますが調べてみました。個人の方のものですので、若干の数字的な違いは感じましたが、県下では何と山鹿市が26カ所、１番多く、続いて熊本市・植木町の23カ所、玉東町の21カ所と掲示されております。西南の役における、この山鹿市の位置づけが大きかったのかなあというふうにも考えました。また、山鹿市関連の史跡を１周してみたいなあと思ってましたので、今回、回ってみました。光専寺さんを最初に鍋田・和水町の永野原、平山、三岳を回ってみました。「山鹿口の戦い」の本を片手に１人で回りましたので、なかなか入り口とか場所とかがわからず、時間的なものもありましたけれども、３分の２程度しか見ることができなかったのは、ちょっと残念でありました。特に、年の

神の墓地、なかなか入り口がわからず、２、３回初めは回ってみました。一応石碑は見つけましたけれども、弾痕の墓標というのがまたどれなのかはっきりわからず、こういうときにも説明板でもあればいいなあと感じた次第です。玉東町、植木町の方も同じ史跡をちょっと訪れて見ましたけれども、向こうの方は分かれ道等には矢印の道案内が立ち、説明板も立派なものができております。うらやましく思いました。和水町についても解説板等しっかりしたものが設置されていました。玉東町、植木町に関しては県指定の文化財とのこと、内容的なことからすれば、うちの市も文化財の指定があってもいいような感じがいたします。前にいただいた市の文化財一覧を見てみましたが、市の指定にも一つも入ってないことには驚いた次第です。要件等の問題があるのかなとも思いますけど、この文化財指定の件、道案内、解説板の件、どのように考えておられるかお尋ねいたします。

それから、２点目になります。観光面についてであります。やはりどうしても気になりましたのが、市の観光パンフレットを幾つか見てみましたけれども、やはり西南の役関連に対する記述が少しも載っていないというか、ほとんどどの部分にも載っていないことにはちょっとがっかりいたしました。やはり植木町、玉東町に関しては、観光ガイドとして西南の役の文字が大きく躍り、観光コースの紹介の中にもどの場所か必ず入っております。自治体での観光環境の違いによることはわかりますが、史実の内容からすれば、我が市においてももっと紹介すべきと考えます。確かに山鹿温泉、八千代座、豊前街道、中世鞠智城、古墳館等多くの観光資源があるからとの判断かもしれませんけれども、少し寂しく思います。本日の熊日新聞に玉名市が崇城大と連携して、観光ルートの案内マップをつくったと書いてありましたけれども、その中に西南の役古戦場を巡るというようなパンフレットもできたというふうに書いてあります。また先ほど申しました「山鹿口の戦い」の本についてホテル、旅館等に伺いましたが、一つも置いていないということで、そこでこの本をホテル等に置いてもらうことにより西南の役に対するしっかりした説明ができると考えます。この本の配布といいますか、設置、どのように考えておられるか、お尋ねいたします。それから、３点目の学校に対する紹介については、本の配布、総合学習での取り組みがなされているとのことでありますが、今回合併により新しい山鹿市が発足し、山鹿市全域の歴史を覚えてもらうということは郷土愛につながると、いろんな意味で重要と考えます。例えば各学校に対し、年１回地元の地域だけでなく、この西南の役関連を含め、新しい山鹿の歴史を１日かけてゆっくり回ってもらうというようなことができれば、非常によいことだと考えます。これに限りませんけれども、これから新たな働きかけを考えておられればお尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

吉本議員の２回目のご質問にお答え申し上げます。まず、文化財指定の件につきましてでございますが、現状では確かに西南の役関係の史跡は指定がございません。指定につきましては、新市になりまして、今指定基準の見直しを行っているところでございますので、今後他市の例を調査し、文化財保護委員会とご相談しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、解説板あるいは道案内の件につきましてでございますが、先ほどもご答弁申し上げましたように、顕彰会におきまして、また市でも顕彰碑や標柱など約30カ所を建てているところでございます。さらに老朽化しているものについては、順次建て替えをいたしております。しかし、お話しにございました不足、あるいは不備につきましては、再確認をさせていただきたいと思います。最近では博物館前に、川辺校区の史跡、施設案内板を２カ所設置していただきました。その際、西南の役関係の史跡につきましては、ほとんど入れて作成していただきました。１カ所は今川辺小学校の前に、そしてもう１カ所は史跡が多くございます博物館前に立てていただきましたので、大変わかりやすくなったと思っております。感謝申し上げているところでございます。

続きまして、今後の学校での紹介はどういうふうにやるのかということでございますけれども、自分の生まれた土地が歴史的な大きなできごとにかかわりがあるということを知ることは、郷土に誇りを持つということにつながると考えております。この「山鹿口の戦い」のことは、山鹿市内全小中学校に知らせてまいりたいと考えております。その方法といたしましては、まず先ほどの地域振興公社出版の「山鹿口の戦い」を全小中学校に配布したいと考えております。そして、これをもとに小中学校の歴史の授業やあるいは総合的な学習等を展開するように奨励をしてまいりたいと考えているところでございます。また、合併後の小学校用の社会科の副読本があればと今考えておるところでございまして、今後副読本作成に向けて検討を進め、その中に資料として「山鹿口の戦い」の紹介を入れ、子どもたちの郷土の教材として活用してまいりたいとも考えているところでございます。以上、お答え申し上げます。

○議長（高野誠二君）

福田商工観光部長。

［商工観光部長　福田憲之君　登壇］

○商工観光部長（福田憲之君）

２回目の質問にお答えをいたします。「山鹿口の戦い」に関する冊子につきましては、現在は八千代座、灯籠民芸館など観光施設や市内の土産屋などで販売をいたしております。宿泊施設につきましては、発刊した当時、山鹿温泉観光協会を通して販売の依頼をした経緯がございます。しかしながら、販売数も思わしくないところから、次第に協力していただく施設が減少し、現在に至っております。今後は観光客へのＰＲのためにも再度地域振興公社と協力をしながら、市内宿泊施設のみならず観光施設へ展示販売していただけるように働きかけをしていきたいと考えております。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

吉本議員、了解ですか。

○９番（吉本政幸君）

議長。

○議長（高野誠二君）

吉本議員。

［９番　吉本政幸君　登壇］

○９番（吉本政幸君）

各取り組み、ぜひお願いしたいものであります。この西南の役には党薩隊として、地元山鹿市より徳永３兄弟、安田兄弟、野満長太郎、野満安親、富記兄弟など幾人かの人々が参戦しておられます。また、我が鹿央地域において、３月21日の第５次山鹿口の戦いにおける官軍の右翼隊が岩倉より米野に入り制圧。もう一隊は山伏峠を越え、岩原に入り、山鹿を目指したと書いてあります。西南の役の舞台になったことなど露とも知らず、驚きと同時に今以上の身近さを感じた次第です。このようなことを含め、やはり大事にしていくべき歴史であると思います。最後に、文化財の保護、整備、予算の確保について市長にお尋ねいたします。ある書によりますと、文化行政の推進が強調され、文化行政は決して贅沢なものではなく、文化感覚の行政を進めることにより、やがて住民の誇りとなり、郷土愛に結びつくとありました。文化財に関してももっとみんなに見てもらいたい、知ってもらいたいものがたくさんあると思う次第です。積極的な対応を望むものですが、どのようにお考えか伺って質問は終わりとします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの吉本議員の３回目のご質問にお答えいたします。ただいまご質問を伺

っておりまして、吉本議員の今回のこの質問に対する熱い思い、また歴史、郷土への愛、そういったものをしっかりと感じとったところでございます。私もかねて思っておりますことは、郷土の歴史、これは決してつくることはできない。それぞれの時代にそれぞれの地域で、そこに生きる人たちが懸命に生きた証として大事にせないかんなと、そんな思いを強くいたしております。そういった中で、先ほどございました文化財にいたしましても、それをまさに証明するものであろうと思っております。この山鹿市には数多くの文化財があるわけでございますけども、私たちはそういったものをそういった思いの中で、しっかりと大事に保存しながら、そしてまた、多くの方々にこの歴史を知っていただき、そしてまたそのことがただいまお話しございましたように郷土への誇り、自信、郷土愛といったものにつながってくると、そういったものを基本的に思っております。特に、ただいまお話しございました西南の役につきましては、まさに国内最大、そして最後の戦いであったという思いをいたしておりますし、それが130周年という大きな節目の時を迎えておる。私は先般の庁内の会議におきましても、この時、そういった思いを当時、130年前といいましても、本当に近い過去であると、そんな思いがします。そういった中に、日本の国の将来を思い、官軍、薩軍、ともに命をかけて若い方々が戦われたと、その歴史を私たちは今受け止めながら、これを今日に生かしていくことが私たちの責めではないか、務めではないかと、そんな思いをお話し申し上げたばかりでございます。そういった意味の中で、ただいまも担当の方からいろいろと観光面や教育面での取り組み状況を報告したわけでございますけども、まだまだ不十分な点があろうと思います。そしてまた、こういった歴史が、文化財がこの山鹿の地にあることを誇りにしながら、これをしっかりと大事に生かし、保存し、活用しながら生かしていきたいと思っております。限りある予算の中でございますけども、そういった思いの中でしっかりと大事にしていきたいと、そういう思いでございます。以上でございます。

○議長（高野誠二君）

以上で、吉本議員の一般質問は終了しました。

ここで昼食のため、休憩いたします。午後１時30分から再開いたします。

午後０時03分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後１時30分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の通告順により、川野　功議員の発言を許します。川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

こんにちは。14番、川野です。先日通告しておりました３点について、一問一答方式で質問いたします。よろしくご回答のほどお願いいたします。

まず１問目、アスベスト問題について質問いたします。昨年９月に、アスベスト含有率の調査対象が１％含有から0.1％含有に引き下げられました。これはアスベストの危険性がさらに認識され、また被害状況が詳しくわかってきたための変更だと思います。基本的には含有率はゼロ％でないと安心できないと思います。アスベストに関しては、私は17年９月に一般質問で尋ねております。その時点では、対象253施設の内、190施設について調査が進んでおり、12施設においてサンプルを採取して分析中で、その年の11月中旬には結果が出るということでした。結果をお知らせください。分析の結果、アスベストであると判明した場合には、対策として除去、あるいは封じ込め工法等による対応を考えているという回答でした。それから１年半以上経った今では、アスベストに対する認識が高まり、以前よりも情報も豊富に伝わるようになってきました。検査方法も以前より数段確実になってきたと聞いております。前回の調査では、１％未満かどうかという調査しかしていないと思いますし、当時の検査方法に問題がなかったかどうかわかりません。私は本当に大丈夫なのだろうかと心配になる場所もあります。アスベストは建造物を解体しない限り危険性はないと言われています。普通、アスベストを含んだ建材は粉砕しないと空気中には飛散しません。一連のアスベスト騒動で心配になったからといって、早急に除去工事を行うことは、リスクを増大させる恐れもあります。学校、病院等、公共建造物では、アスベストの撤去作業を進めているところもありますが、解体作業者の安全性など考えると、アスベストを撤去した方が安全なのか、そのまま撤去しない方が安全なのか、議論の分かれるところであります。学校等の解体作業者が将来20年から40年後、中皮腫になることについての懸念が持たれており、この懸念を2040年問題という言葉で表現する人もいるようです。ただ、封じ込め工法をとった場合、地震、台風などの天災時に飛散する可能性もあり、そういう点も心配するところもあります。除去か封じ込めか判断が難しいところだと思います。ただ、その状況を正確に把握していることが最も重要であると思いますので、「アスベストが出なかった、よかった。」ということで、後はそのまま放置されたものが、もしも危険であったならば、取り返しのつかないことになってしまいます。正確な情報を得るために、再検査の必要性を感じ、今回市の対応を質問しております。よろしくご答弁をお願いします。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

アスベストについて、お答えいたします。今、お話しがありましたように、平成17年９月定例会で議員から一般質問でお尋ねになりましたが、当時は、調査内容についてのご説明、そしてアスベストに関係する施設や建築資材、健康問題などに対する市民の相談窓口を設けたこと、そして広報紙により市民への周知、啓発を図ったことをお答えいたしております。その後、市有施設すべてについて、設計書、目視による調査を行いました。使用の疑いのある施設については、検体検査を実施いたしました。その結果、調査対象は結果的に264施設です。検体検査を実施したものが35施設、そのうち６施設にアスベストの使用が確認されました。このため６施設について除去、あるいは囲い込み工法による対策を講じ、現在まで６施設すべてアスベストの対策を終えたというところであります。なお、この費用が4400万円程度要しております。次に調査の方法についてお答えいたします。厚生労働省からの通達に基づきまして、アスベスト使用の疑いのある35施設の各箇所からサンプルを採取しておりますが、調査全般は熊本県塗装業協同組合のアスベスト部会の方にお願いをいたしました。分析につきましては、厚生労働省の委託団体である社団法人日本作業環境測定協会から認証されている財団法人西日本産業衛生会が実施しております。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野　功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

ご答弁ありがとうございました。数10年後、後からしまったということにならないようにだけ願っております。

次に、２問目にいきます。教育関係について、質問いたします。地方教育委員連絡協議会について、お尋ねいたします。合併前は、各市町村の教育委員さんの意見の交換や教育振興の場として活発に開かれていた地方教育委員連絡協議会、略して地教委という組織がありました。その地教委が合併後、鹿本郡市、つまり鹿本教育事務所管轄の山鹿と植木の市町間ではなくなってしまいました。教育委員さんの活

動の場として、教育行政において鹿本郡市をリードしていた組織だったので、非常に残念だと思います。県内多くの市町村は合併し、自治体の数は減りましたが、地教委はそのまま設置されており、以前同様活発に活動していると聞いております。なぜ、山鹿市ではなくなったのか、その経緯、他市町村の現状と今後の対応をお尋ねいたします。

次に、前回３月の質問で音楽関係の提案をしましたが、その後どうなったかという質問です。内容は音楽の角田先生のことでした。技術も実績もすばらしい先生に、現役の音楽担当先生たちを指導していただくことにより、先生方の指導力が上がり、本市の小中学校の音楽レベルを格段に上げようという提案でした。その後の教育委員会の対応をお尋ねいたします。こういうことは、あまりお金をかけないでできます。行動だけはすぐに起こしてほしいと思っております。

次に、学校関係の合併特例債の計画と現状についてお尋ねいたします。合併前の計画では、合併特例債を使った事業計画の中で、教育施設の大規模改修や耐震補強などに多くの予算が割り振られており、教育関係予算が100億円以上あったという話も聞いております。これは記憶が薄れておりますので定かではありません。ただ、教育関係の建設予算は補助金等がほとんどないので、この特例債に多く頼ることになると思います。現状の計画はどうなっているのでしょうか。以上、教育関係３点、お尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

教育関係について３点、お尋ねがありました。まず１点目、鹿本郡市地方教育委員会連絡協議会の件についてお答えいたします。この協議会は、議員ご案内のとおり合併と同時に解散した組織でございます。正式名称は鹿本郡市地方教育委員会連絡協議会、通常、略称で鹿本郡市地教委と呼んでおりました。この地教委の内容について簡単に紹介申し上げます。

この組織は、鹿本教育事務所内に事務局を置き、合併前の１市５町の教育委員会で構成され、各教育委員会の連絡調整と教育振興を図ることを目的としておりました。協議会の会議は各教育委員会の代表者、いわゆる教育委員長と教育長をもって構成しておりました。ご質問の解散した経緯でございますが、植木町を除く１市４町の合併を見据えて、今後の地教委のあり方を検討した結果、１市１町になりますと連絡調整等も取りやすいこと、教育振興につきましても管内教育長会議は継続していくとのことでございますので、その折に教育上の施策等については、協議が

できると判断したためであります。また山鹿市でも定期的に教育委員会を開催しておりますので、その折に私が管内教育長会議の情報の提供をし、また各教育委員より意見を求め、植木町との会議の場に出していくという形で行っております。

次に県下の状況でございますが、教育事務所ごとに地教委が設置されておりますが、八代教育事務所管内の八代市と氷川町が鹿本郡市同様に１市１町となった関係で合併前に解散しております。またご承知のように、県内の教育事務所のあり方について議論がなされておりますが、そのことを見据え、地教委をどうするかの検討を行っているところもあるように伺っております。今後の対応ということでございますが、現段階においては、植木町との協議により必要な折に会議を持つこと、これは先週の金曜日に向こうの教育委員長、教育長に再確認をしたところでございます。また、私ども教育委員長との話の中で、今のままでいいということでございますので、再編成は考えておりません。

２点目の音楽関係の提案に対するその後の経過について、お答えいたします。音楽教育に秀でた指導者の活用につきましては、前回３月に答弁いたしましたとおり、毎週土曜日、中央公民館で少年少女合唱団の指導者として児童、生徒の指導はもとより、そこに集まった音楽教師への指導がお互い熱心になされておるということです。その結果多くの音楽教師が力をつけ、それぞれ一流の指導者として成長し、活躍しています。山鹿小学校、山鹿中学校合唱部の全国的な評価、まさにその成果であります。またそこで指導を受けた音楽教師が山鹿市教育委員会の学校訪問の折、研究員として参加し、音楽の授業等の指導にあたり、資質の向上を図っているところでございます。その結果、ブロック別の音楽会で、その成果が披露されております。なお本年度は、このブロックごとの研究会に音楽の教師がそれぞれ他のブロックに出向いていこうと、そこでさらに資質の向上等に努めようということでございます。このことにつきましては、もう既に積極的に行動して成果を上げていると私たちは認識しております。

３点目の教育関係合併特例債の計画と現状について、お答えいたします。議員ご案内のとおり、合併時の新市建設計画の中で、合併特例債を活用して、学校の校舎や屋内体育館など教育施設の大規模改修や耐震補強など計画されておりました。合併後３年目を迎え、本市の学校の現状はと言いますと、全国同様少子化が進み、学年に１学級しかない小規模校が多く見られます。また小学校においては、異学年が同じ教室で学習するという、いわゆる複式学級を有する学校も数校見られるようになりました。そのような状況を踏まえ教育委員会では、子どもたちにとって望ましい教育環境を構築すべく、市職員による学校再編検討委員会を経て、学識経験者、議会代表、地域住民代表、保護者代表等による学校規模適正化等協議会を立ち上げ

ました。その協議会で教育の機会均等を実現し、教育水準の維持向上を図るために、小中学校の適正規模についてご検討いただいているところでございます。既に、３回の協議会を開催し、今後も月１回程度のペースで協議を重ねてまいる計画でございます。ご案内のとおり、合併特例債の活用期限は合併後10年間、平成26年までとなっております。教育委員会といたしましては、適正化等協議会委員の方々や地域の方々のご意見を参考としながら、子どもたちにとって望ましい学校規模等の基準を作成し、有利な合併特例債を活用できるよう早急にかつ慎重に学校施設等の整備計画を策定し、新市建設計画の早期実現に向けて取り組んでまいります。以上、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野　功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

ご答弁、ありがとうございました。19日の熊日新聞に、こういう記事が載っておりました。宇城市町の地教委連絡協議会が不登校対策で委嘱状を出したという記事です。内容は詳しくは言いませんが、大学の教授と学生25名に不登校の子どもを支援する団体の委嘱状を出したという内容です。昨年度から活動しているということでした。すばらしい活動だと思います。一つの市や町ではできないことでも、広域で考えるとできると、そういう活動も行われております。答弁の中に、１市１町なので連絡調整が取りやすく、教育振興も継続していくので、必要ないという答弁でした。私は植木町との連絡がスムーズにいっていたり、教育振興も継続されているとは感じておりません。その一つの例として、ＰＴＡの活動にも大きな影響が出ていると思います。合併前までは１市５町で鹿本郡市ＰＴＡ連絡協議会が組織されていました。合併後はその枠組みがなくなり、山鹿市ＰＴＡは山鹿市だけで活動し、植木ＰＴＡは植木町単独で活動しております。県ＰＴＡの登録では鹿本郡市が一つに限られていますが、組織としてはつながりがありませんので、二つの違った組織が存在していることになります。合併のごたごたで手続が遅れたのかなと思っておりましたが、いまだ一緒に連絡協議会をつくる動きはありません。こちらから働きかけをしましたが、植木町側は一緒に活動する意思はないようです。ＰＴＡの役員さんは、一緒に活動することに関して必要性を感じている方もおられますが、行政

側の方にその意識がないと感じます。結局、植木ＰＴＡ連絡協議会との交流は年３回程度、県ＰＴＡとの報告会を役員間だけで行うだけということになりました。残念ですが、二つの組織が一緒に何かをするという発想はありません。合併で何かいざこざがあったのかもしれませんが、私から見れば、異常な状態です。昨年１年間、何でこうなっているのだろうと考えておりましたが、地教委がないのもその一つに挙げられるのでないかと思います。植木町とは本当にスムーズに連絡がいっているのでしょうか。昨年のＰＴＡ担当の職員に聞いても、植木町のことはわかりませんという言葉しか返って来ませんでした。私は、１市１町だからこそ余計地教委を組んだらと思っております。そうすれば、もっとまとまりのよい教育振興ができると思います。会議は２、30人いてもまとまりません。教育委員10人と教育事務所数人という組織ならすぐにまとまり、すばらしいことができると思います。地教委に関しては、考えていないということですけども、私はまだまだ現時点では必要と考えております。教育長はそう思われないでしょうか。

次に音楽関係について、２回目の質問をします。その後、どうなったかに関しては、指導者の先生に問い合わせしてあり、それなりの動きはあったような報告でした。ただ、まだまだ期待したような依頼はされていないと思っており、その点ではもったいないと思います。ほかにもすばらしい先生方がいらっしゃいますし、山鹿市の財産ですので、大いにもっともっと活用できるような場所や機会を提供して、本市の教育レベルの底上げを図っていただきたいと思います。これは、答弁は要りません。

次に合併特例債について、２回目の質問をします。現時点で心配しているのが、合併特例債の使える残り期間です。学校規模適正化協議会の意見がまとまるのを待って、それを基準に小中学校統廃合計画を策定し、その後、学校施設の整備計画を立てていたのでは、建設着工に後何年かかるのか心配になります。統廃合が決まったら、住民への告知、説明等でも時間がかかることが予想されます。合併後、もう２年半が過ぎました。特例債が使えるのは10年ですから、あと７年しかありません。間に合うのでしょうか。統廃合に影響がないような施設は早目に整備を始めておいた方がいいと思いますが、その点、お尋ねいたします。

次に、ある町では、合併後も小中学校の統廃合はしない条件になっていたと話をされる議員さんもいらっしゃいます。その件に関して、今後の対応はどうしていくのか、考えをお尋ねいたします。

次に、統廃合を含めた学校整備計画を立てるとき、その総額予算がどれくらいかで設計内容にも大きく影響が出てくると思います。合併特例債をどれくらい予定しているのか、数字があればお知らせいただきたいと思います。以上、教育関係２回

目、よろしくお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

２回目のお尋ねに、お答えいたします。まず中央教育委員会委員の連絡協議会の件でございます。宇城市の例を挙げられました。もちろんそれぞれの地教委でもすばらしい取り組みが紹介されることは、私ども存じております。ただ、そこに出てきたのは、代表者として地教委連絡協議会の会長の名前が挙がっていたと思います。また私たちも不登校につきましては、それ以前から、かなり積極的に取り組んでおりますので、別に地教委連絡協議会云々と、取り組みというのが必ずしもイコールとはなっていないというふうに考えます。それからＰＴＡのことをご指摘でございましたけど、ＰＴＡとまた私たちとはその話しながら、ＰＴＡイコール地教委連絡協議会と。また、それとの関連もどうだろうかなと、ちょっとそこのあたりですね、話し合いとか何かは感じますけども、ＰＴＡがそのためにどうなったというのはちょっと何か考え方が違うのではなかろうかと私は思います。植木町の教育委員会ともできるだけ頻繁に連絡を取り合うようにしておりますし、今までもいろんなことについて、具体的に申しますと、例えば教職員の異動地域の区分の見直しをしたり、あるいは夏休みの期間を見直したりとかそういう学校長の裁量権の見直しとかいうことにつきましては、植木町とも非常に連絡を取り合って、きちんとやっております。また、人権問題等についての研修会等も連絡を図っておるところでございます。また、非常に活性化という面で以前がよかったということございますけど、現在においても県の方でそういう連絡会の研修会あっておりますし、昨年は私どもの教育委員会も九州大会の方にも参加して、そこら辺の研修にも努めておるところでございます。また教育委員会の中でもいろんな意見が出まして、お互い山鹿市の教育の望ましいあり方ということで意見交換し、そしてまたそれを事務局が受けて教育行政を推進しているというところでございます。

それから２点目の音楽の方はご指摘のとおり答弁よいということございます。私どもとしましても、十分にやっておると、やっていくということで、またよろしくお願いいたします。

それから、合併特例債の件でございますが、これにつきましては、平成26年までと期限があるが、間に合うかということでございます。これにつきましては、本市の学校の現状が１学年に１学級しかない小規模校が多く存在し、複式学級も存在しておりますので、そういう中で、子どもたちにとって望ましい教育環境を構築する

ことにより、教育の機会均等や教育水準の維持向上を図っていくために学校規模適正化等協議会でご検討いただいているところでございます。議員ご案内のとおり、合併特例債につきましては、学校の大規模改修や耐震補強等学校施設の整備を進めていく上で、大変有利な制度だと思いますし、市財政への影響も大変大きなものと考えます。しかしながら、私たちが一番考えなければならないのは、現在の学校現状や子どもたちの状況を十分踏まえながら、子どもたちにとって望ましい環境をつくることではないかというふうに考えます。そういった中で、早くできるものを早く、例えば児童、生徒の安全にかかわるものなど、また一方で慎重に検討すべきものは慎重に検討しながら、できるだけ特例債の期限までに整備ができるよう、今後努力していきたいと考えております。

次に合併協議会の中で、合併後、学校の統廃合はしないということ云々とありましたけど、合併協議会においては、少なくとも学校の統廃合が議題となったことはなかったと思います。ただ、当時の教育長会議の場において、いわゆる合併という大きな目標があると、その時に、学校統廃合のことを話題にしたら、合併自体に非常に支障が出るのではなかろうかということで、教育長会議の申し合わせ事項といいます、紳士協定みたいな形で、合併の統廃合については、話題にはしばらくしないでということで申し合わせをしておりました。そのことではないかと思います。しかし、先ほどから申し上げましたように、少子化の中で、学校や子どもたちを取り巻く環境も変化し、子どもたちの育ちや学習面にもさまざまな影響が考えられますので、子どもたちにとって望ましい学校の適正規模化について検討していただいているところでございます。最後に、学校施設関係の整備に伴う予算額についてということでございますが、新市建設計画の中で、概算の予算額について計上しておりましたが、これにつきましては、学校の適正規模等の基準を作成しそれを受けて、学校施設整備計画の策定により予算額を計上していきたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野　功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

答弁、ありがとうございました。ＰＴＡやほかの活動に関して直接関係がないよ

うに考えられるかもしれませんけども、結果的にはすべてがつながっていると思っております。教育長が頑張っておられることは、私も十分認めておりますし、感謝しております。教育センターもつくられましたし、教育委員の意見も取り入れられ、教育振興に精力的に取り組んでおられ、大変評価しております。ただ、１人だけで頑張っておられるので、そのアイデアや信念が市民や私たちに届きにくい状態ではないのかと思っております。せっかく教育委員があと４名もおられます。その方々のパワーも同時に発信できるようにした方が、より市民に浸透していくのではないでしょうか。教育事務所に対しても教育長１人が対応するより、５人で言えますし、植木町と合わせて10人で対応できれば、より意見は通ると思います。学校レベルでは校長会議等は郡市内での交流があるわけで、教育委員だけが植木町との交流がないことになっている状況です。植木町のことを心配して言っているわけではありません。教育委員さんをもっと活用していただきたいと思っているだけです。地教委がその役目を果たしてくれると思っておりますので、今回提案しました。よろしく再度ご検討いただきたいと思います。

３問目は、教育長の答弁で満足しております。答弁は要りません。１問目に対して、もう一度お願いいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

３回目のお尋ねに、お答えいたします。川野議員には、いつも教育委員会に対して暖かいエールを送っていただいておるということに対しては感謝申し上げます。ただ、私１人が頑張っておるのではありませんで、117名、教育委員会、今現在おると思いますが、優秀な職員がたくさんおりまして、それぞれが頑張っておりますし、またその行動のもとになるような形で教育委員の皆さんからいろんな提言をいただいております。例えば教育センターも教育委員の提言によって動き出したものでございますし、そのほかにもいろんな形でですね、教育委員の呼び掛けが山鹿市の教育行政に生きるように、私たちは十分配慮しております。教育委員会自体も非常に時間的にはもう２時間半、３時間というような教育委員会ざらでございます。また市長、副市長との懇談会も教育委員会として、５人でしておりまして、そういう中でも思いを伝え、また市長、副市長から思いを受けて、私たち取り組んでおります。まだまだどちらかといいますと、合併しまして、旧１市４町の思いもまだ多少の調整がですね、微調整といいますか、そういう幾つか残っております。しかし、一つ一つ、一歩一歩、それは確実に、私は前進してきておると思っております。ま

た、教育委員の皆さん方は学校訪問に26校ありますけども、そのうちの教育委員だけで15、６校は回っていただいておりますし、その中でも十分な意見交換の時間も取っておりますし、学校の職員にも教育委員みずからいろんな形でかかわっていけるようになっております。また、社会教育関係も同じようにいろんな形に出てもらっておりますので、今後とも教育委員会、合議制でございますので、みんなの意見を委員長の方でまとめていきますので、それに従いまして、頑張っていきたいと思います。どうぞ、今後ともご支援のほどよろしくお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。お世話になります。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野　功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

答弁ありがとうございました。117名、すべての皆さん頑張っていらっしゃいますけども、先ほどのは５名の教育委員さんの中でということでの話だったと思います。

３問目に入ります。プラザファイブ再生支援計画の進捗状況について、お尋ねいたします。進捗状況に関しましては、金曜日に森川議員、森議員が詳しく質問され、回答を得ておりますので、簡単で構いません。

次に、中心商店街の活性化で考えると、プラザファイブだけの支援計画では、不十分だと思っております。その周辺の商店街の活性化等にも十分配慮した計画が必要だと思っておりますが、その点、どのような計画があるのか、お尋ねいたします。それと、現在の計画を聞いても、全体のイメージがなかなか湧いてきません。事業総額で幾らぐらいになるのかもお尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。福田商工観光部長。

［商工観光部長　福田憲之君　登壇］

○商工観光部長（福田憲之君）

川野議員質問のプラザファイブ再生支援計画の進捗状況について、お答え申し上げます。１点目の現在の進捗状況と今後の計画についてでございます。先日の森川議員、森議員の一般質問でお答えしたとおりでございまして、平成18年度に基本設

計書の作成が完了し、現在それらをもとに区分所有者に今後の事業推進の意志を確認する、建替え決議に向けた準備作業が行われているところでございます。また、今後の計画といたしましては、建替え決議が成立いたしましたら、実施設計書の作成を行い、平成20年度には着工という計画でございます。

２点目の周辺の活性化につきましては、今年度中心市街地活性化基本計画の策定に取り組む中で、周辺の商店街、地域住民及びその他関係者等の意見を十分に聞きながら計画づくりを進めていきたいと考えております。また、今回の再生事業がプラザファイブのみならず、周辺の商店街等にとっても効果的な事業になるように支援をしてまいりたいと考えております。また、プラザファイブの全体事業費ということでお尋ねでございます。実施設計がまだできておりませんので、概算でございますが、基本設計、実施設計等を含めまして約12億円でございます。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野　功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

答弁ありがとうございました。建替え決議の成立時点で、どれくらいの店が参加するのか、開店する店がどのくらいになるかで実施計画が変わってくると思います。その点と周辺の商店街の活性化が心配ですが、もう少し計画が進展してからでないと、もう答弁もできないと思いますので、今回はこれで質問いたしません。ただ、本当に活性化できるような計画を作成していただきたいとお願いし、質問終わります。ありがとうございました。

○議長（高野誠二君）

以上で、川野議員の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全部終了いたしました。これにて、質疑・一般質問を終結いたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第２　委員会付託

○議長（高野誠二君）

日程第２、委員会付託を行います。ただいま議題となっております全案件を、お

手元に配付いたしております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

散　会

○議長（高野誠二君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後２時08分　散会

～～～

６月１５日（金曜日）

平成19年（第２回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第４号）

平成19年６月15日（金曜日）午前10時開議

第１　議案第68号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市税条例の一部を改正する条例）
議案第69号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）
議案第70号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
議案第71号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例）
議案第72号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
議案第73号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）
（委員長報告）
討　　論
採　　決

―――――――――――――――○―――――――――――――――

本日の会議に付した事件

第１　議案第68号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市税条例の一部を改正する条例）
議案第69号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）
議案第70号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
議案第71号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例）
議案第72号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
議案第73号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）

日程追加

第２　議案第74号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第２号）

出席議員（30名）

1番	平井光臣君
2番	北原昭三君
3番	芹川正美君
4番	藤原　豊君
5番	立山秀木君
6番	立山　隆君
7番	原　徹君
8番	平井邦廣君
9番	吉本政幸君
10番	池田誠一君
11番	堀　茂幸君
12番	永田紘二君
13番	森川昭彦君
14番	川野　功君
15番	古荘克郎君
16番	島田節男君
17番	森　芳顕君
18番	家入憲隆君
19番	横手啓介君
20番	高野誠二君
21番	藤原　弘君
22番	森　久雄君
23番	西牟田　長君
24番	太田黒鐵郎君
25番	丸山寛治君
26番	寺崎勇児君
27番	高口功二郎君
28番	山口晋正君
29番	古田信助君
30番	丸山康昭君

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	杉焼義文君
教育長	田中宏君
総務部長	西田秀行君
市民福祉部長	森和芳君
農林部長	藏原榮一君
商工観光部長	福田憲之君
建設部長	池田永実君
環境部長	熊野次男君
病院事務部長	星子四郎君
教育部長	八木田達博君
総務部次長	三森兄臣君
農林部次長	有尾隆俊君
商工観光部次長	北井孝範君
建設部次長	宮本榮次郎君
水道局長	池田幸一君
総務課長	幸村英星君
財政課長	米加田純正君
いきがい推進課長	奥村正文君
健康増進課長	黒田睦男君
農林振興課長	栃原栄一君
商工課長	永田義文君
建設課長	緒方淳一君
農業委員会事務局長	立山清敏君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
局長補佐兼議事係長	今坂英俊君
議会総務係長	堤真澄君
書記	中村武志君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第１　議案第68号～議案第73号

○議長（高野誠二君）

日程第１、各常任委員会に付託してありました全案件を、議題といたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

議案第68号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市税条例の一部を改正する条例）

議案第69号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）

議案第70号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第71号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例）

議案第72号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第73号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

各常任委員長の報告を求めます。

永田文教厚生常任委員長。

［文教厚生常任委員長　永田紘二君　登壇］

○文教厚生常任委員長（永田紘二君）

おはようございます。

文教厚生常任委員会の審査の報告を行います。

まず当委員会は、閉会中の４月17日、午後１時30分より議員控室におきまして委員７名出席、太田黒委員入院のため欠席、関係職員の出席を求め、委員会を開催し、閉会中の所管事務調査としておりました総合保健福祉計画及び教育基本計画につきまして、執行部の詳しい説明を受け慎重に調査を行いました。

次に、本定例会におきまして当委員会に付託されました案件は議案３件であります。その審査の結果につきまして、ご報告いたします。当委員会は６月11日、本庁

舎３階会議室におきまして、午前10時より委員会を開催し、委員全員出席のもと、執行部より関係職員の出席を求め、付託案件の審査を行いました。

議案第70号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第71号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例）、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第73号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）中所管、原案のとおり可決すべきのと決しました。

続きまして、付託案件の審査終了後、協議会を開催いたしました。

市立病院、主に改築計画について、小中学校規模適正化について、老人ホーム再編について、保育園、幼稚園の再編についての進捗状況、並びに延長保育利用料変更について、執行部より詳細な説明を受け、意見交換会を行いました。なお、市立病院事業、教育関係、福祉関係を閉会中の所管事務調査とすることを決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

堀経済観光常任委員長。

［経済観光常任委員長　堀　茂幸君　登壇］

○経済観光常任委員長（堀　茂幸君）

本定例会におきまして、経済観光常任委員会に付託された案件は、議案１件であります。

去る６月11日、午前10時より議員控室において委員全員出席、執行部より関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。その結果について、ご報告いたします。

議案審査に先立ち、４月１日付で人事異動による職員の自己紹介のあと、現地調査を行いました。

最初に、本年度山鹿東部工業団地内に進出してまいりました株式会社ＪＴニフコを見学いたしました。４月25日竣工、現在のところ半稼働でございますけども、プラスチック部品の工場というようなことで、今年度中には70人規模の工場になるということですが、あとまだ来年以降に２期工事を行って最終的には150人程度の従業員になるという報告を受けました。

次に、国の指定史跡であります鞠智城にまいりました。温故創生館の館長の説明を受けまして、大化の改新といいますか、その時代に遣唐使や遣隋使とか、百済文

化や長者原伝説など、いろんなお話しをお伺いいたしまして、歴史の足跡に触れ、約1350年前の古代の山城であり、改めて全体として今執行部と一体になって進めております国営公園化を目指して取り組まなければという思いになったところでございます。

続きまして、特産工芸村あんずの丘にまいりまして、菊鹿茶屋で郷土料理による昼食を取り、あんずの丘の各施設、押し花館、ハーブ館、伝承工芸館、へちま館、農業資料館等を見学いたしまして、午後２時15分より委員会を再開、議案の審査を行いました。

議案第73号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に付託案件審査後、バイオマス施設、プラザファイブ再生事業、福岡直行バスなどについて、執行部より詳細な説明を受け、意見交換を行いました。

以上で、経済観光常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

森川建設環境常任委員長。

［建設環境常任委員長　森川昭彦君　登壇］

○建設環境常任委員長（森川昭彦君）

建設環境常任委員会の報告をいたします。

本定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案１件であります。

６月12日、午前10時から本庁３階会議室におきまして委員全員出席、執行部より関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

まず、議案審査に先立ちまして、現地調査を行いました。菊池市旭志村にあります市直営のＲＤＦ施設、エコヴィレッジ旭を視察をいたしまして、坂本施設長から詳しい説明を受けました。この施設は一般家庭ごみを燃やさずに、破砕、乾燥、成型して固形燃料をつくる資源循環型社会に貢献する施設ということでございまして、ＲＤＦとは廃棄物から得られる燃料の略称で廃棄物を乾燥・選別し、可燃物を取り出して円柱状に固め、固形燃料をつくって、大牟田のリサイクル発電所で燃料として有効活用するということでございました。固形燃料は形状も均一で、輸送・長期保存が可能で、発電所の受入基準に適した品質に合わせて搬出をされておるということでございます。この施設は公害防止を優先して、周囲の環境にも配慮をしてありますし、ごみを乾燥する過程で発生する排ガスや集じん・空気も高性能の公害防止機器により規制以下で排出をされております。また、排水も施設内で再利用されておりました。大変すばらしい施設でございますが、これに要する経費というものは膨大なものでありまして、改めまして環境保全には金がかかるのだなあという感

想を持ちました。

午後２時30分から、委員会を再開いたしました。

４月１日付人事異動による職員の自己紹介ののち、議案の審査を行いました。

議案第73号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお審査終了後、建設部より災害時の緊急事態発生に伴う連絡体制、また市営住宅明け渡し請求の経過、住宅マスタープラン、都市景観大賞、美しいまちなみ賞の受賞について報告がありました。特に都市景観大賞受賞は、長年にわたる建設部都市計画課の努力の成果でございまして、この大賞受賞に心よりのお祝いと敬意を表すところでございます。

以上、建設環境常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

寺崎総務常任委員長。

［総務常任委員長　寺崎勇児君　登壇］

○総務常任委員長（寺崎勇児君）

おはようございます。

本定例会におきまして、総務常任委員会に付託されました案件は、議案４件であります。

６月12日、午前10時から議員控室におきまして、委員全員出席、執行部より関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。審査に入ります前に、４月１日付人事異動による職員の自己紹介を求め、その後、議案審査に先立ち現地調査を行いました。

まず、現在検討されております仮称鹿北市民センター整備計画の鹿北公民館及び鹿北総合支所の施設について、担当職員から説明を受けました。

次に、中嶋市長を会長に促進期成会が発足され、国営公園化に向けた活動がなされております国指定史跡鞠智城跡を視察。また敷地内の施設、温故創生館の館長から鞠智城の歴史と現在の状況について説明を受け、長者館で昼食をし帰庁いたしました。午後２時から委員会を再開し、議案の審査をいたしました。

議案第68号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市税条例の一部を改正する条例）、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第69号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第72号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第73号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

○議長（高野誠二君）

これより採決いたします。

議案第68号から議案第71号までの４案件を、一括採決いたします。議案第68号から議案第71号までの４案件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、４案件は原案のとおり承認されました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第72号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程追加

日程第２

議案第74号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第２号）

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

ただいま議案１件が提出されました。職員に配付いたさせます。

［職員配付］

○議長（高野誠二君）

お諮りいたします。

この際、議案１件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案１件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第２、直ちに議題といたします。

提案理由の説明を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

議案第74号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第２号）について、ご説明を申し上げます。

本案は、本定例会の会期中において、来月予定されております参議院議員通常選挙に合わせて、衆議院小選挙区、熊本３区でありますが、選出議員の補欠選挙を執行する事由が生じたため本案を追加し、ご提案申し上げるものです。

１ページをお願いします。今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。第１条　歳入歳出予算の補正は、総額に1600万円を追加し、総額を251億3151万8000円とするものであります。

８ページをお願いします。３歳出、（款）総務費、（目）衆議院議員補欠選挙費の補正額1600万円は、公職選挙法第33条の２の規定に基づく衆議院小選挙区選出議員補欠選挙熊本３区の執行にかかる経費であります。財源は県支出金です。以上、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

この際、議案審査のため、暫時休憩いたします。

午前10時19分　休憩

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

午前10時29分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております案件について質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第２項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

○議長（高野誠二君）

これより採決を行います。

議案第74号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

閉　会

○議長（高野誠二君）

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成19年（第２回）山鹿市議会６月定例会を閉会いたします。

午前10時31分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　**高　野　誠　二**

山鹿市議会議員　**北　原　昭　三**

山鹿市議会議員　**平　井　光　臣**